

支え合いのまち千葉 推進計画 ～第5期千葉市地域福祉計画～

計画期間 令和4（2022）～8（2026）年度

【原案】

令和4（2022）年1月

千 葉 市

支え合いのまち千葉 推進計画 ～第5期千葉市地域福祉計画～ 目次

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	7

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ	8
2 国の動向	22
3 これまでの取組みと今後の課題	25

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 計画の構成	39
2 圏域の考え方	40
3 基本理念	41
4 計画策定の経過	41

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

1 区支え合いのまち推進計画について	43
2 区支え合いのまち推進計画のポイント	43
● 中央区支え合いのまち推進計画	45
● 花見川区支え合いのまち推進計画	55
● 稲毛区支え合いのまち推進計画	61
● 若葉区支え合いのまち推進計画	65
● 緑区支え合いのまち推進計画	72
● 美浜区支え合いのまち推進計画	76

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

- 1 基本目標 8 3
- 2 取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み 8 3

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 基本計画策定にあたって 1 3 9
- 2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題 1 4 0
- 3 計画の基本方針と施策の体系及び展開 1 5 0

第7章 取組事例

- 1 フードパントリー～社協犢橋地区部会～ 1 5 4
- 2 コロナに負けない！繋がり大切さ～社協白井地区部会～ 1 5 6

第8章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制 1 5 9
- 2 計画の評価 1 6 1

資料編

- 資料編目次 1 6 3

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 現状と課題

近年、地縁・血縁により助け合う機能は低下し、人と人とのつながりの希薄化が進んでいるとされています。その背景として、少子高齢化・核家族化の進行、共働き世帯・人生100年時代を踏まえた高齢者の就労者・外国人住民の増加、価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化など、地域社会を取り巻く環境の大きな変化があります。

本市の人口は現在976,784人（令和3（2021）年9月末時点）であり、国全体の人口が減少に転じるなか、微増傾向を維持してきました。しかしながら、今後減少に転じ、令和7（2025）年には974,900人、令和22（2040）年には907,600人となる見込みで、本市も人口減少の局面を迎えつつあります。

また、高齢化率は、令和3（2021）年9月末時点で26.2%と、10年前の20.4%から大きく上昇していますが、これが、令和7（2025）年には28.7%、令和22（2040）年には35.6%まで上昇すると見込まれています。一方、出生数は、令和2（2020）年が5,976人であり、過去30年間で最も多かった平成14（2002）年の8,605人から大きく減少しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

本市はこれまで、平成18（2006）年度に策定した第1期千葉市地域福祉計画（「花の都・ちば ささえあいプラン」）から、4期にわたる地域福祉計画とそれらに基づく取組みにより、地域住民、千葉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と行政が一体となって、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してきました。

併せて、この間、新たな制度や公的サービスも始まり、平成18（2006）年度には「あんしんケアセンター（地域包括支援センター）」を市内12か所に設置し、高齢者とその家族に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では、30か所（出張所2か所を含む）まで拡大し、令和2（2020）年度の相談件数は85,693件となっています。また、平成25（2013）年12月には、「生活自立・仕事相談センター」を市内2か所に設置し、生活困窮者（世帯）に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では5か所まで拡大し、令和2（2020）年度の相談延べ件数は、24,961件となっています。

さらに、各地域においては、社会福祉協議会地区部会が中心となり、町内自治会や民生委員・児童委員をはじめとする様々な関係者・団体により、各区支え合いのまち推進計画を推進しており、また、民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手となり、市社協コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどが、地域の団体に寄り添って、地域課題の解決に向けた支援を行っています。

これらの相談・支援活動を市内で開催してきた中で、老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題、ヤングケアラーなど、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が、地域において発生していることが明らかになってきました。個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加しています。

地域づくりの面でも、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。

一方で、地域支え合い活動、高齢者への買い物支援、子ども食堂など、新たな取り組みを始めた地域も出てきています。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていくこと、また、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、具体的な取り組みをさらに進めていくことが必要です。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響とその対応

令和2（2020）年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が確認され、その後、感染が拡大し、千葉県においては、令和2（2020）年4月7日から5月25日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。その後も、令和3（2021）年1月8日から3月21日までは、2回目の緊急事態宣言、令和3（2021）年4月28日からは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が本市に適用され、令和3（2021）年8月2日から9月30日までは、3回目の緊急事態宣言が発出されるなど、影響が長期化しました。この間、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるため、イベントの中止や縮小、飲食店への休業要請、小学校等の休業、公共施設の利用制限や不要不急の外出自粛要請等が行われ、社会経済活動全般に大きな影響が発生しました。

地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされるとともに、その影響は長期化の様相を呈しており、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下、活動の担い手やノウハウの喪失により、今まで長年をかけて築き上げられてきた「地域の力」や「住民同士の支え合いの力」が大きく損なわれ、再生が困難になる恐れがあります。

また、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響が懸念されるとともに、生活困窮、児童虐待、DV、自殺、家族介護者

の負担増、子ども・若者を含めた社会的孤立・孤独の進行・増加や支援を必要とする方々の生活実態やニーズの把握困難など、様々な課題が発生しています。

そうした状況下、地域においては、つながりを絶やさず、つながり続けるため、いわゆる3つの密（密閉、密集、密接）の回避、換気の徹底、社会的距離の確保やマスクの着用等の「新しい生活様式」を実践するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）やオンラインの活用等、様々な工夫が行われています。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした様々な工夫に加え、従前からの課題や問題に対しても、コロナ禍というピンチをチャンスととらえ、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、より柔軟な方向に変革していく視点を持つことが必要です。

（3）地域共生社会の実現

第4期地域福祉計画では、重点施策として、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置付け、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。

第5期地域福祉計画においては、第4期地域福祉計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域と市がより一体となり、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、様々な取組みを進めていきます。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、8050世帯、ダブルケアやゴミ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置付けられました。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、包括的な支援体制のあり方等について検討する必要があります。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（4）地域の取組み

地域においては、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ等の感染症禍にあっても「つ

ながり」を絶やさないための様々な工夫やオンラインの活用等を検討するとともに、「1. 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開」「2. 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」「3. 身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくり」「4. 地域福祉活動への若者・子どもの参加」「5. 全世代を対象とした担い手づくり」を視点として、市とともに、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、「住民が集い、支え合う」という地域福祉の根幹が揺らぎ、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされているため、計画策定について、配慮が必要な状況です。

(5) 市の取組み

市においては、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことに主眼を置きつつ、「地域の支え合いの力を高める」施策として、コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援、オンラインの活用支援、行政が一体となって地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域福祉活動の拠点確保、新たなプラットフォームの形成、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充などを推進します。

また、「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めるとともに、地域住民等が、自ら他の地域住民が抱える個々の生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて支援関係機関とスムーズに連携・協力できる体制づくりや、市内の様々な相談支援機関間のコーディネートを推進します。

2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。

また、地域福祉計画は、社会福祉法上、各分野の福祉に関し、共通して取り組む事項を定める計画とされていることから、成年後見制度の利用促進に関する内容については、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項「市町村の講ずる措置」

- 1 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 方向性

社会福祉法第4条には、地域福祉を推進する際の目指すべき理念として、地域住民が互いを尊重し合いながら、地域共生社会の実現を目指す旨が規定されています。

また、第6条には、国及び地方自治体の責務として、包括的な支援体制の整備とともに、体制の整備にあたって、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性が規定されています。

令和3（2021）年4月の社会福祉法の改正により、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備の新たな一手法として、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、多機関協働などの機能を一体的に備える重層的支援体制整備事業が新設されました。

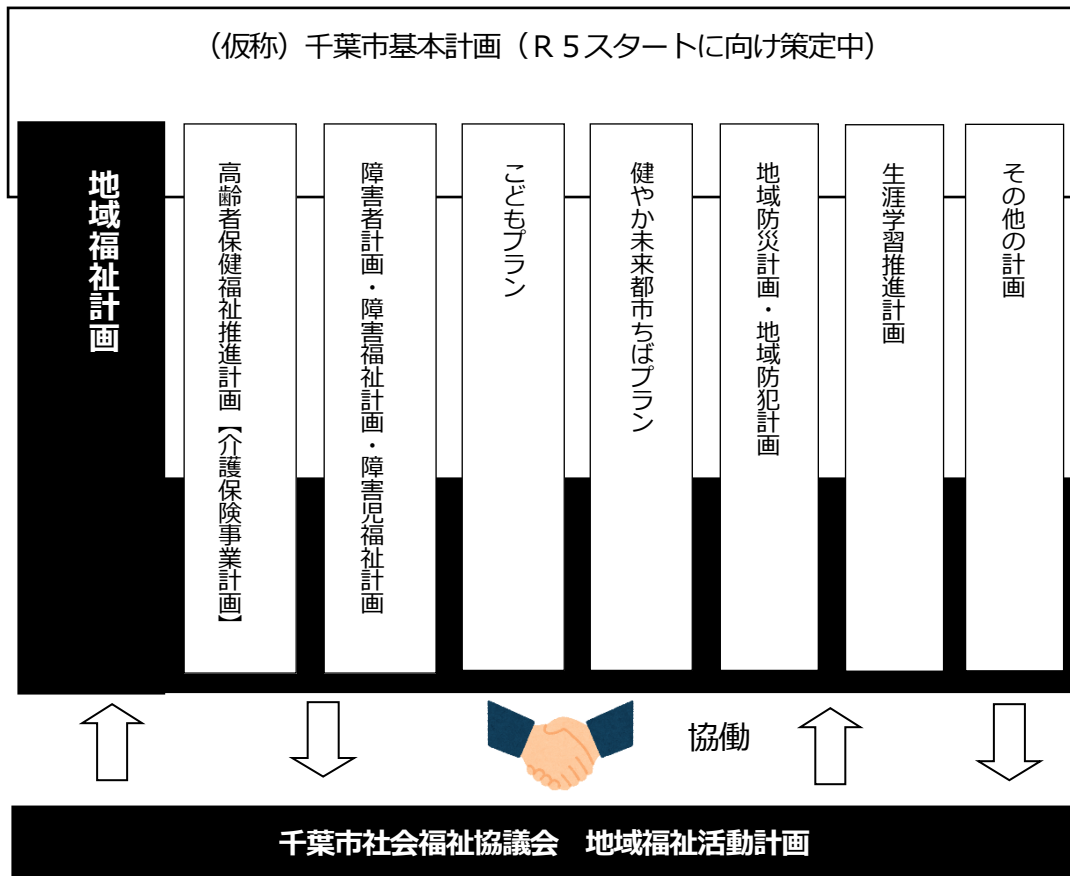
第5期地域福祉計画では、こうした社会福祉法の規定を踏まえ、これまで積み上げてきた成果を土台としつつ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会の実現」を目指します。

(3) 関連する計画との関係

「支え合いのまち千葉 推進計画」は、本市の行政運営の指針となる総合計画の理念や将来像と方向性をともにし、保健・医療・福祉だけでなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野別計画を地域福祉という共通の視点で整理することにより、横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める計画です。地域共生社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの構築」「介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などについても地域福祉計画に組み込んでいます。

また、市社協が策定している「地域福祉活動計画」とは、「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用し、協働を深めることにより、互いに補完・連携し、一体的な推進を図っています。

【支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）と他計画の関係】（イメージ）



3 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直し等を行います。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ

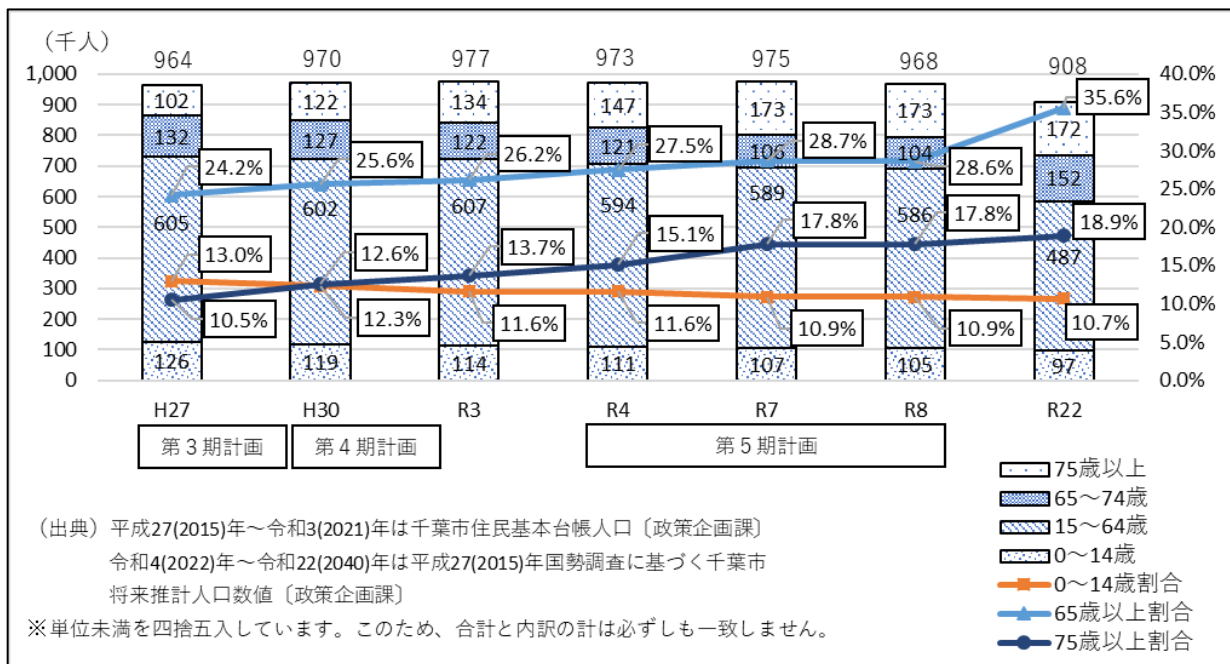
(1) 少子高齢化に関するデータ

① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移

本市の総人口は、令和3（2021）年9月末現在 976,784 人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 255, 829 人で全体の 26. 2%、75 歳以上の後期高齢者人口は 134,126 人で全体の 13.7%、15 歳未満の年少人口は 113, 600 人で全体の 11. 6%を占めています。

将来推計では、総人口は、令和3（2021）年をピークに、その後は減少していく見込みとなっていますが、高齢者人口は、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和7（2025）年には、65 歳以上の高齢者人口は 279, 545 人、高齢化率は 28.7%まで上昇し、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和22（2040）年には、65 歳以上の高齢者人口は 323, 382 人、高齢化率は 35.6%まで上昇する見込みとなっています。年少人口及びその構成割合は、今後も減少し続ける見込みとなっています。

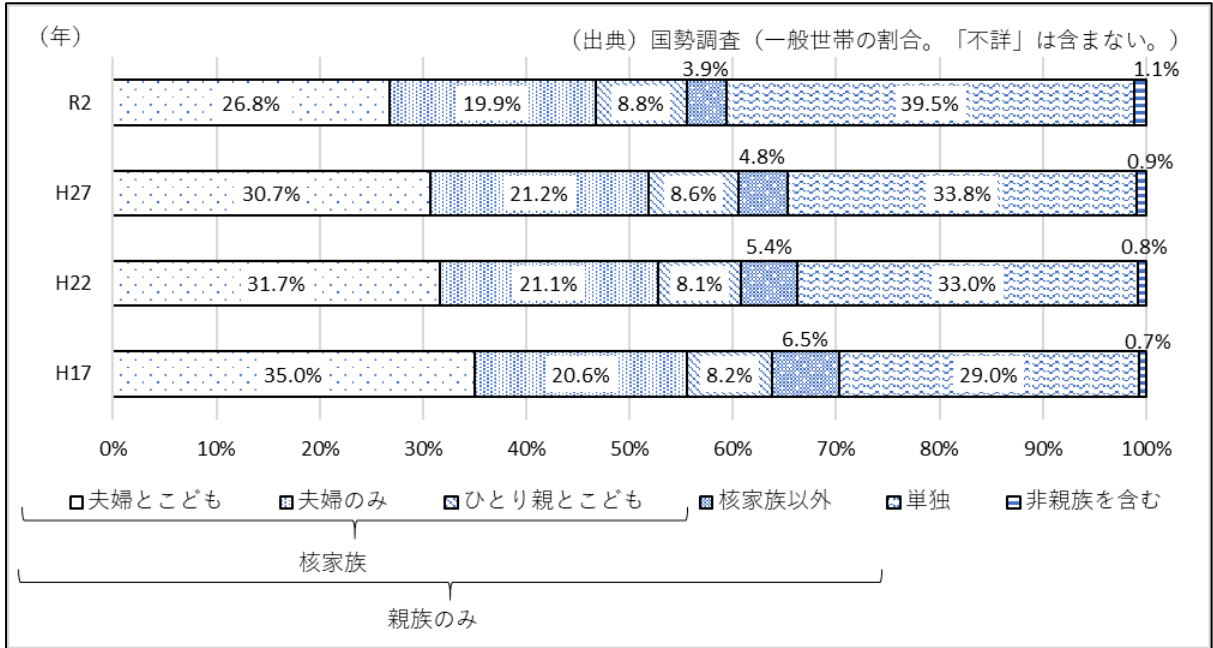
【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】



② 世帯の家族類型の変化

本市の世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけて約 8.2 ポイント減少する一方で、「単独世帯」の割合が 10.5 ポイント増加しており、家庭内の支え合いの機能は低下していると考えられます。

【千葉市の世帯の家族類型の変化】

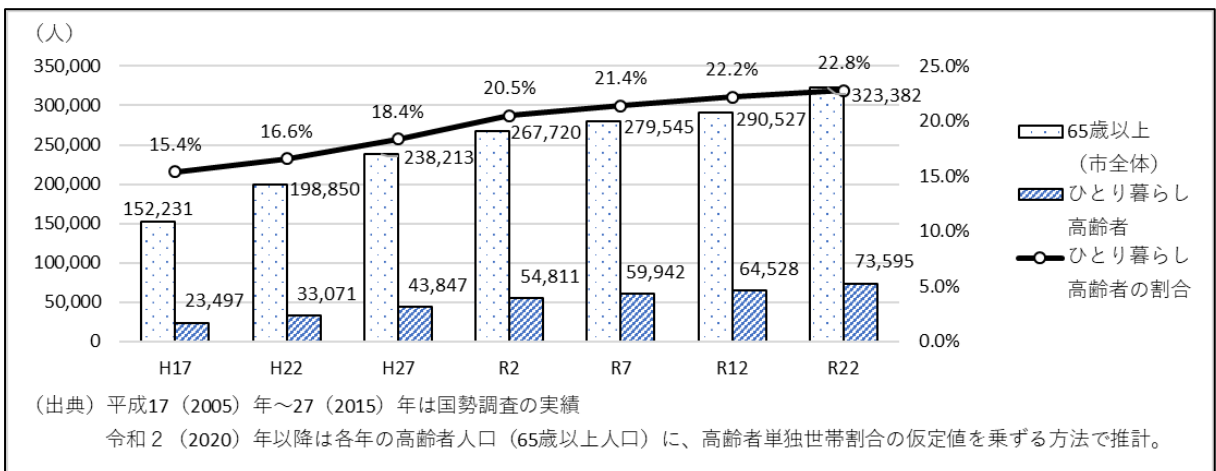


③ ひとり暮らし高齢者数の推移

本市のひとり暮らし高齢者は、平成 27（2015）年に実施した国勢調査によると約 4 万 4 千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は 18.4%となっています。

将来推計では、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7（2025）年には、ひとり暮らし高齢者数は約 6 万人、高齢者に占めるその割合は 21.4%、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、ひとり暮らし高齢者数は約 7 万人、高齢者に占めるその割合は 22.8%まで上昇する見込みとなっています。

【千葉市のひとり暮らし高齢者数の推移】



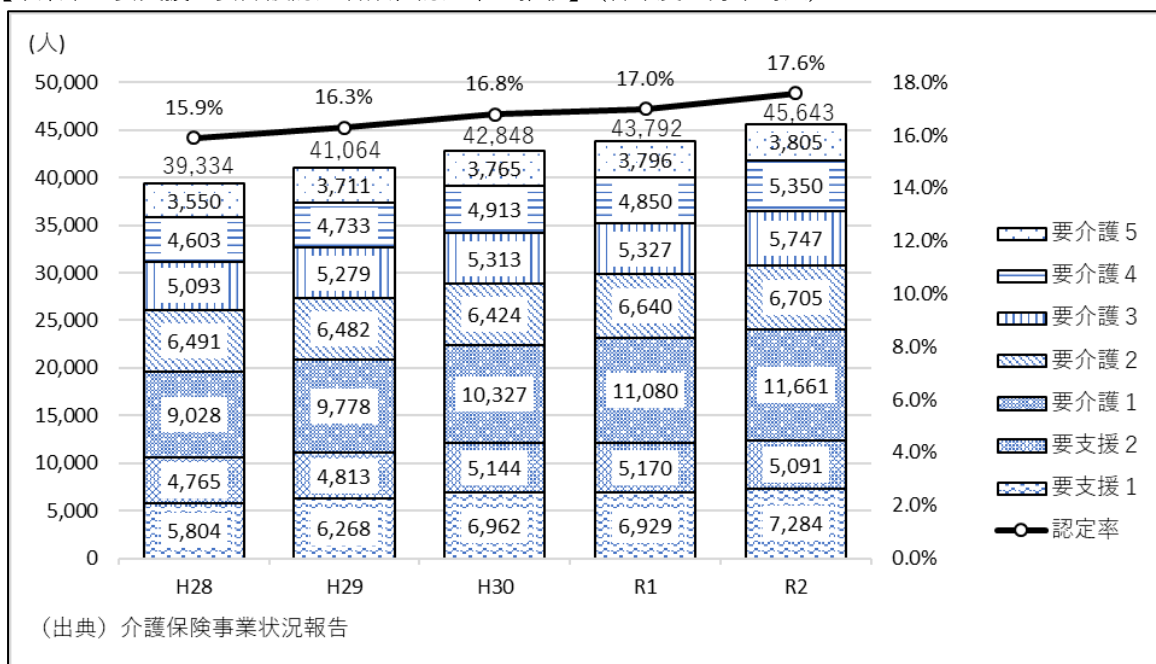
(2) 要支援者に関するデータ

① 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数及び認定率（第1号被保険者に対する認定者数の割合）は、高齢者の増加に伴い、増加傾向にあります。

令和2（2020）年度末現在の認定者数は、45,643人で、認定率は17.6%となっています。要介護度別にみると、要介護1が最も多く認定者の約4人に1人です。これに要支援1・2を合わせた軽度者は認定者の約半数を占めています。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年度3月末時点）



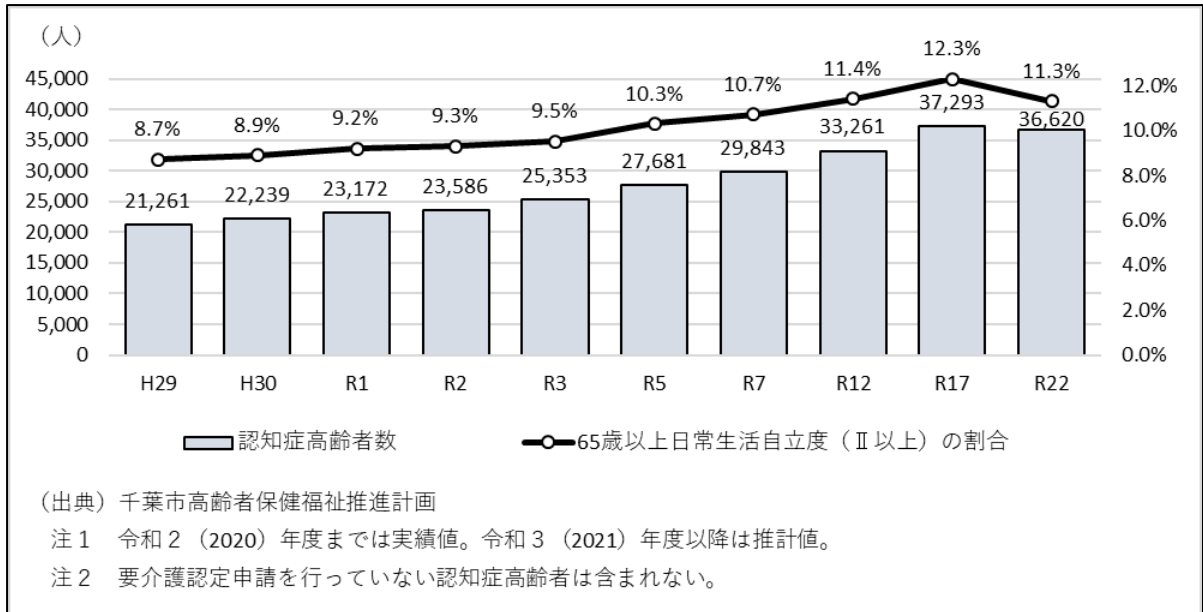
② 認知症高齢者の状況

急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

本市の認知症高齢者数（※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）は、令和2（2020）年9月末現在で23,586人、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、9.3%となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。

※「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者」：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】

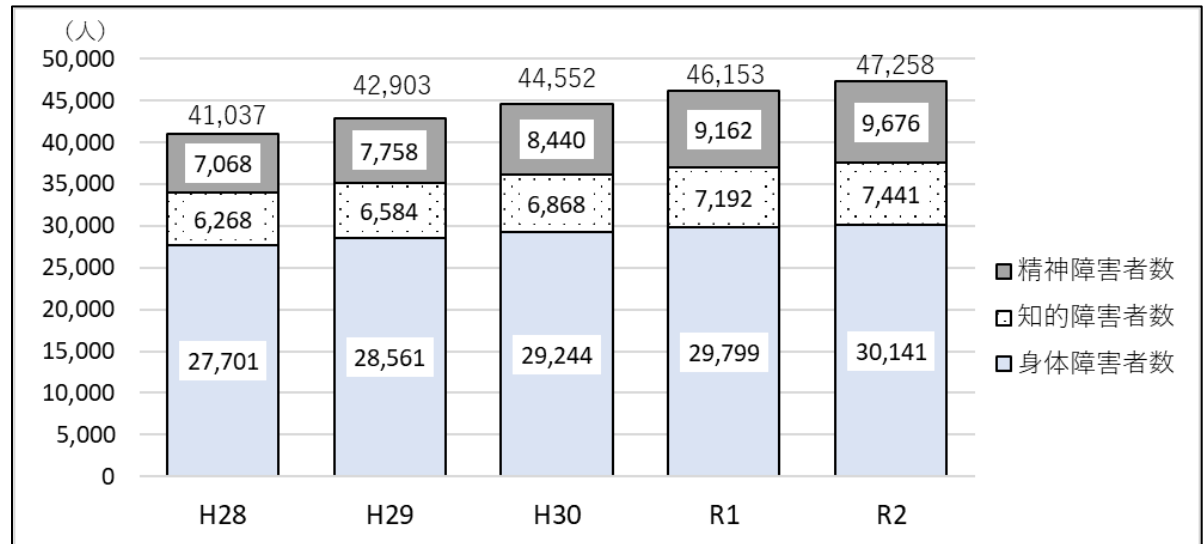


③ 障害者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年度末現在、合計47,258人です。内訳は身体障害者30,141人、知的障害者7,441人、精神障害者9,676人となっています。

障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、中でも精神障害者数の増加が大きく、5年間で約1.4倍となっています。

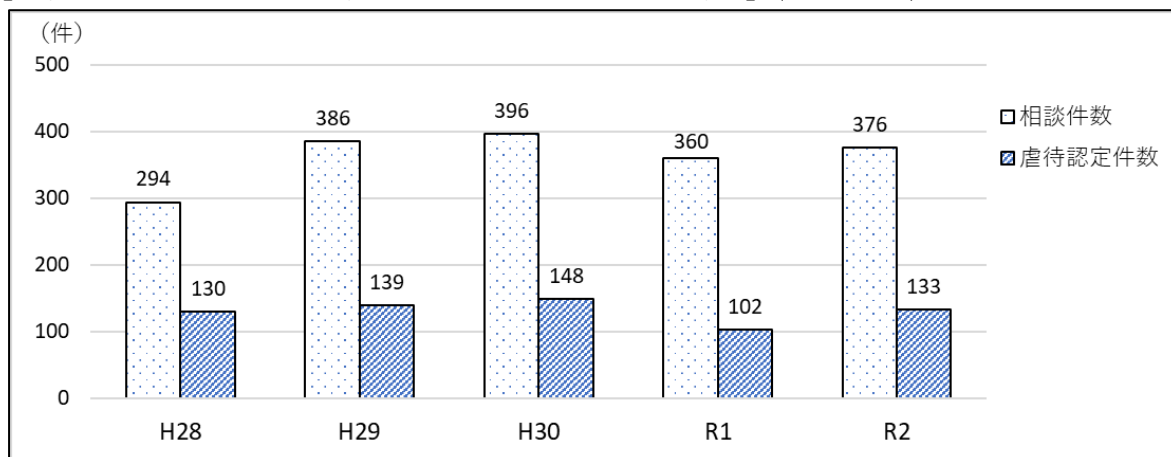
【千葉市の障害者手帳所持者数の推移】(各年度3月末時点)



④ 高齢者虐待の状況

令和2（2020）年度の本市の在宅における高齢者虐待の相談件数は、376件、虐待認定件数は、133件となっており、近年は横ばいの状態です。

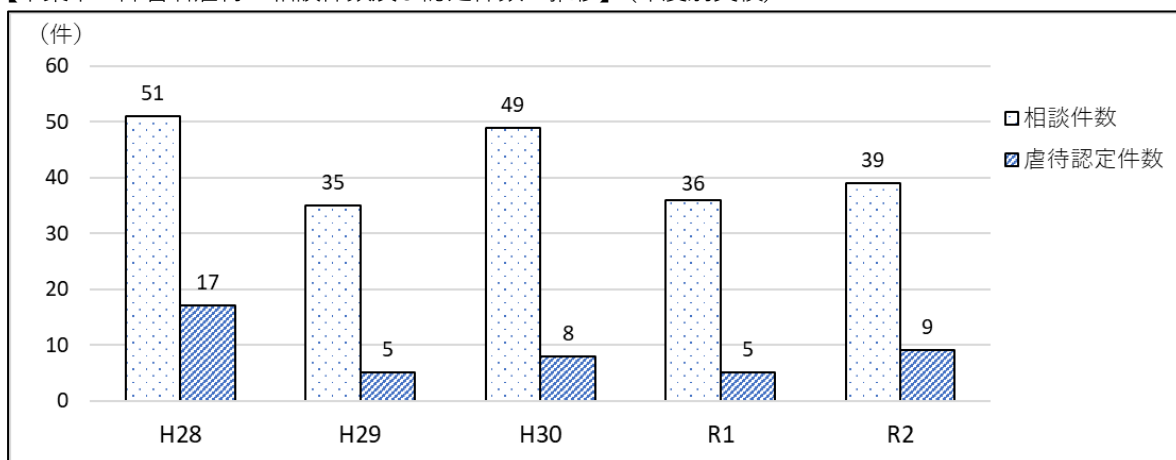
【千葉市の在宅における高齢者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



⑤ 障害者虐待の状況

令和2（2020）年度の本市の障害者虐待の相談件数は、39件、虐待認定件数は、9件となっており、増減はあるものの、ほぼ横ばいの状態です。

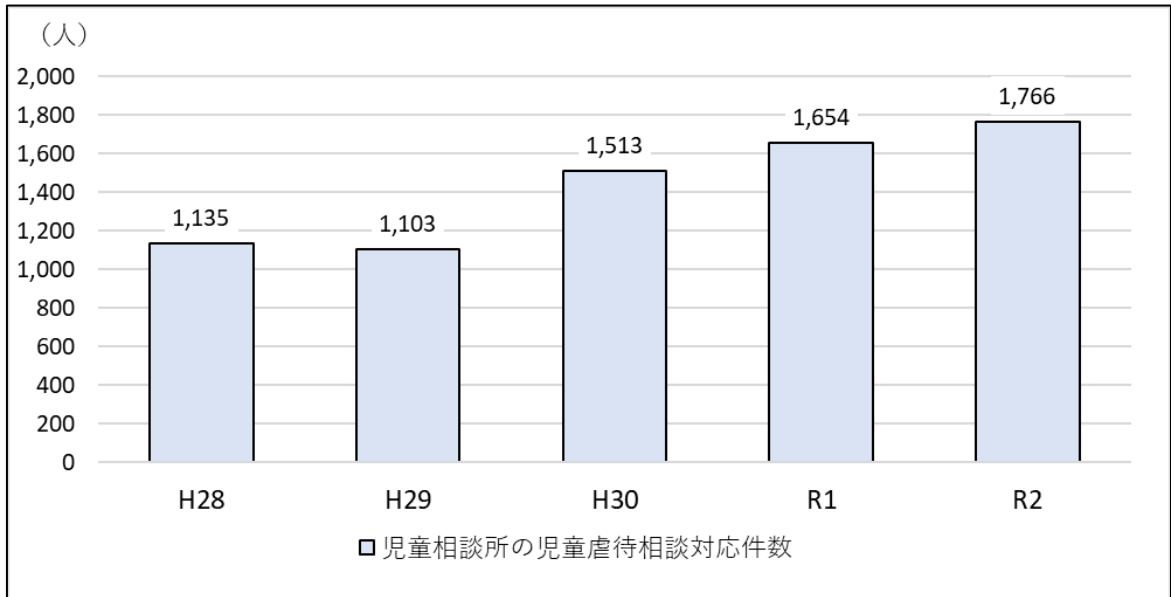
【千葉市の障害者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



⑥ 児童虐待の状況

令和2（2020）年度の本市の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、1,766件となっており、近年は増加傾向にあります。

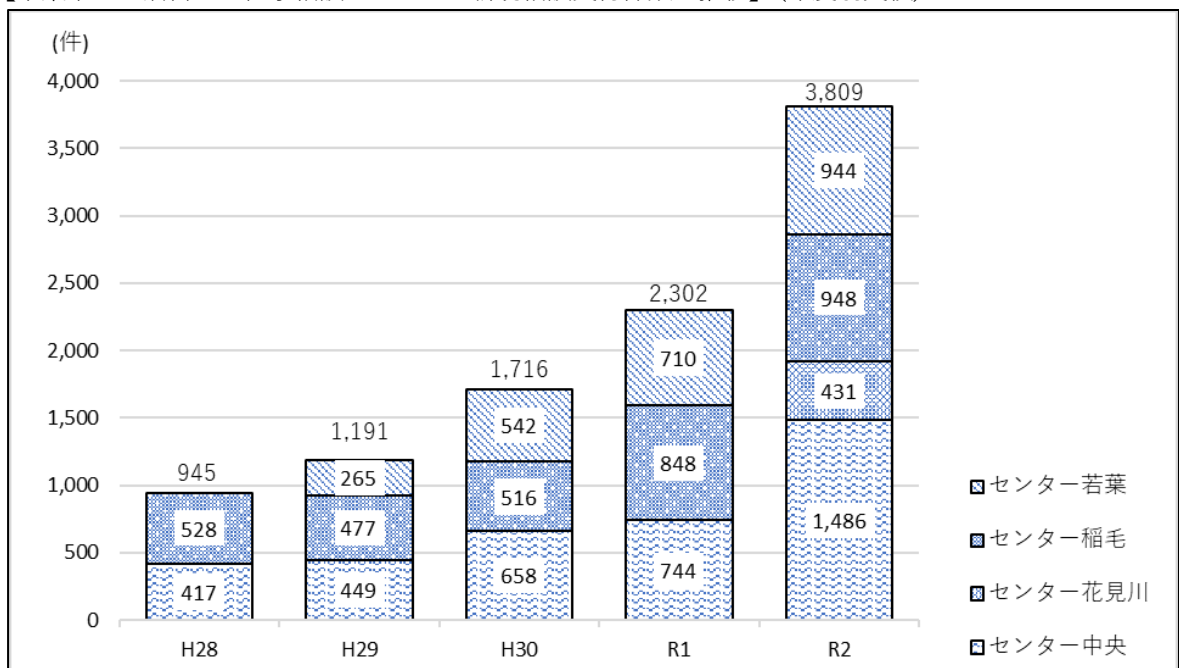
【千葉市の児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移】（年度別実績）



⑦ 生活困窮者の状況

本市の生活困窮者の相談支援窓口である生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、令和2（2020）年度は3,809件で、平成28（2016）年度以降、毎年増加しています。

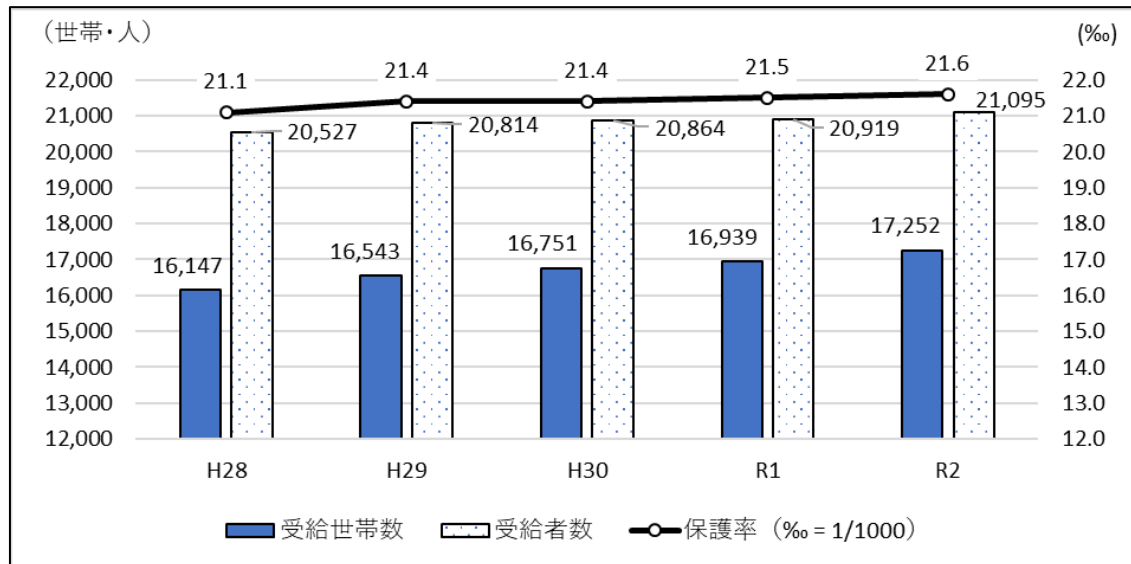
【千葉市の生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数の推移】（年度別実績）



⑧ 生活保護の状況

令和2（2020）年度現在（月平均）、本市の生活保護受給者数は 21,095 人、受給世帯数は 17,252 世帯、保護率（市人口に対する生活保護受給者数の割合）は 21.5‰（‰=1/1000）となっており、微増傾向にあります。

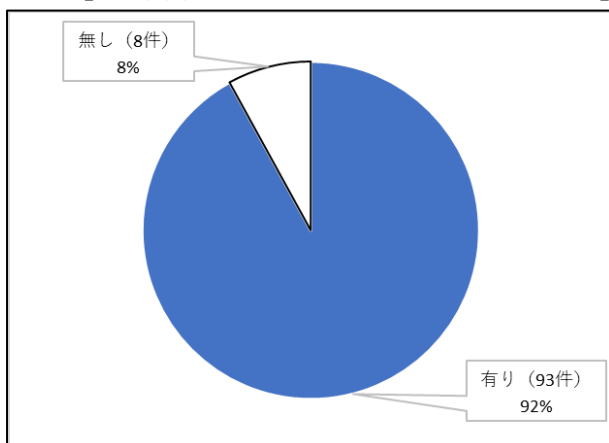
【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）



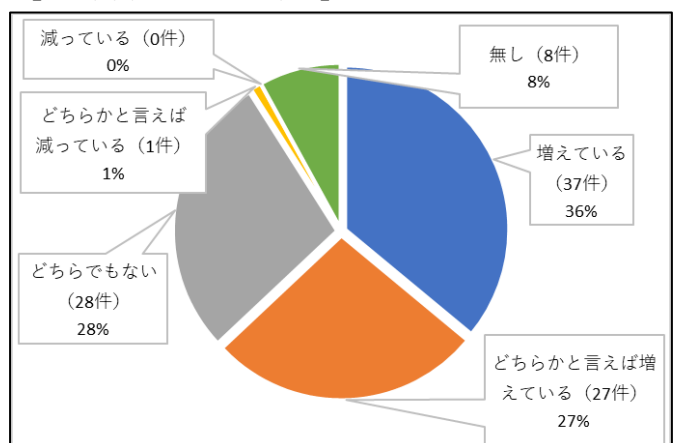
⑨ 生活課題の複雑化・複合化の状況

令和元年6月に千葉市内 131 相談機関等を対象に実施したアンケート調査（回答数 101）では、「単独の相談窓口等だけでは十分に対応・支援ができない等、解決が困難な相談（以下、「解決困難な相談等」という。）を受けることがある」と回答した相談機関等の割合は 92%、「解決困難な相談等は年々増えている」または「どちらかと言えば増えている」と回答した相談機関等の割合は 63%となっており、複雑化・複合化した相談等は増加している状況です。

【解決困難な相談等を受ける相談機関等の割合】



【解決困難な相談等の増減】



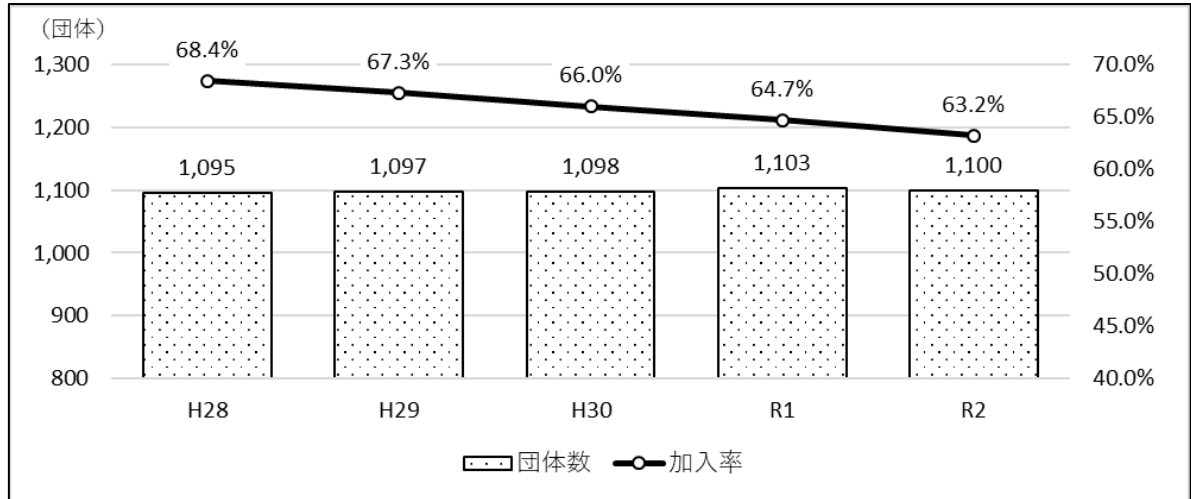
(3) 地域福祉を支える活動者に関するデータ

① 町内自治会の団体数と加入率の推移

令和2（2020）年度末現在、市内の町内自治会の団体数は1,100団体で、加入率（市世帯数に対する加入世帯数）は63.2%となっています。

近年、町内自治会の加入率は減少傾向にあります。

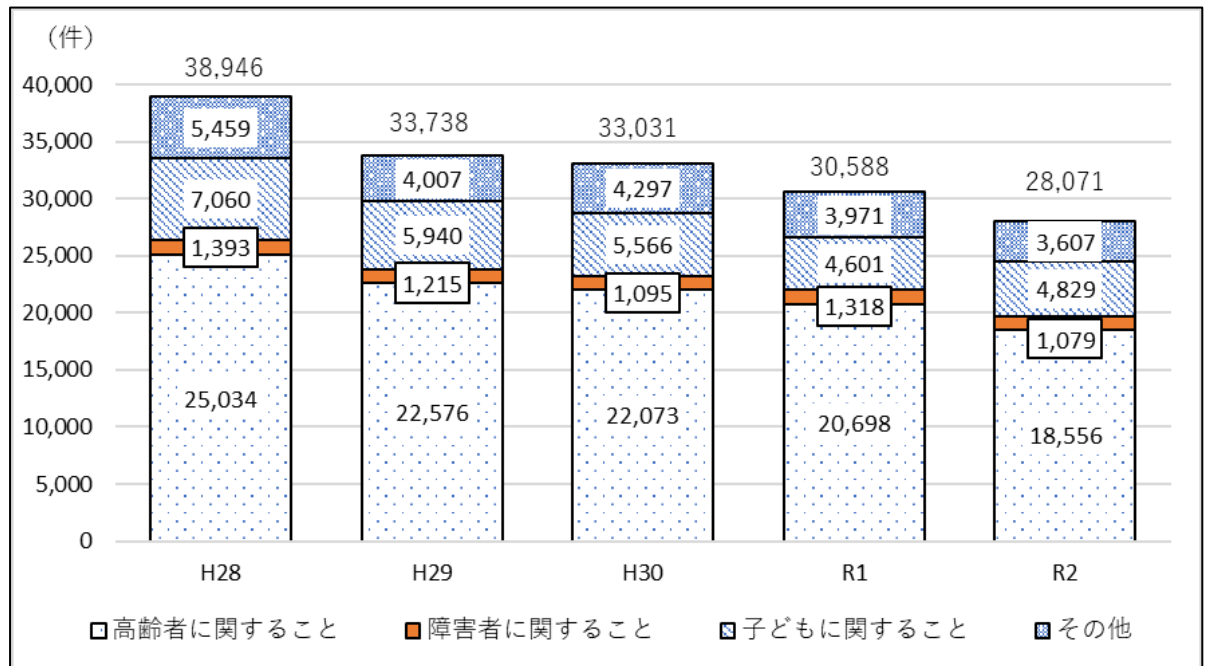
【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年度3月末時点）



② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員は、要支援者の抱える困りごとが多様化するなかで地域において日々様々な活動を行っています。本市における民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数は、近年は横ばいでしたが、令和元年度以降減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）

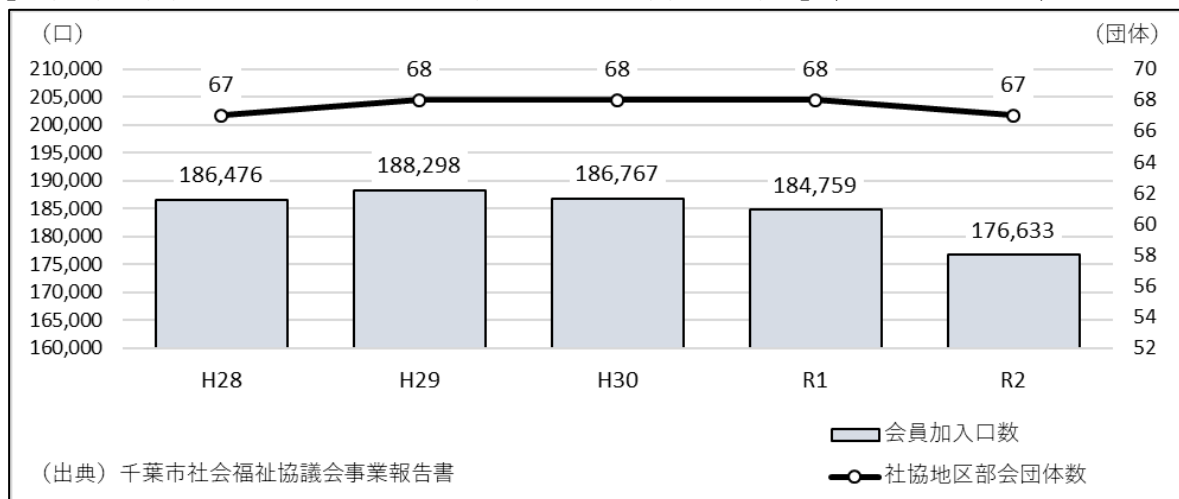


③ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

市社協の会員加入口数は、令和2（2020）年度末現在 176,633 口で、近年はやや減少傾向にありましたが、令和2年度（2020）はさらに大きく減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

また、社協地区部会の団体数は、令和3（2021）年4月現在 67 団体で、市内のおよその地域で結成されている状況です。

【千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】（各年度3月末時点）

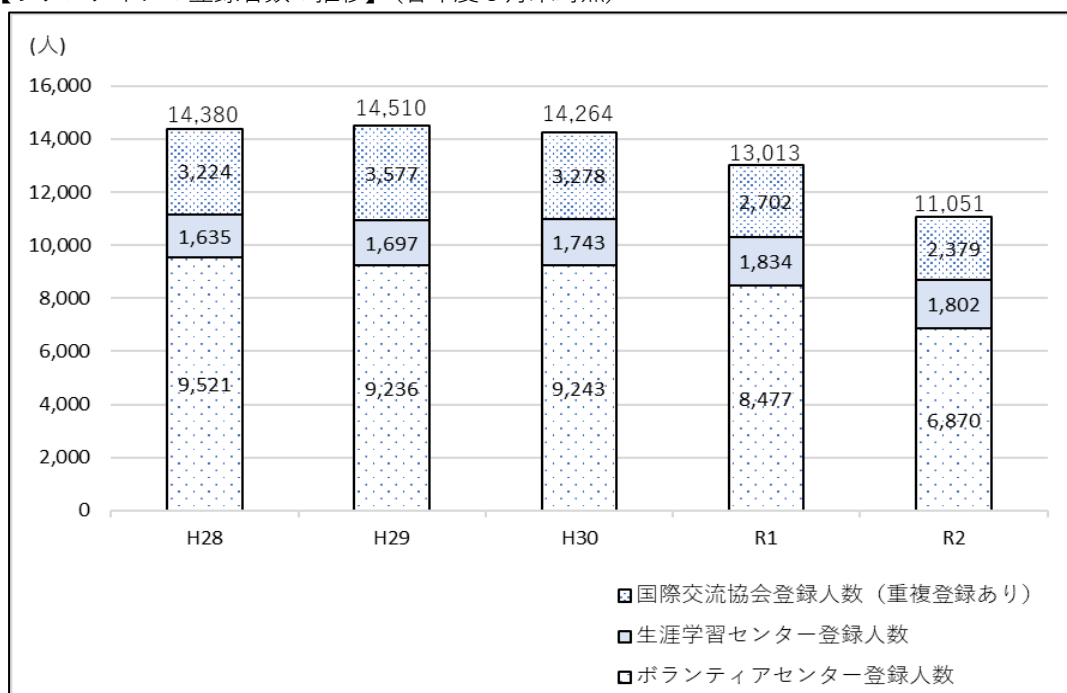


④ ボランティアの登録者数

令和2（2020）年度末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は 6,870 人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は 1,802 人、千葉市国際交流協会のボランティア登録者数（重複登録あり）は 2,379 人となっています。

近年、ボランティア登録者数全体としては、減少傾向にあります。

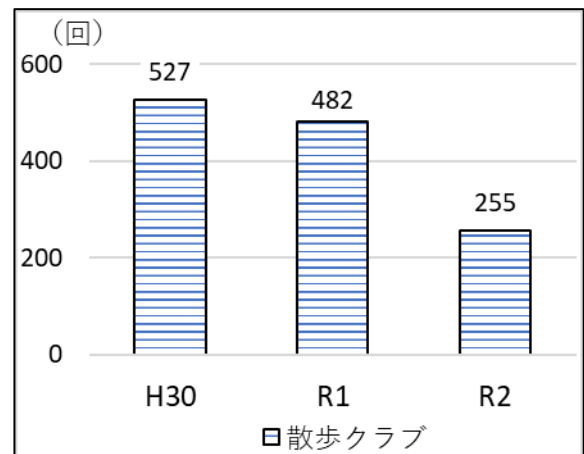
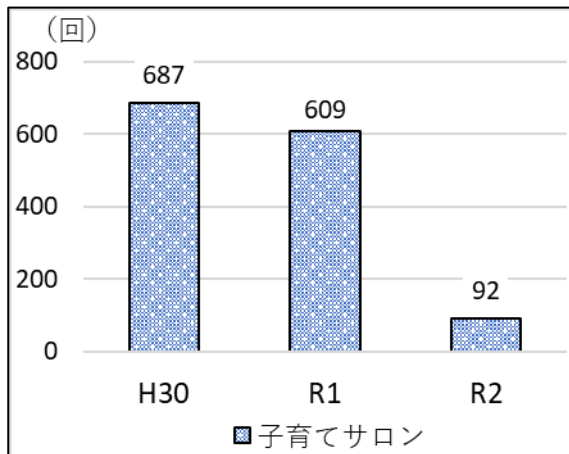
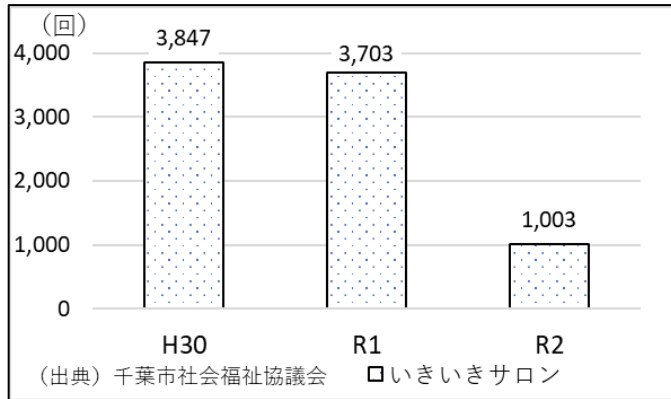
【ボランティアの登録者数の推移】（各年度3月末時点）



⑤ コロナ禍の社協地区部会活動の状況

令和2年度の社協地区部会が実施するサロン活動及び散歩クラブの実施回数は、「いきいきサロン」が1,003回、「子育てサロン」が92回、「散歩クラブ」が255回となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しています。

【千葉市社会福祉協議会地区部会のいきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブの実施回数の推移】



(4) 市民意識に関するデータ

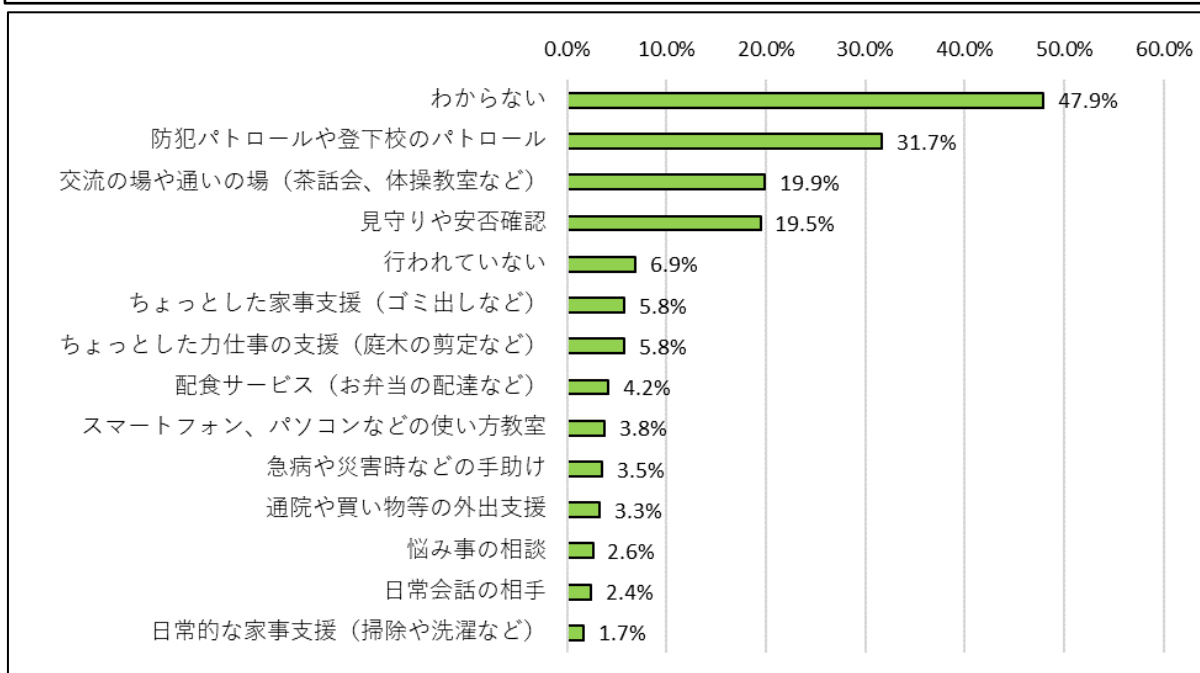
(出典) 令和3(2021)年度千葉市WEBアンケート(R3.4.30~5.10に市ホームページ上で実施)

① 地域福祉活動の認知状況

地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は47.9%でした。

活動ごとの認知度では、「防犯パトロールや登下校のパトロール」が最も高く31.7%、次いで「交流の場や通いの場」が19.9%、「見守りや安否確認」が19.5%となっています。

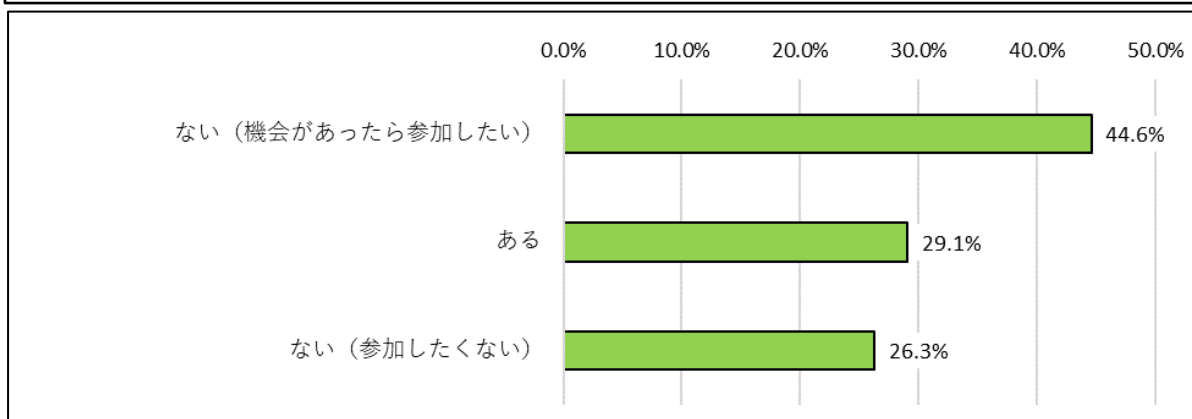
(設問) お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(複数回答可)



② 地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことが「ある」人の割合は、29.1%にとどまるものの、今後「機会があったら参加したい」と答えた人の割合は44.6%で、全体の約7割の人に参加意向があるという結果でした。

(設問) これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)



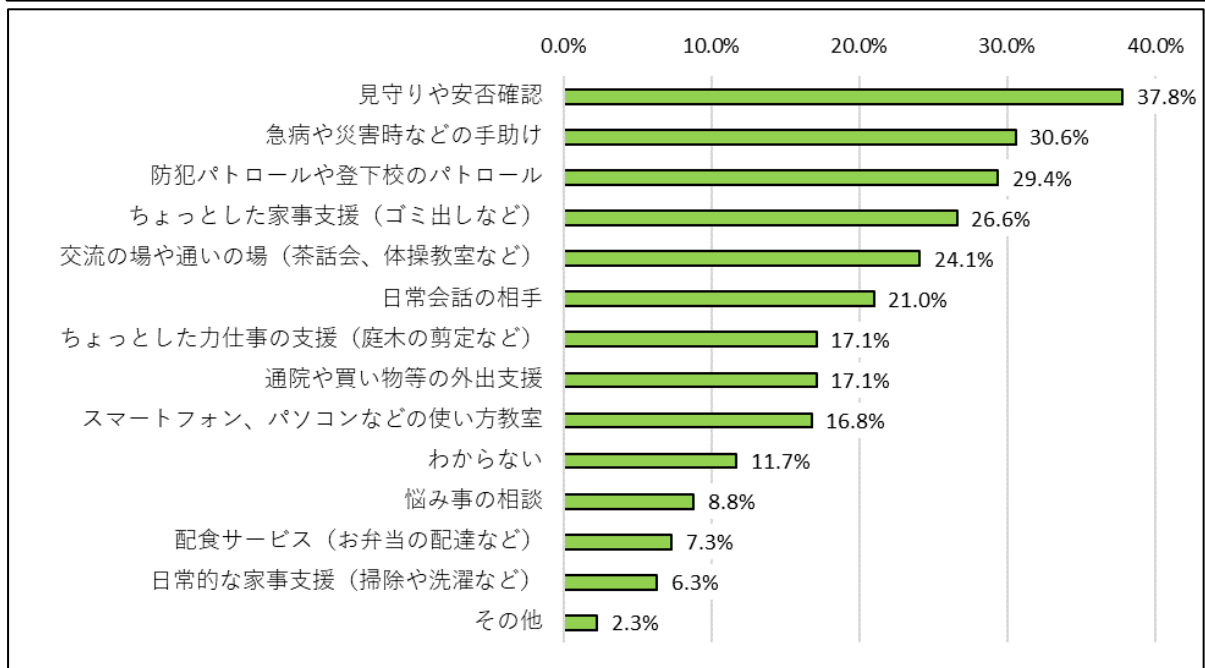
③ 参加したい地域福祉活動

参加したい地域福祉活動は、回答割合の高い順に「見守りや安否確認（37.8%）」、「急病や災害時などの手助け（30.6%）」、「防犯パトロールや登下校のパトロール（29.4%）」でした。

「①地域福祉活動の認知状況」と比較してみても、「見守りや安否確認」、「防犯パトロールや登下校のパトロール」は、関心が高い活動となっています。

（設問） 今後、どのような地域活動に参加したいですか。（複数回答可）

※対象：「②地域福祉活動の参加状況で「ある」「ない（機会があったら参加したい）」と答えた人。

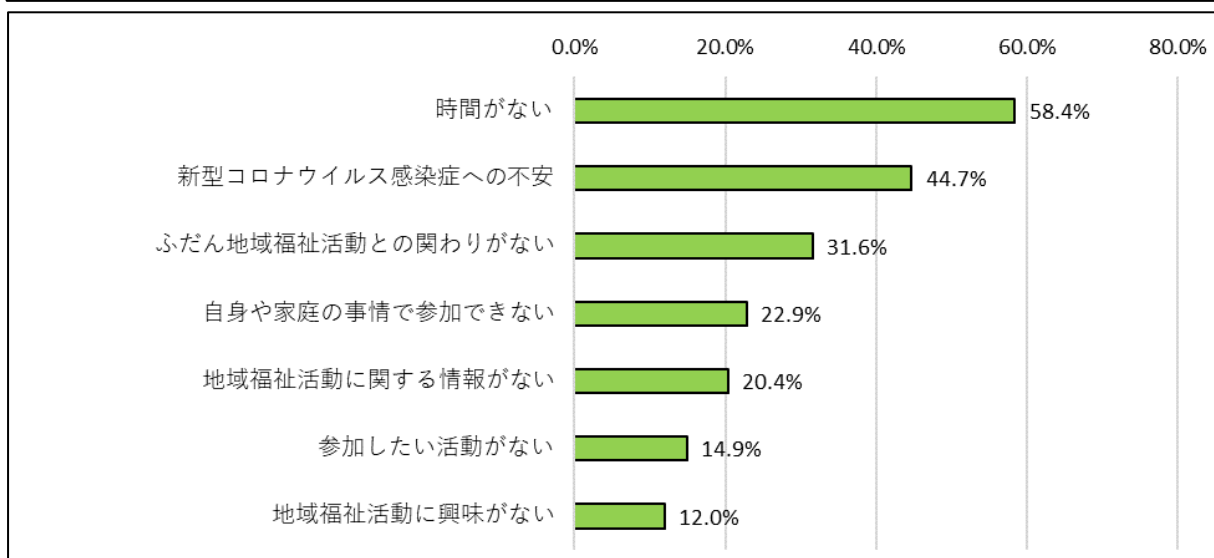


④ 地域福祉活動に参加したくない理由

地域福祉活動に参加したくない理由は、「時間がない」と答えた人が最も多く、割合は58.4%でした。その他、「新型コロナウイルス感染症への不安」が44.7%、「ふだん地域福祉活動との関わりがない」が31.6%、「地域福祉活動に関する情報がない」が20.4%の人が答えており、新型コロナウイルス等の感染症への対応や共に支え合う福祉への理解や関心を深められるような意識の啓発、地域福祉活動を行う上で役立つ情報の充実が必要であることがわかります。

(設問) 地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか。(2つまで回答可)

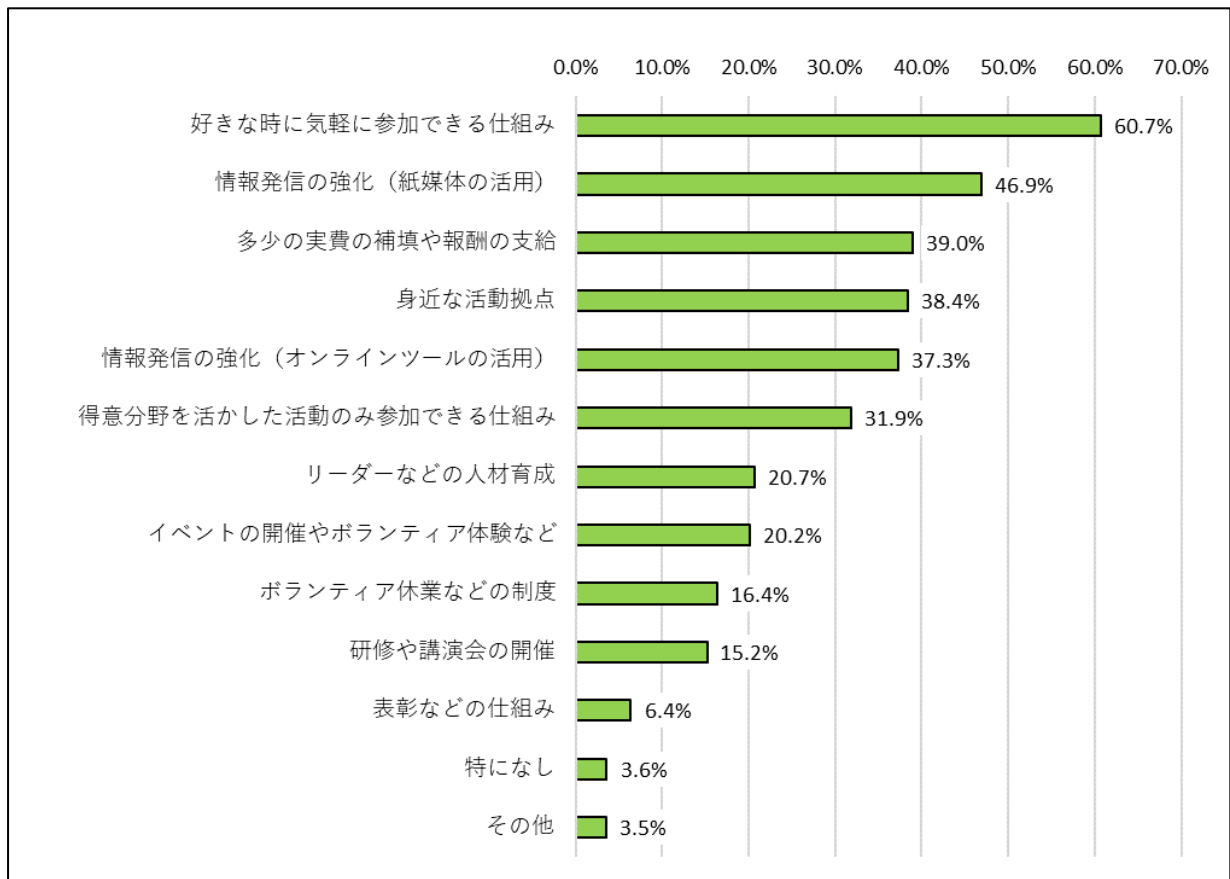
※対象：「②地域福祉活動の参加状況で「ない(参加したくない)」と答えた人。



⑤ 地域福祉活動の参加要件

より多くの人々が地域福祉活動に参加するために必要だと考えているのは、回答割合の高い順に「好きな時に気軽に参加できる仕組み（60.7%）」、「情報発信の強化（紙媒体の活用）（46.9%）」でした。その他、「情報発信の強化（オンラインツールの活用）（37.3%）」や「得意分野を活かした活動のみ参加できる仕組み（31.9%）」も回答割合が比較的高く、活動要件の工夫や情報発信の強化により、地域福祉活動の参加者の増加につながる可能性があります。

（設問）より多くの市民が地域福祉活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



2 国の動向

(1) 社会福祉法の改正

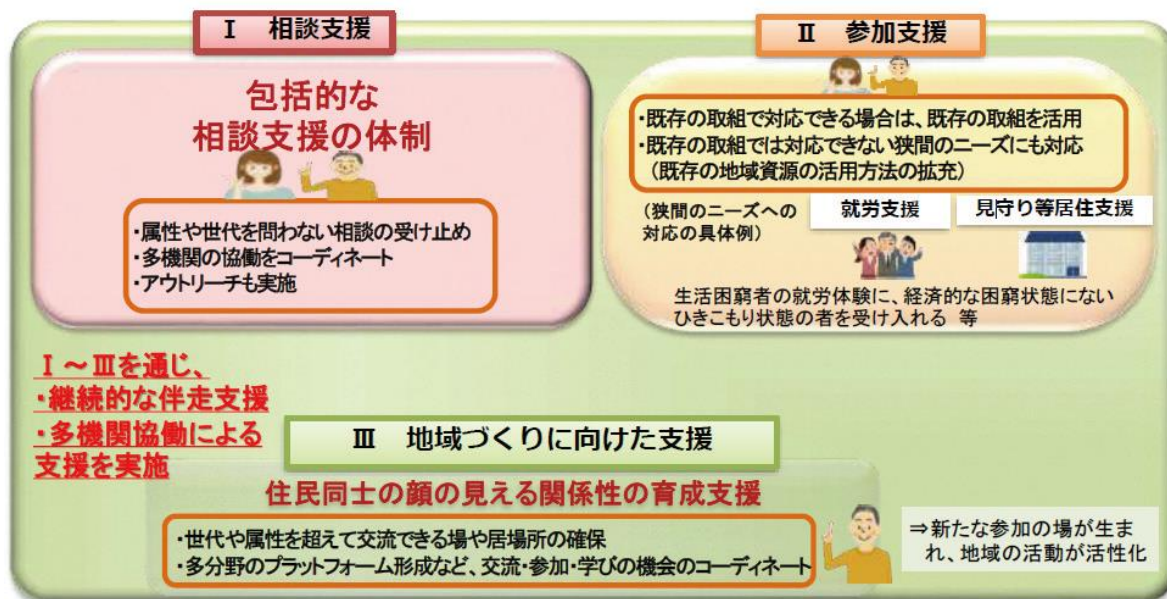
第4期地域福祉計画を策定した平成30年度以降、社会福祉法は、平成30（2018）年と令和3（2021）年に改正されています。

平成30（2018）年4月の改正では、地域福祉推進の主体である地域住民は、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を把握し、関係機関との連携により、その課題の解決を図ることとされました。

また、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされました。

さらに、令和3（2021）年4月の改正では、複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するための社会福祉法人間の連携の新たな選択肢として、社会福祉連携推進法人制度が創設されるとともに、包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、高齢者や障害者、児童、生活困窮者に関する事業を一体的なものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることとなりました。

【参考】重層的支援体制整備事業の全体像（出典：厚生労働省資料より抜粋）



重層的支援体制整備事業

I 相談支援事業

○ 包括的相談支援事業

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

○ 多機関協働事業

- ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・ 支援関係機関の役割分担を図る

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

II 参加支援事業

- ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

III 地域づくり事業

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症や障害があることにより財産の管理などに支障がある人を支える成年後見制度は重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていませんでした。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用促進の基本理念や国の責務、基本方針などを定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28(2016)年5月に施行されました。

その中で、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた市町村計画の策定が努力義務化されました。

(3) 住宅確保要配慮者に対する支援

住宅確保要配慮者の状況については、単身の高齢者の増加が見込まれるなど、安心して

暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が課題となっている一方で、住宅ストックの状況については、空き家・空き室が増加傾向であるため、空き家等の有効活用が課題となっています。

こうした状況から、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があるため、平成29（2017）年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。

3 これまでの取組みと今後の課題

(1) 地域における主な活動主体とその役割

地域においては、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

① 社会福祉協議会地区部会

社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）は、市社協の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、令和3(2021)年度末現在で市内に67団体あります。

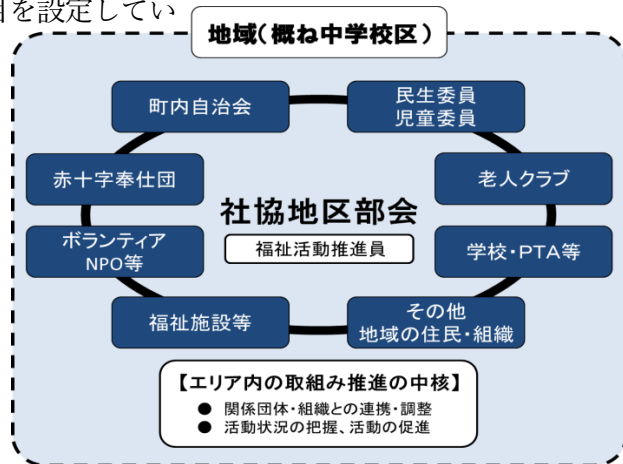
概ね中学校区を活動区域として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校・PTA、赤十字奉仕団、福祉施設等、地域で活動する個人や団体など、様々な分野から構成員として参加を募り、それぞれの立場を生かして地域の生活課題の解決に取り組んでいます。

また、社協地区部会には、地区部会長からの推薦により市社協会長から委嘱を受けた福祉活動推進員が原則3人以上配置されており、地区部会活動が地域で円滑に進むよう、情報収集、地域のニーズ把握・発掘、関係団体・機関等のネットワークづくりなど、活動全般にわたる役割を担っています。

社協地区部会の具体的な活動内容は、各種ふれあい事業（食事サービス・いきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブ）などによる地域交流の促進、ボランティア講座の開催、広報紙の発行、高齢者等の見守りなど、市社協と協力して取り組む活動のほか、各種交流イベントやレクリエーションの実施、支え合いの仕組みづくり、健康づくり等の地域独自の取組みなど、多岐にわたって地域の福祉向上のための活動を展開しています。

区支え合いのまち推進計画においては、社協地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組み推進の中核的組織として位置付けており、社協地区部会が中心となり、地域の生活課題やニーズを踏まえ、重点取組項目を設定してい

ます。各地域（地区部会エリア）においては、社協地区部会が、構成する組織・団体やその他地域の担い手と連携・調整を図りながら、地域の活動状況の把握や活動の促進を行い、区支え合いのまち推進計画に基づく取組みを進めています。



② 町内自治会

町内自治会は、地域をより良くし、地域での結びつきを深めるために、一定の地域を単位として、そこにお住まいの皆様によって結成された自主的な団体であり、令和3(2021)年3月末現在で1,100団体あります。

防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、様々な活動に取り組んでいます。

また、人口減少、少子超高齢化が進む中、地域の諸問題を解決していくためには地域の力が必要不可欠であり、市では町内自治会の結成及び町内自治会への加入を促進しています。

③ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、ひとり親家庭等、支援を必要とする人たちの相談・支援に当たる地域の奉仕者で、市内に令和3(2021)年9月現在で1,448人います。また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、その中には児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

必要に応じ地域住民の生活状況を適切に把握し、心配ごとの相談対応、福祉に関する相談や助言・支援、関係する行政機関や施設との連絡・調整など、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。また、その活動の円滑な推進のため、おおむね中学校区を基本に市内78地区で民生委員児童委員協議会を組織し、研修、調査研究等を行っています。

なお、本市では民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として民生委員活動を補佐する協力員を配置しています。

民生委員は、地域住民の福祉の増進を図る大切な担い手として、ますますその活動が期待されています。

④ 地域運営委員会

地域運営委員会は、地域で活動する様々な団体で構成され、地域の課題や情報を共有し、地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、将来にわたって住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めることを目的とする組織です。

概ね小学校区から中学校区を単位とし、地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、地区民生委員児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会の5団体を必須の構成団体としています。令和3(2021)年4月現在、18地区で設立されています。

地域運営委員会の役割としては、①地域の団体間での情報共有、②地域の団体の連携・協力の促進、③地域の将来像や地域課題の解決策を検討し、必要な取組みを進めること等が期待されています。

⑤ 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指してつくられた組織です。

中学校区ごとに設置されており、54 団体あります。

各中学校区の育成委員会は、PTA、町内自治会役員、青少年相談員、学校教職員、青少年補導員、民生委員・児童委員、保護司などの中から選出された委員で構成され、市長が2年任期で委員を委嘱しています。

主に青少年を対象とした健全育成啓発、健全な環境づくり、体育やレクリエーション、福祉増進などの活動を実施しており、地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図るため様々な活動を展開しています。

⑥ スポーツ振興会

各地区スポーツ（社会体育）振興会は、各小学校地区における町内自治会、小・中学校関係者、スポーツ団体関係者、子ども会、その他地区内における関係団体の代表者により、令和3(2021)年4月現在、市内76地区に組織されています。

スポーツ推進委員との協力のもとに、グラウンドゴルフやバレーボール、町民運動会等の地区のスポーツ・レクリエーション行事を行うことを通して、地区住民の連帯と協調を高めるとともに、健康づくりや仲間づくりを目的として活動しています。

⑦ 子ども会

子ども会は、家庭では体験できない活動や異年齢交流などの機会を提供することで、子どもたちの仲間づくりを推進し、社会性の向上を図るとともに、奉仕や人を思いやる心を育て地域で子どもを見守る活動を進めています。

千葉市子ども会育成連絡会は、令和3(2021)年8月末現在、市内68単位子ども会に対し指導・育成、各種行事開催、育成者・指導者の研修・育成などを実施するとともに、キャンプ、講習会、各種ボランティア活動を通じて、本市の子どもたちの心身の健全育成、更には社会福祉の充実に一致協力して取り組んでいます。

⑧ 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

令和3(2021)年10月現在で、市内に221の老人クラブがあります。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っており、地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

⑨ 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

赤十字思想の普及や活動資金の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の実施、献血推進など赤十字事業の推進にあたり、地域の状況に応じて高齢者福祉、児童福祉や障害者福祉などの活動も行っています。

令和3(2021)年4月現在で市内に27分団あり、活動しています。

⑩ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動の担い手で、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

令和3(2021)年9月現在、本市では180名の保護司が活動しており、また、保護司活動が円滑に行われるよう、区ごとに6つの保護司会が組織されています。

その主な職務は、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動などですが、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど活躍しています。

⑪ NPO

NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳され、「民間非営利」の団体として「自発的」で「公益的」な活動を行っています。

そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

行政や企業では対応することが難しい地域の課題に対し、民間の柔軟性と自発性を生かし解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野では、外出支援、家事手伝い、生きがいづくり、健康づくり、地域行事の開催など様々な活動を行っているほか、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、広範な分野で社会の多様化したニーズに応える役割が期待されます。

⑫ ボランティア

ボランティア活動とは、自らの自発的・主体的な意思に基づく自主的な活動であり、社会貢献活動や福祉活動等を行います。

その活動内容は、食事・外出介助などの生活支援、子育て支援などの子どもの健全育成、交通安全・防犯・防災の取組みなど、地域福祉に関する活動のほか、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、環境美化・自然保護活動、外国人支援・国際交流活動など、非常に広範囲にわたります。

市社協が運営している千葉県ボランティアセンターでは、ボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティア講座の開催など、地域活動やボランティア活動の促進・支援を行っており、主に福祉分野において、市内広域で活動する個人・団体として、令和3(2021)年3月末現在6,870人がボランティア登録をしています。

また、福祉以外の分野においても、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉県国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

⑬ シニアリーダー

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう介護予防活動に取り組んでもらうため、市民を対象にシニアリーダー養成講座を開催し、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学んでいただき、地域の介護予防活動のリーダーとなっていただく方を養成しています。講座修了後は、介護予防を推進するボランティアとして、令和3(2021)年10月末現在457の方がシニアリーダーとして登録をし、町内自治会や公民館などで高齢者向けの体操教室を開催するなどの活躍をしています。

⑭ 社会福祉法人等

社会福祉法人をはじめとする社会福祉事業者は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の施設運営や、デイサービス、ホームヘルプなどの在宅支援、相談対応など、社会福祉に関する様々な事業を実施しており、幅広い専門機能と専門的なマンパワーを有しています。

社会福祉事業者の中には、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れ、買い物支援など、地域の実情に応じた福祉サービスを提供しています。

特に、社会福祉法人については、平成28(2016)年改正社会福祉法第24条第2項により、地域における公益的な取組みを実施する責務が明記されるなど、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応することがより一層求められています。

⑮ コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、対象者を限定せずに、制度の狭間にある方や複合的な困りごとを抱える人を支える「個別支援」と共助の基盤となる「地域の支えあいの仕組みづくり」、地域課題を解決するための新たな「資源開発」を行う「エリア担当」の職員です。

千葉市では、市社協が各区事務所に1人を配置していましたが、コミュニティソーシャルワーク機能強化のため、令和4年度までに各区2人体制となるよう、段階的に増員しています。

⑯ 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。行政区域を担当するコーディネーターを各区に、日常生活圏域を担当するコーディネーターをあんしんケアセンターに配置しています。

地域でどのような生活支援サービスがあるのか、また必要とされているのかを調べ、地域の方と一緒に住民同士の支えあい活動を作り、支えあい活動の担い手となるボランティアを育成しています。

あんしんケアセンター、行政、市社協、サービスを提供する団体等と情報共有するなど、関係者間のネットワークづくりをしています。

⑰ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

あんしんケアセンターは、介護保険法に基づき設置する地域包括支援センターであり、地域で暮らす高齢者のための身近な相談窓口です。地域住民がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えます。令和3（2021）年度末現在で、市内30か所（出張所2か所を含む。）に設置しています。

⑱ 障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターは、障害者総合支援法に基づき設置され、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな支援を行うとともに、地域の方や関係機関と連携し、障害者を地域全体で支える地域づくりに取り組む相談支援窓口です。令和3（2021）年度末現在で、各区に1か所ずつ設置しています。

⑲ 生活自立・仕事相談センター

生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者自立支援法に基づき設置され、生活の問題、家計・債務の問題、仕事の問題等、様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民に寄り添い生活の立て直しに向け、一人ひとりの状態に応じた支援プランを作成し、支援を行う相談窓口です。

令和3（2021）年度末現在で、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区に設置し、相談支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、お困りの状況の解決に向けてサポートしています。

⑳ 公民館

公民館は、社会教育法等に基づき設置され、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育機関で、現在47館設置しています。

⑳ 千葉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織と規定されており、全国の都道府県、市区町村に設置されています。

民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という2つの側面を特徴として併せ持ち、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担っています。

市社協は、昭和27(1952)年2月に設立され、昭和42(1967)年3月には社会福祉法人の認可を受けました。

主な事業として、社協地区部会活動に対する助成・支援、ボランティア活動の相談受付やコーディネート（千葉市・区ボランティアセンターの運営）、広報紙「社協だより」の発行などによる福祉意識の啓発活動、生活福祉資金・社会福祉事業振興資金の貸付け、高齢や障害のために日常生活に支障が生じている方のために、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れの代行や、福祉サービスを利用するための相談等に応じる日常生活自立支援事業、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力、心配ごと相談所における悩みごとや困りごとに対する相談対応、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援のほか、市からの受託事業として千葉市成年後見支援センター、千葉市社会福祉研修センター、生活自立・仕事相談センター中央、子どもルームの運営等の事業を実施するなど、全国的な取組みから地域の特性に応じた施策まで、幅広い活動を展開しています。

令和2年4月の千葉市社会福祉事業団との合併により、市社協の地域支援に熟した人的資源に、千葉市社会福祉事業団の高い専門性による社会福祉施設等の物的資源が加わり、これまで以上の地域福祉の推進が期待されます。

本計画において、市と市社協を共に地域の取組み（共助）を支援する主体として位置付けており、市社協が取組む地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と連携・協働し、両輪となって本市の地域福祉の推進に取り組んでいくこととなります。

(2) 地域福祉計画の策定・推進の経過

年度 ※和暦	計画	特徴
H18～ (5年)	第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・24の地区フォーラムを設置。 ・「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置。
H23～ (4年)	第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・市計画と区支え合いのまち推進計画の役割分担の整理。 ・5つの基本テーマを設定。 ・区支え合いのまち推進計画に重点項目を設定。
H27～ (3年)	第3期	<ul style="list-style-type: none"> ・9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理。 ・地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定。
H30～ (3年)	第4期	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げ、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」「多機関の協働による相談支援体制の包括化」「地域力基盤強化の支援」「地域福祉の担い手の育成・拡大」を4つの柱として位置付けた。 ・各区の好事例を掲載。

(3) 第4期地域福祉計画の推進状況

ア 地域の取組み

本市では、地域の課題を解決するために、地域住民等による共助の方策や具体的な取組みを定めた区支え合いのまち推進計画を策定し、その推進に努めてきました。

区支え合いのまち推進計画は、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」、「施策の方向性」、「具体的な取組み」、「重点取組項目」で構成しています。社協地区部会が、地域の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間に注力して取り組む活動を考え、区支え合いのまち推進計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定し、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進しました。

区支え合いのまち推進計画の取組みの推進状況と今後の課題については、区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区支え合いのまち推進計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証しました。

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区支え合いのまち推進計画の推進状況を、千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「地

域福祉専門分科会」という。)へ報告していますが、担い手の問題とコロナ禍における安全・安心な活動の実施、町内自治会や社協地区部会などの関係団体間の連携などが今後の課題となっています。

これらの課題については、第5期においても引続き継続して取組んでいくこととなります。

今後の課題	
・ 担い手の確保	
・ コロナ禍での安全・安心な活動の実施	
・ 地域団体間の連携	
・ 地域活動への理解や関心の希薄化	
・ 活動拠点の確保	
・ 町内自治会の機能低下	
・ 新旧住民間の融合、子育て世帯と高齢者世帯との交流	など

イ 市の取組み

第4期千葉市地域福祉計画では、4つの重点施策に加え、129の市の事業・施策を定め、その実施状況について、年度ごとに地域福祉専門分科会において評価確認を行いました。

令和3（2021）年度第1回の地域福祉専門分科会において、「令和2（2020）年度における推進状況の評価」について、以下のとおり報告をしました。

なお、評価にあたっては、可能な限り、量的な成果を評価する定量評価とし、定量評価になじまない事業・施策については、取組みの内容や体制の構築等を評価する定性評価を行いました。

(ア) 令和2(2020)年度における重点施策(コミュニティソーシャルワーク機能の強化)の推進状況の評価

No.	事業・施策名	評価	評価理由
1	コミュニティソーシャルワーカーの増員等	○	コミュニティソーシャルワーカーの増員、育成を実施したほか、ケース検討会議の開催により、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、成年後見支援センター、生活自立・仕事相談センター、あんしんケアセンター等の連携強化が概ね図られた。
2	多機関の協働による相談支援体制の包括化	△	多機関協働による相談支援体制の包括化に向け、相談支援機関向けコンシェルジュの1名配置などを実施した。一方で、複合的課題を抱える方をチームアプローチで包括的に受け止める相談支援体制の充実は引き続きの課題である。
3	地域力基盤強化の支援	△	庁内横断的組織の「地域力向上班」において、包括的相談支援体制の構築に向けた意見交換を行った。地域力基盤強化については、重層的支援体制整備事業も含めて引き続き検討していく必要がある。
4	地域福祉の担い手の育成・拡大	△	ボランティア入門講座などを実施したものの、コロナの影響などにより、参加者数などは減少したため、担い手の育成・拡大に引き続き取り組んでいく必要がある。

(定性評価 … 取組みの内容や体制の構築等の評価)

- ◎：年度目標以上のものが達成できた場合
- ：年度目標が概ね達成できた場合
- △：年度目標の一部が達成できた場合
- ×：年度目標が全く達成できなかった場合(ほとんど達成できなかった場合も含む)

(イ) 令和2(2020)年度における重点施策以外の市の取組みの推進状況の評価

a 定量評価 … 主に量的な成果を評価(65項目/全129項目)

評価	評価基準	R2		R1(参考)		H30(参考)	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	6	9%	4	6%	10	15%
A	年度目標にしている業務量を概ね(8割～10割)達成できた場合	17	26%	34	51%	31	46%
B	年度目標にしている業務量の一部(5割～7割)を達成できた場合	13	20%	18	27%	17	25%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った(4割以下)場合	29	45%	11	16%	9	14%

第2章 地域福祉を取り巻く状況

定量評価の事業・施策については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、S評価（6項目）とA評価（18項目）を合わせて、全体（65項目）の35%にとどまり、B評価が20%（13項目）、C評価が45%（29項目）となりました。

b 定性評価 … 取組みの内容や体制の構築等を評価（64項目/全129項目）

評価	評価基準	R2		R1（参考）		H30（参考）	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
◎	年度目標以上のものが達成できた場合	3	5%	0	0%	0	0%
○	年度目標が概ね達成できた場合	34	53%	44	71%	53	86%
△	年度目標の一部が達成できた場合	21	33%	16	26%	7	11%
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）	6	9%	2	3%	2	3%

定性評価の事業・施策についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、◎評価（3項目）と○評価（34項目）を合わせて、全体（64項目）の58%にとどまり、△評価が33%（21項目）、×評価が9%（6項目）となりました。

（4）第4期地域福祉計画の成果と第5期地域福祉計画への課題

支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）に位置付けられた施策のうち、重点施策のコミュニティソーシャルワーク機能の強化については、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」は、概ね計画どおり推進されたものの、「多機関の協働による相談支援体制の包括化」及び「地域力基盤強化の支援」、「地域福祉の担い手の育成・拡大」が、今後の課題として残りました。また、重点施策以外の施策については、新型コロナウイルス感染症の影響により、概ね計画どおりに実施できた施策が約半数にとどまりました。

さらに、地域の取組みの推進に関する今後の課題として、活動の担い手の不足やコロナ禍における安全・安心な活動の実施、地域団体間の連携などが挙げられています。

そのため、相談支援体制の包括化、新型コロナウイルス等の感染症への対応、今後も進行が想定される少子超高齢化などの社会情勢の変化を見据えたうえで、地域福祉活動の担い手の拡大やより多くの市民・団体を巻き込んだ協力・連携体制の強化などが求め

られます。

このことを踏まえ、今後は以下の課題に留意して、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア 包括的な支援体制のあり方

各福祉分野の相談支援機関が単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築に向けて、引き続き取組みを進めていく必要がありますが、取り組むにあたっては、国においても、包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に位置付けられたことも踏まえ、包括的な支援体制のあり方について検討する必要があります。

イ コミュニティソーシャルワーク機能の強化

地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことを主眼に置きつつ、地域の支え合いの力を高める必要があります。

ウ 新型コロナウイルス等の感染症への対応

地域においては、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ等の感染症禍にあっても「つながり」を切らないための様々な工夫やオンラインの活用等を検討するとともに、市においては、コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援、オンラインの活用支援等を検討する必要があります。

エ 担い手及び活動拠点の確保

地域福祉に対する市民の理解や行動については、さらなる拡充・促進を図っていく必要があると考えられる一方で、地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっていることから、地域福祉の意義やその必要性・重要性を周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。また、これに加えて、安定した活動を支える活動拠点の確保についても、検討する必要があります。

オ 地域団体間の連携

社協地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等さらには地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なります。その

結果、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組みの実行等の地域課題の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なっています。したがって、地域課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換や調整などにより、検討する必要があります。

カ 他の個別計画等との連携

地域福祉計画は、高齢者、障害者、こども、健康づくり等の保健福祉分野の計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりなどの他の生活関連分野の施策と連携を図りながら推進していく計画のため、庁内の関係部署や他の個別計画との連携が重要です。

キ 千葉県社会福祉協議会との連携

市社協は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的として組織された民間団体であることから、地域福祉推進の最大の協力者として、市はその活動を支援するとともに、同会が策定した「地域福祉活動計画」と十分に連携を図り、本市の地域福祉を推進していくことが必要です。

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 計画の構成

本計画では、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を、地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み」と、地域福祉に関する行政施策を定めた「市の取組み」の2つに区分しています。

地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、「区支え合いのまち推進計画」として位置づけています。

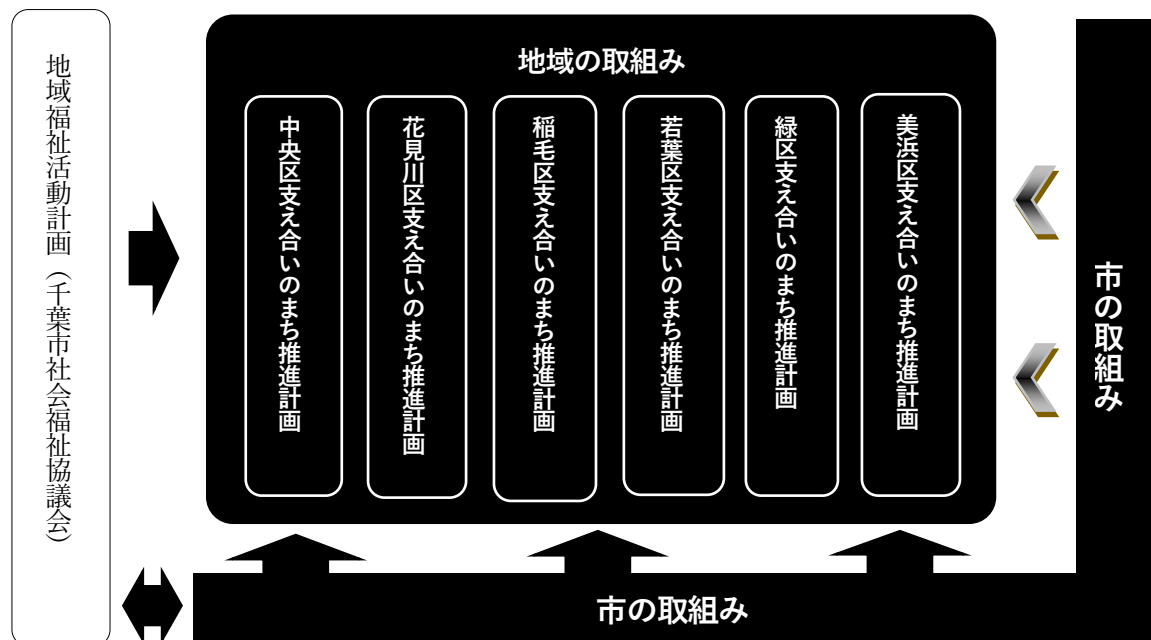
それぞれの位置づけ及び内容は、下表のとおりです。

	【第4章】地域の取組み	【第5章】市の取組み
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた、住民に身近な計画 ・地域の課題に対応するため、地区部会エリアごとに重点取組項目を定め、様々な主体（地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、学校・PTA、社会福祉事業者など）が協働して策定・推進する計画 	基本目標や市としての方向性、取組みを示すことにより、多様な主体とともに、地域の取組みをしっかりと支え、地域住民の地域福祉活動を支援する計画
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を目指す課題に対する取組み ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組み ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策、取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動の基盤整備に関する取組み ・地域の取組みを進めるために必要な市による支援策 ・分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める取組み ・区域では解決できない福祉課題に対する市域での取組み ・市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組み（コミュニティソーシャルワーク機能の強化など）

【地域と市の取組みの関係】

市の取組みは、区を取組みをしっかりと支えつつ、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組みを定めています。

また、市社協が策定している地域福祉活動計画については、市の取組みとの連携、地域の取組みへの支援を行う関係にあります。

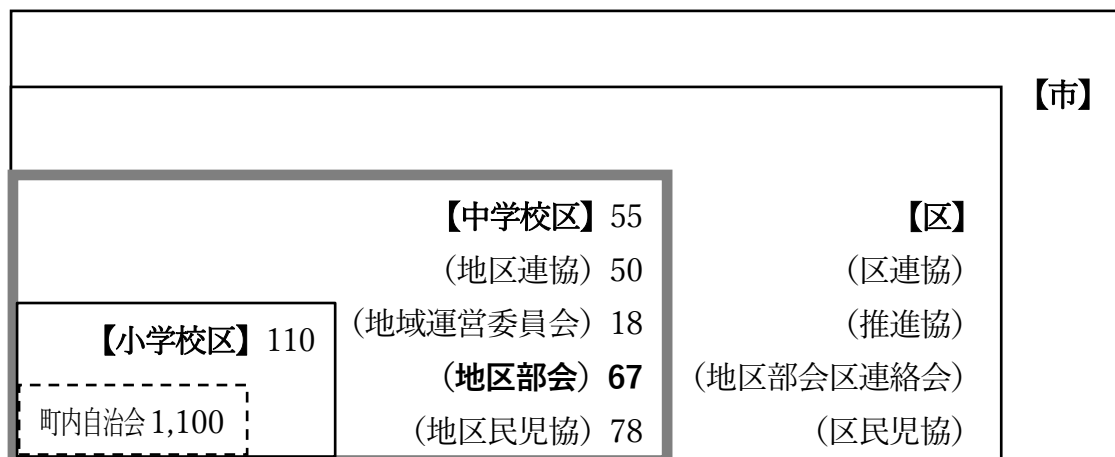


2 圏域の考え方

第4期計画に引き続き『地区部会エリア』を地域の取組みの圏域とします。地区部会エリアとは、市社協地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区）をいいます。しかし、「見守り活動」など、一部の取組みは、町内自治会など、より身近な圏域での実施が効果的なものが多くあります。今後の計画の推進に向けては、今まで以上に町内自治会への働きかけを意識した事業の展開が必要です。

また、日常生活圏域の考え方については、引き続き検討していく必要があります。

【圏域のイメージ図】



3 基本理念

基本理念

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を
ともに創っていく社会をつくる

令和5年度スタートに向けて策定中の本市の中長期的な市政運営の基本方針である「(仮称)千葉市基本計画」では、健康・福祉分野における目標として「みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します」を掲げるとともに、その政策の1つに「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」を位置付ける予定です(※原案時点)。

このことを踏まえ、支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)においては、「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」を基本理念に設定し、「(仮称)千葉市基本計画」の理念や方向性を念頭に置きながら、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えて横断的につながり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創っていくことで、多様性が尊重され包摂される地域共生社会の実現を目指します。

4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区支え合いのまち推進計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、パブリックコメント手続による意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

本計画の策定期間中には、新型コロナウイルスの感染拡大があり、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされたほか、各区の支え合いのまち推進協議会が開催できないなどの影響を受けました。このため、計画策定を1年延期するとともに、「新しい生活様式」の計画への反映などの新型コロナウイルス等感染症への対応を行うこととしました。また、地域活動停滞等への配慮として、区支え合いのまち推進計画のうち、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、中間見直しまでに各区支え合いのまち推進協議会で検討を行い、策定することも可能とし、各区の実情に応じ柔軟に対応することとしました。

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

<計画策定の経過>

年月	実施内容
令和2(2020)年 1月	2019(令和元)年度第4回地域福祉専門分科会(1/30) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定方針(案)・ 骨子(案)について ～ 新型コロナウイルスの影響が発生 ～
4月	～ 緊急事態宣言発出(1回目)(4/7～5/24)～
8月	2020(令和2)年度第1回地域福祉専門分科会(書面開催)(8/6～12/11) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定スケジュール の見直しについて(1年延期)
11月	2020(令和2)年度第3回地域福祉専門分科会(11/13) ・コロナ禍における地域福祉活動について
令和3(2021)年 1月	～ 緊急事態宣言発出(2回目)(1/8～3/21)～
3月	2021(令和2)年度第4回地域福祉専門分科会(書面開催)(3/18～3/31) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定方針・骨子の 見直しについて
4月	～ まん延防止等重点措置適用(4/28～8/1)～
5月	WEB アンケート調査(4/30～5/10) 各区支え合いのまち推進協議会委員長等と意見交換(1回目)(5/21) ・地域活動の停滞等を踏まえた区支え合いのまち推進計画策定の進め方について
6月	各区支え合いのまち推進協議会委員長等と意見交換(2回目)(6/30) ・地域活動の停滞等を踏まえた区支え合いのまち推進計画策定の進め方について
7月	各区支え合いのまち推進協議会(区支え合いのまち推進計画の策定作業 開始)
8月	～ 緊急事態宣言発出(3回目)(8/2～9/30)～
9月	2021(令和3)年度第1回地域福祉専門分科会(書面開催)(9/2～12/8) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の素案について
10～12月	各区支え合いのまち推進協議会(区支え合いのまち推進計画案の決定)
12月	2021(令和3)年度第2回地域福祉専門分科会(12/22) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の原案について
令和4(2022)年 1月	計画原案の説明動画の配信 パブリックコメント手続による市民意見の聴取
3月	2021(令和3)年度第3回地域福祉専門分科会(3/〇〇) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の最終案について ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の決定

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

1 区支え合いのまち推進計画について

区支え合いのまち推進計画においては、第1期（平成18(2006)～22(2010)年度）、第2期（平成23(2011)～26(2014)年度）、第3期（平成27(2015)～29(2017)年度）、第4期（平成30(2018)～令和2(2020)年度）と多くの地域の皆さんの参加を得て、日常生活における生活課題の解決へ向けて取り組んできました。

このたび策定した「区支え合いのまち推進計画」は、「支え合いのまち千葉 推進計画」の第4章として位置付け、今後5年間における住民が主体となった地域の取組み（住民同士の支え合い）について、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」を定めています。

地域においては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、市社協や市の支援のもと、社協地区部会ができる限り多くの地域住民や地域団体等の地域福祉活動の担い手と連携を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、区支え合いのまち推進計画に基づく取組みの推進に努めていくこととします。

2 区支え合いのまち推進計画のポイント

(1) 区の現状について人口等のデータを掲載するとともに、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」を策定しました。

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていることから、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、中間見直しまでに区支え合いのまち推進協議会で検討を行い策定することも可能としました。その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます。

策定にあたっては、10の取組みテーマ及び5つの視点を参考に策定しました。

取組みテーマ

- ① 見守りの仕組みづくり
- ② 支え合いの仕組みづくり
- ③ 地域のつながりづくり
- ④ 健康づくり
- ⑤ 担い手の拡大とボランティア活動の促進
- ⑥ 福祉教育・啓発
- ⑦ 相談体制づくり
- ⑧ 情報提供の充実
- ⑨ 防災対策を通じた地域づくり
- ⑩ 防犯対策を通じた地域づくり

視点

- ① 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開
- ② 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携
- ③ 身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくり
- ④ 地域福祉活動への若者・子どもの参加
- ⑤ 全世代を対象とした担い手づくり

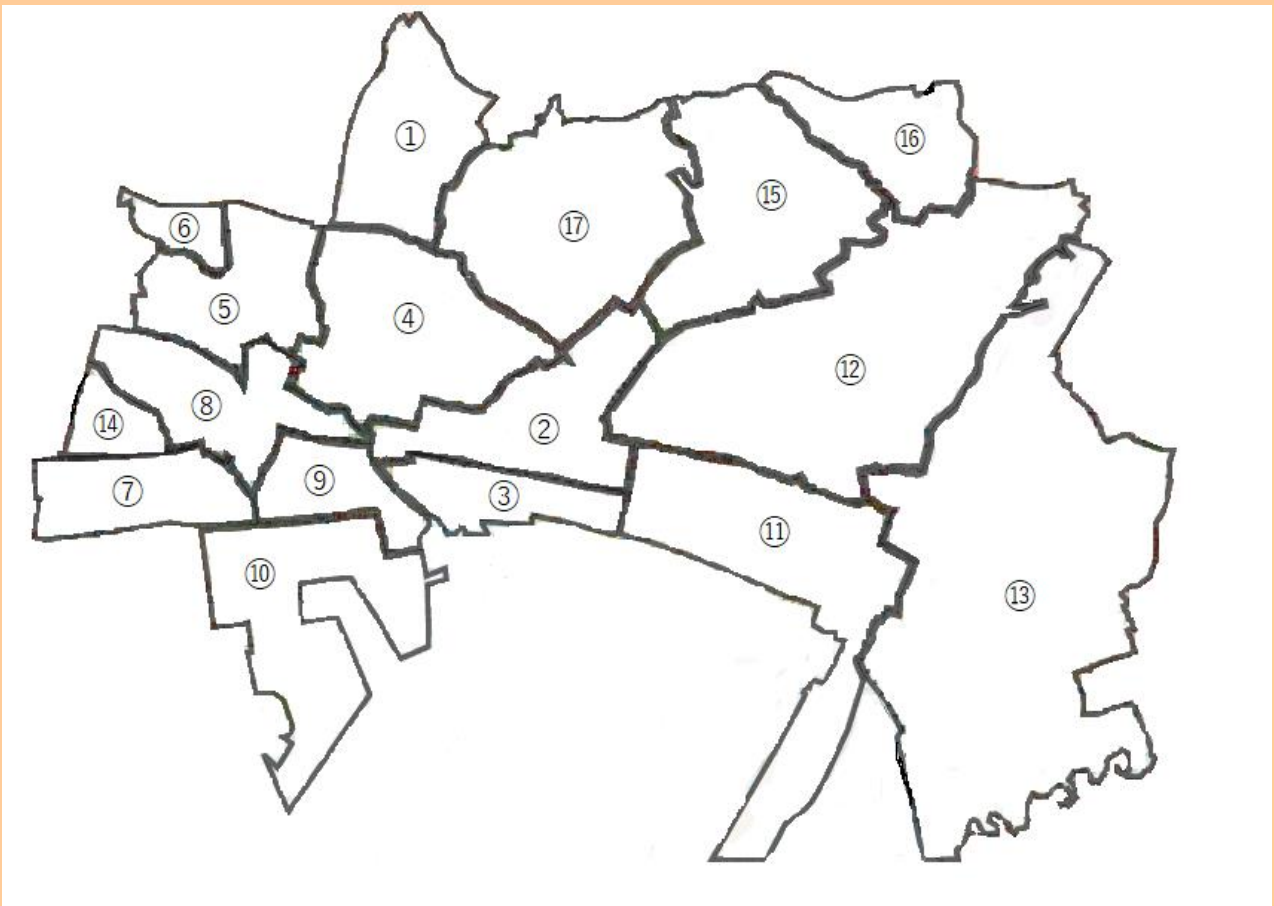


中央区支え合いのまち推進計画



第5期中央区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

中央区地区部会



①	都地区部会	⑩	千葉みなと地区部会
②	末広地区部会	⑪	蘇我地区部会
③	寒川地区部会	⑫	白旗台地区部会
④	ちば中央地区部会	⑬	生浜地区部会
⑤	中央東地区部会	⑭	松波地区部会
⑥	東千葉地区部会	⑮	松ヶ丘地区部会
⑦	西千葉地区部会	⑯	川戸地区部会
⑧	中央地区部会	⑰	星久喜地区部会
⑨	新宿地区部会		

1 区の現状・社会資源

(1) 地区部会の状況

区の中では様々な団体が地域の福祉活動を担っていますが、中央区支え合いのまち推進計画においては千葉市社会福祉協議会地区部会の活動区域（おおむね中学校区）ごとにデータを整理しました。

令和3年3月31日現在

地区部会名	人口	世帯数	自治会数	高齢化率	後期 高齢化率	活動事業								民協 地区	民生委員 定数		
						いき いき サロン	子 育 て サ ロ ン	散 歩 ク ラ ブ	広 報 紙	ポ ラ ン テ ィ ア 講 座	ふ れ あ い 食 事 サ ー ビ ス	敬 老 会 開 催	見 守 り 活 動			支 え 合 い 活 動	
都	9,328	4,774世帯	10	25.2%	12.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第101地区	14	
末広	12,923	7,072世帯	4	20.8%	10.3%	○	○		○				○	○	○	第102地区	20
寒川	5,619	3,179世帯	6	22.7%	11.6%	○	○		○	○			○	○		第103地区	14
ちば中央	16,181	9,229世帯	27	24.0%	12.8%		○		○				○		第104地区	17	
															第105地区	23	
中央東	14,011	8,686世帯	16	24.8%	12.9%	○	○	○	○	○	○	○	○		第106地区	28	
東千葉	4,161	2,124世帯	7	37.3%	19.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第107地区	7	
西千葉	13,033	7,115世帯	6	18.2%	9.6%		○		○	○	○	○	○		第108地区	22	
中央	6,859	4,204世帯	6	19.7%	9.9%	○	○		○	○			○	○	第109地区	17	
新宿	12,641	7,058世帯	5	16.7%	7.8%								○	○	第110地区	28	
千葉みなと	10,376	4,387世帯	11	11.9%	5.9%			○	○						第110地区		
蘇我	18,716	9,694世帯	9	16.0%	7.7%	○	○	○	○	○			○		第111地区	28	
白旗台	25,651	12,906世帯	41	24.8%	12.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第112地区	30	
生浜	25,409	12,202世帯	12	25.1%	13.5%	○	○		○	○			○	○	第113地区	30	
松波	4,860	2,717世帯	1	24.2%	12.9%	○	○	○	○	○			○	○	第114地区	13	
松ヶ丘	11,954	5,815世帯	37	28.5%	15.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第115地区	22	
川戸	6,794	3,292世帯	13	33.1%	18.6%	○	○		○	○	○	○	○	○	第116地区	14	
星久喜	11,818	5,892世帯	24	26.2%	13.9%	○	○		○	○			○	○	第117地区	20	

※1 人口等の数値は、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口を使用しています。

※2 複数の地区部会にまたがる町丁については、町丁を担当する民生委員の人数により按分した概算の数値です。

地区連協	あんしんケアセンター	避難所運営委員会数	自主防災組織数	社会資源				活動対象区域
				公民館	コミュニティセンター	高齢者施設	障害者施設	
都地区	中央	1	7			4	2	都町
末広中	千葉寺	2	5	1	1	5	4	末広、長洲2丁目、長洲1丁目の一部、千葉寺町の一部、青葉町の一部
末広中	千葉寺	1	6			2	5	港町、寒川町、稲荷町
葛城中	中央、千葉寺	5	29	1		4	5	亥鼻、本町の一部、中央、市場町、道場南、鶴沢町、旭町、亀井町、亀岡町、葛城、東本町、長洲1丁目の一部、青葉町の一部
椿森中	東千葉、中央	3	13	1		6	3	祐光、椿森、道場北、院内、要町、本町の一部
椿森中	東千葉	0	6			1		東千葉
緑町中	東千葉	1	9			3	3	登戸、新千葉の一部、汐見丘町、春日
新宿中	東千葉、中央	1	4			1	8	弁天、柴町、富士見、本千葉町、新町の一部、新千葉の一部
新宿中	中央	2	7	1		3	4	新宿、神明町、新田町、出洲港
新宿中	中央	1	11		1	5	1	中央港、千葉港、間屋町
蘇我中	松ヶ丘	3	8		1	8	10	蘇我、今井、若草、南町
蘇我中	松ヶ丘、千葉寺	7	37	1		7	4	白旗、鶴の森町、今井町、大蔵寺町、花輪町、宮崎、赤井町の一部、千葉寺町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
生浜中	浜野	6	14	1		9	5	村田町、浜野町、塩田町、生実町、南生実町
轟町中	東千葉	1	1		1	1	1	松波
松ヶ丘中	松ヶ丘	3	35	1		2	3	松ヶ丘町の一部、仁戸名町の一部、星久喜町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
川戸中	松ヶ丘	2	11	1		6	1	中央区：川戸町、仁戸名町の一部、赤井町の一部、緑区：平山町の一部
星久喜中	千葉寺、松ヶ丘	3	18	1		4	7	矢作町、星久喜町の一部、松ヶ丘町の一部、青葉町の一部

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

（2）町丁別人口構成

中央区の高齢化率は22.8%（令和3年3月31日現在）で、6区の中で最も低くなっていますが、区内でも40%を超えるエリアもある一方、マンションの建設が多い地区など10%に満たないエリアもあります。

令和3年3月31日現在（住民基本台帳人口）

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
青葉町	2,760	1,108	64	2.3%	308	1,812	640	23.2%	319	11.6%
赤井町	1,785	720	77	4.3%	313	1,057	415	23.2%	226	12.7%
旭町	1,026	555	34	3.3%	140	623	263	25.6%	141	13.7%
市場町	520	325	22	4.2%	44	370	106	20.4%	59	11.3%
亥鼻1丁目	351	285	2	0.6%	8	291	52	14.8%	29	8.3%
亥鼻2丁目	391	214	7	1.8%	32	260	99	25.3%	54	13.8%
亥鼻3丁目	616	357	13	2.1%	55	388	173	28.1%	110	17.9%
今井町	844	463	14	1.7%	65	487	292	34.6%	150	17.8%
今井1丁目	1,404	884	21	1.5%	81	1,021	302	21.5%	160	11.4%
今井2丁目	1,298	855	24	1.8%	75	972	251	19.3%	136	10.5%
今井3丁目	1,479	914	44	3.0%	125	1,128	226	15.3%	107	7.2%
院内1丁目	670	530	1	0.1%	20	490	160	23.9%	104	15.5%
院内2丁目	757	477	7	0.9%	32	487	238	31.4%	137	18.1%
稻荷町1丁目	740	361	17	2.3%	66	506	168	22.7%	84	11.4%
稻荷町2丁目	612	354	16	2.6%	63	420	129	21.1%	62	10.1%
稻荷町3丁目	626	397	6	1.0%	41	459	126	20.1%	57	9.1%
鶴の森町	1,203	542	40	3.3%	191	751	261	21.7%	141	11.7%
大森町	5,232	2,676	141	2.7%	567	3,268	1,397	26.7%	723	13.8%
生実町	6,783	3,166	183	2.7%	821	4,062	1,900	28.0%	1,101	16.2%
春日1丁目	1,398	748	26	1.9%	140	961	297	21.2%	162	11.6%
春日2丁目	1,693	874	42	2.5%	231	1,208	254	15.0%	119	7.0%
葛城1丁目	720	334	23	3.2%	102	433	185	25.7%	95	13.2%
葛城2丁目	1,121	694	20	1.8%	95	723	303	27.0%	167	14.9%
葛城3丁目	1,068	568	27	2.5%	122	704	242	22.7%	131	12.3%
要町	658	480	5	0.8%	26	516	116	17.6%	57	8.7%
亀井町	638	373	12	1.9%	52	360	226	35.4%	140	21.9%
亀岡町	545	291	17	3.1%	50	342	153	28.1%	93	17.1%
川崎町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
川戸町	3,325	1,630	56	1.7%	316	1,798	1,211	36.4%	662	19.9%
栄町	412	304	5	1.2%	12	287	113	27.4%	50	12.1%
寒川町1丁目	610	376	5	0.8%	38	404	168	27.5%	91	14.9%
寒川町2丁目	581	348	10	1.7%	37	369	175	30.1%	90	15.5%
寒川町3丁目	889	519	24	2.7%	73	572	244	27.4%	136	15.3%
塩田町	1,290	662	40	3.1%	163	815	312	24.2%	170	13.2%
汐見丘町	1,353	703	30	2.2%	153	925	275	20.3%	166	12.3%
白旗1丁目	952	618	18	1.9%	54	445	453	47.6%	249	26.2%
白旗2丁目	1,212	713	16	1.3%	72	678	462	38.1%	238	19.6%
白旗3丁目	1,476	747	36	2.4%	146	931	399	27.0%	221	15.0%
新宿1丁目	2,379	1,488	59	2.5%	225	1,754	400	16.8%	219	9.2%
新宿2丁目	3,839	1,766	127	3.3%	639	2,731	469	12.2%	195	5.1%
新千葉1丁目	13	9	1	7.7%	1	12	0	0.0%	0	0.0%
新千葉2丁目	996	650	44	4.4%	99	755	142	14.3%	83	8.3%
新千葉3丁目	1,149	678	40	3.5%	117	831	201	17.5%	110	9.6%
新田町	1,658	1,064	39	2.4%	145	1,238	275	16.6%	139	8.4%
新町	680	424	24	3.5%	71	493	116	17.1%	62	9.1%
神明町	3,665	2,073	99	2.7%	418	2,534	713	19.5%	347	9.5%
末広1丁目	1,120	681	40	3.6%	124	829	167	14.9%	81	7.2%
末広2丁目	853	448	11	1.3%	83	602	168	19.7%	79	9.3%
末広3丁目	1,311	726	38	2.9%	149	917	245	18.7%	105	8.0%
末広4丁目	947	547	35	3.7%	114	696	137	14.5%	60	6.3%
末広5丁目	786	460	34	4.3%	82	608	96	12.2%	34	4.3%

第4章 地域の実情（住民同士の支え合い）

令和3年3月31日現在（住民基本台帳人口）

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
蘇我町2丁目	12									
蘇我1丁目	1,607	984	34	2.1%	119	1,180	308	19.2%	164	10.2%
蘇我2丁目	1,195	580	38	3.2%	145	856	194	16.2%	91	7.6%
蘇我3丁目	2,397	1,022	83	3.5%	404	1,690	303	12.6%	144	6.0%
蘇我4丁目	1,457	550	69	4.7%	282	1,035	140	9.6%	54	3.7%
蘇我5丁目	1,994	931	45	2.3%	224	1,386	384	19.3%	179	9.0%
大蔵寺町	1,859	1,097	23	1.2%	100	1,139	620	33.4%	363	19.5%
千葉寺町	7,150	3,532	194	2.7%	775	4,683	1,692	23.7%	884	12.4%
千葉港	3,776	1,453	148	3.9%	608	2,703	465	12.3%	185	4.9%
中央1丁目	589	325	54	9.2%	97	432	60	10.2%	26	4.4%
中央2丁目	319	205	13	4.1%	29	256	34	10.7%	20	6.3%
中央3丁目	1,236	687	44	3.6%	187	839	210	17.0%	92	7.4%
中央4丁目	423	267	20	4.7%	49	312	62	14.7%	34	8.0%
中央港1丁目	2,735	1,329	125	4.6%	464	1,811	460	16.8%	302	11.0%
中央港2丁目	3									
椿森1丁目	1,297	804	17	1.3%	96	898	303	23.4%	141	10.9%
椿森2丁目	996	481	34	3.4%	143	623	230	23.1%	140	14.1%
椿森3丁目	1,262	741	35	2.8%	111	753	398	31.5%	220	17.4%
椿森4丁目	198	126	4	2.0%	15	149	34	17.2%	21	10.6%
椿森5丁目	742	467	40	5.4%	77	525	140	18.9%	66	8.9%
椿森6丁目	820	475	23	2.8%	75	564	181	22.1%	103	12.6%
鶴沢町	873	490	15	1.7%	87	535	251	28.8%	137	15.7%
出洲港	1,100	667	19	1.7%	102	739	259	23.5%	87	7.9%
道場北町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
道場北1丁目	1,382	901	18	1.3%	82	924	376	27.2%	196	14.2%
道場北2丁目	995	620	18	1.8%	71	666	258	25.9%	116	11.7%
道場南1丁目	1,168	621	25	2.1%	126	757	285	24.4%	160	13.7%
道場南2丁目	1,073	575	17	1.6%	106	634	333	31.0%	186	17.3%
問屋町	3,862	1,604	129	3.3%	734	2,822	306	7.9%	125	3.2%
長洲1丁目	1,505	999	46	3.1%	124	1,073	308	20.5%	148	9.8%
長洲2丁目	1,346	850	37	2.7%	118	870	358	26.6%	195	14.5%
新浜町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
仁戸名町	8,246	4,167	220	2.7%	918	4,663	2,665	32.3%	1,572	19.1%
登戸1丁目	1,389	858	32	2.3%	110	1,021	258	18.6%	125	9.0%
登戸2丁目	1,075	620	29	2.7%	104	801	170	15.8%	86	8.0%
登戸3丁目	1,438	737	21	1.5%	136	1,038	264	18.4%	136	9.5%
登戸4丁目	975	525	19	1.9%	98	673	204	20.9%	114	11.7%
登戸5丁目	1,567	722	45	2.9%	248	1,011	308	19.7%	147	9.4%
花輪町	1,159	463	100	8.6%	219	650	290	25.0%	128	11.0%
浜野町	6,878	3,468	231	3.4%	869	4,356	1,653	24.0%	875	12.7%
東本町	670	339	14	2.1%	88	410	172	25.7%	79	11.8%
東千葉1丁目	1,279	666	14	1.1%	87	611	581	45.4%	287	22.4%
東千葉2丁目	2,384	1,231	46	1.9%	195	1,442	747	31.3%	370	15.5%
東千葉3丁目	498	227	7	1.4%	32	243	223	44.8%	136	27.3%
富士見1丁目	256	155	6	2.3%	16	202	38	14.8%	19	7.4%
富士見2丁目	73	46	0	0.0%	2	37	34	46.6%	22	30.1%
弁天1丁目	1,539	931	79	5.1%	182	1,129	228	14.8%	103	6.7%
弁天2丁目	1,178	735	15	1.3%	76	760	342	29.0%	184	15.6%
弁天3丁目	970	550	31	3.2%	126	664	180	18.6%	97	10.0%
弁天4丁目	861	490	33	3.8%	103	586	172	20.0%	89	10.3%

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

令和3年3月31日現在（住民基本台帳人口）

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
星久喜町	6,461	3,169	196	3.0%	928	3,908	1,625	25.2%	894	13.8%
本千葉町	877	560	26	3.0%	87	665	125	14.3%	54	6.2%
本町1丁目	587	409	5	0.9%	23	425	139	23.7%	76	12.9%
本町2丁目	798	486	12	1.5%	61	536	201	25.2%	88	11.0%
本町3丁目	395	274	3	0.8%	18	281	96	24.3%	41	10.4%
松ヶ丘町	3,027	1,408	107	3.5%	396	1,749	882	29.1%	466	15.4%
松波1丁目	1,172	608	63	5.4%	171	845	156	13.3%	83	7.1%
松波2丁目	1,532	943	44	2.9%	129	998	405	26.4%	215	14.0%
松波3丁目	1,139	582	34	3.0%	118	711	310	27.2%	171	15.0%
松波4丁目	1,017	584	22	2.2%	89	622	306	30.1%	157	15.4%
港町	1,561	824	46	2.9%	200	1,098	263	16.8%	133	8.5%
南生実町	3,624	1,592	114	3.1%	392	2,203	1,029	28.4%	580	16.0%
南町1丁目	1,684	675	90	5.3%	324	1,187	173	10.3%	74	4.4%
南町2丁目	2,093	1,094	97	4.6%	315	1,555	223	10.7%	100	4.8%
南町3丁目	1,758	1,000	36	2.0%	130	1,268	360	20.5%	179	10.2%
都町	71	46	1	1.4%	11	43	17	23.9%	6	8.5%
都町1丁目	2,680	1,412	90	3.4%	353	1,772	555	20.7%	263	9.8%
都町2丁目	821	486	18	2.2%	79	535	207	25.2%	105	12.8%
都町3丁目	853	511	13	1.5%	55	548	250	29.3%	121	14.2%
都町4丁目	842	335	43	5.1%	194	535	113	13.4%	49	5.8%
都町5丁目	1,464	702	60	4.1%	184	909	371	25.3%	212	14.5%
都町6丁目	1,410	705	30	2.1%	147	817	446	31.6%	213	15.1%
都町7丁目	893	411	23	2.6%	104	461	328	36.7%	176	19.7%
都町8丁目	294	166	11	3.7%	27	207	60	20.4%	36	12.2%
宮崎町	7,919	3,463	206	2.6%	1,134	5,285	1,500	18.9%	680	8.6%
宮崎1丁目	1,697	988	83	4.9%	267	1,237	193	11.4%	88	5.2%
宮崎2丁目	1,568	868	69	4.4%	185	1,065	318	20.3%	125	8.0%
村田町	5,626	2,835	200	3.6%	679	3,587	1,360	24.2%	658	11.7%
矢作町	4,451	2,448	107	2.4%	366	2,843	1,242	27.9%	651	14.6%
祐光1丁目	1,563	867	26	1.7%	143	1,061	359	23.0%	192	12.3%
祐光2丁目	1,372	937	25	1.8%	83	892	397	28.9%	172	12.5%
祐光3丁目	358	211	8	2.2%	38	245	75	20.9%	32	8.9%
祐光4丁目	941	569	23	2.4%	76	654	211	22.4%	106	11.3%
若草1丁目	1,546	675	38	2.5%	146	1,132	268	17.3%	108	7.0%
中央区計	210,334	110,345	6,014	2.9%	24,007	138,359	47,968	22.8%	24,909	11.8%
千葉市全体	975,507	472,021	26,261	2.7%	114,337	606,103	255,067	26.1%	132,328	13.6%

※ 太字：0-3歳(%)は市の平均未満、高齢化率(%)・後期高齢化率(%)は市の平均を超える値

※ 個人情報保護のため、一部の町丁については、年齢別人口を公表していません。

2 区の課題

（1）担い手に関すること

- ・担い手の高齢化の問題
- ・若い世代の担い手の育成及び組織化の仕組みづくり

（2）町内自治会に関すること

- ・町内自治会長の交代に伴い、取組が後退しないための仕組みづくり
- ・未加入者の加入促進
- ・関係団体との連携強化

（3）活動拠点の確保に関すること

- ・自由に利用できる活動拠点が必要
- ・事業の安定的運営のための活動資金の確保



（4）地域活動に関すること

- ・地域活動への理解や関心の希薄化
- ・コロナ禍の影響を受け、地域団体の機能及び活動が停滞

（5）地域活動の再開に関すること

- ・高齢者のフレイルの進行を抑えるため、新型コロナウイルス対策を踏まえた活動の模索

3 基本理念

「みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区」

この基本理念は、中央区の目指すべき将来像です。

第1期計画策定時に掲げられたもので、第5期計画においても引き継ぐものです。

4 7つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本理念を達成するため、7つの基本方針を定めています。この基本方針は、地区フォーラム[※]で明らかになった生活課題や解決策等から導かれたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

第4期区地域福祉計画の期間中、最終年次において新型コロナウイルスの蔓延により地域活動がほとんど行われなかった状況となりましたが、それまでの間は、各地区の目標は概ね達成できました。

第5期計画では、ウイズコロナを前提とした新しい生活様式を踏まえ、各地区の実情に応じた地域活動を展開し、「支え合い安心して暮らせる中央区」となるよう取り組んでいきます。

※ 地区フォーラム

平成16（2004）～17（2005）年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

《基本方針1》 身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する。

また、幅広い世代にイベントなどを通じて、触れ合う機会を提供する。

更に、様々な交流の機会を通じて、住民同士の仲間づくりや健康づくりに取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進を図る。

《基本方針2》 交流の場と仲間づくり

町内自治会間や福祉施設等の協力を得る中で、誰もがいつでも気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組む。

また、様々な交流の機会を通じて健康づくりや仲間づくりが図れるようにする。

《基本方針3》 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができる環境を整える。

《基本方針4》 地域の福祉力向上、担い手づくり

多様な活動主体と連携して地域共生社会の実現を進めるとともに、誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、若者も含めた全世代を地域活動の新たな担い手として育成する。

《基本方針5》 相談体制、情報提供の場づくり

身近な相談場所を誰もが知っていて、いつでも気軽に、欲しい情報をわかりやすく提供できる体制を作る。

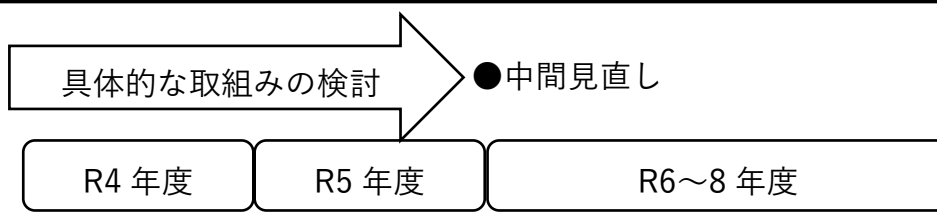
《基本方針6》 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、また、オリンピック・パラリンピックを契機として培われた共生社会の精神を継続・発展させるため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

《基本方針7》 人にやさしい生活環境づくり

災害時の情報共有や要配慮者の参画による防災訓練の実施といった防災対策を進めるなど、地域が安全・安心で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和6年度の間見直しの段階で策定します！
その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！



花見川区支え合いのまち推進計画

第5期花見川区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

～川と緑と花々に包まれた、安らぎと潤いのまち・花見川区～

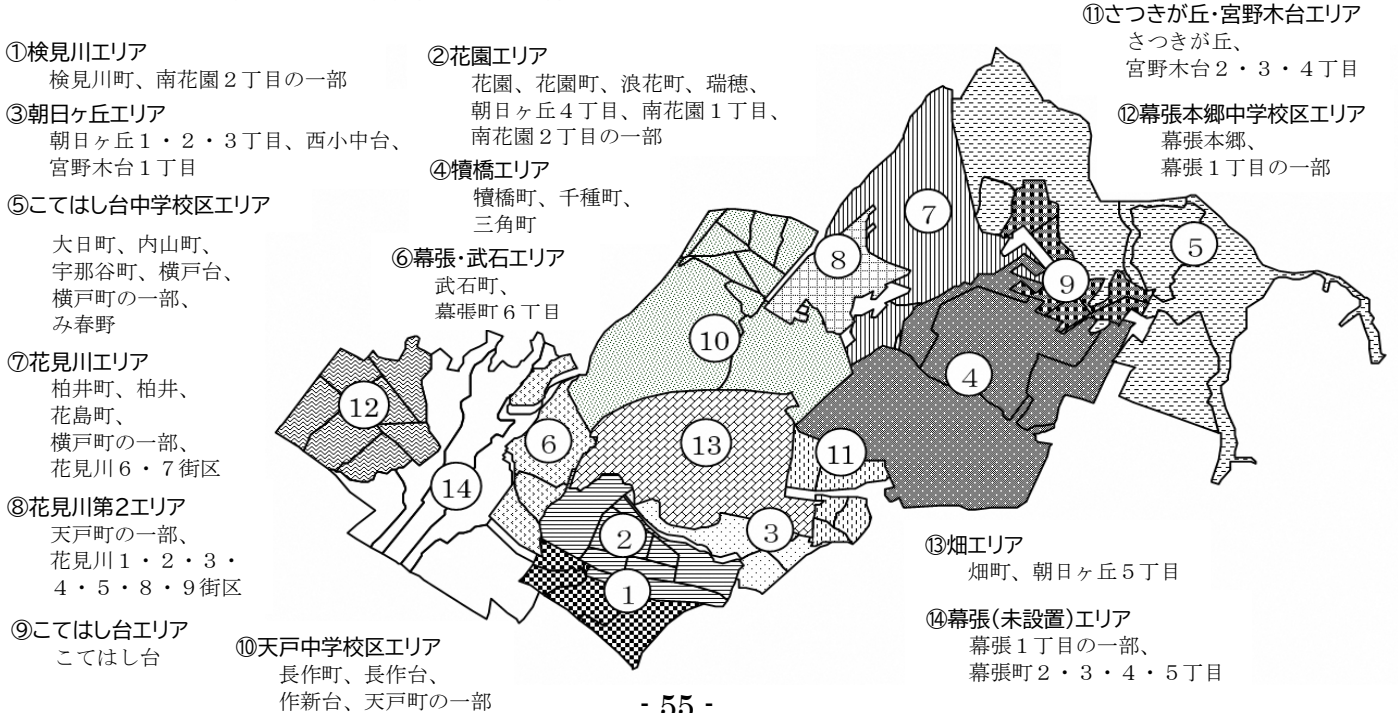
1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ

※ 地域の中核組織として地域福祉活動を推進している千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象地域(地区部会エリア)ごとのデータを掲載しました。(単位:人)

	平成18年					令和3年					うち75～
	世帯数 世帯人数	総人口	0～14	15～64	65～	世帯数 世帯人数	総人口	0～14	15～64	65～	
花見川区	76,104 2.4	181,128	24,641 (13.6%)	125,172 (69.1%)	31,315 (17.3%)	86,595 2.0	176,960	18,875 (10.7%)	108,796 (61.4%)	49,289 (27.9%)	26,208 (14.8%)
①検見川	4,779 2.1	10,125	1,190 (11.8%)	6,910 (68.2%)	2,025 (20.0%)	6,482 1.9	12,444	1,628 (13.1%)	8,340 (67.0%)	2,476 (19.9%)	1,309 (10.5%)
②花園	8,401 2.5	20,616	3,399 (16.5%)	13,837 (67.1%)	3,380 (16.4%)	9,651 2.2	20,904	2,424 (11.6%)	13,644 (65.3%)	4,836 (23.1%)	2,512 (12.0%)
③朝日ヶ丘	4,923 2.5	12,407	1,460 (11.8%)	9,143 (73.7%)	1,804 (14.5%)	5,355 2.0	10,916	946 (8.7%)	5,926 (54.3%)	4,044 (37.0%)	1,823 (16.7%)
④檜橋	4,913 2.3	11,415	1,437 (12.6%)	8,189 (71.7%)	1,789 (15.7%)	5,313 2.0	10,572	1,083 (10.2%)	6,264 (59.3%)	3,225 (30.5%)	1,632 (15.4%)
⑤こてはし台 中学校区	2,220 2.9	6,475	1,397 (21.6%)	4,403 (68.0%)	675 (10.4%)	2,368 2.4	5,591	395 (7.1%)	3,732 (66.7%)	1,464 (26.2%)	655 (11.7%)
⑥幕張・武石	1,899 2.1	4,064	351 (8.6%)	2,754 (67.8%)	959 (23.6%)	2,440 2.0	4,790	585 (12.2%)	3,028 (63.2%)	1,177 (24.6%)	657 (13.7%)
⑦花見川	5,356 2.4	12,670	1,387 (11.0%)	8,249 (65.1%)	3,034 (23.9%)	5,660 2.0	11,051	819 (7.4%)	5,797 (52.5%)	4,435 (40.1%)	2,541 (23.0%)
⑧花見川第2	6,706 2.3	15,132	1,840 (12.2%)	10,048 (66.4%)	3,244 (21.4%)	6,081 1.8	10,784	657 (6.1%)	5,567 (51.6%)	4,560 (42.3%)	2,667 (24.7%)
⑨こてはし台	2,744 2.6	7,062	603 (8.5%)	4,327 (61.3%)	2,132 (30.2%)	2,859 2.1	5,951	476 (8.0%)	2,629 (44.2%)	2,846 (47.8%)	1,973 (33.2%)
⑩天戸中学校区	6,785 2.6	17,512	2,240 (12.8%)	11,997 (68.5%)	3,275 (18.7%)	7,757 2.2	17,177	1,790 (10.4%)	9,810 (57.1%)	5,577 (32.5%)	2,986 (17.4%)
⑪さつきが丘 ・宮野木台	5,204 2.4	12,283	1,536 (12.5%)	8,290 (67.5%)	2,457 (20.0%)	5,265 2.0	10,543	1,041 (9.9%)	5,798 (55.0%)	3,704 (35.1%)	2,003 (19.0%)
⑫幕張本郷 中学校区	10,558 2.2	23,287	4,042 (17.4%)	17,382 (74.6%)	1,863 (8.0%)	13,225 2.0	25,970	3,188 (12.3%)	19,346 (74.5%)	3,436 (13.2%)	1,609 (6.2%)
⑬畑	2,514 2.5	6,302	698 (11.1%)	4,357 (69.1%)	1,247 (19.8%)	2,780 2.2	6,148	724 (11.8%)	3,416 (55.5%)	2,008 (32.7%)	1,133 (18.4%)
⑭幕張町 (未設置)	9,009 2.4	21,778	3,059 (14.1%)	15,290 (70.2%)	3,429 (15.7%)	11,359 2.1	24,119	3,119 (12.9%)	15,499 (64.3%)	5,501 (22.8%)	2,708 (11.2%)
千葉市	393,439 2.3	927,722	129,932 (14.1%)	640,873 (69.0%)	156,917 (16.9%)	473,833 2.1	976,456	113,958 (11.7%)	606,950 (62.1%)	255,548 (26.2%)	132,848 (13.6%)
全国	-	12,777万人	1,744万人 (13.7%)	8,373万人 (65.5%)	2,660万人 (20.8%)	-	12,536万人	1,486万人 (11.9%)	7,415万人 (59.1%)	3,635万人 (29.0%)	1,871万人 (14.9%)

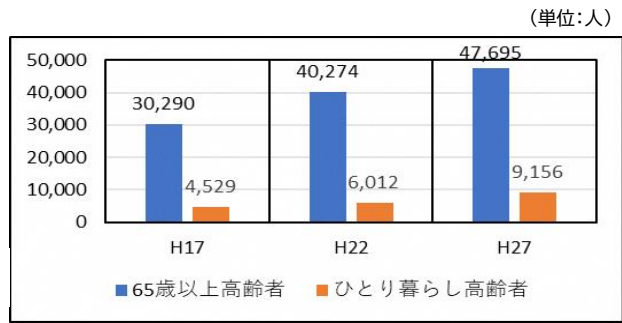
※ 花見川区全体として、人口減少及び高齢化の進展の傾向が見られる。人口増加が見られる5つのエリアでは高齢化の進展が比較的緩やかであるが、人口減少が見られるその他のエリアでは高齢化の進展が顕著である。



(2)ひとり暮らし高齢者数の推移

前記データからも、高齢者数や高齢化率の増加がみられます。また、本データより、ひとり暮らし高齢者が年々増加していることが窺えます。

(出典)国勢調査

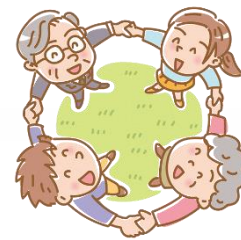


(3)社会福祉協議会地区部会の活動

社会福祉協議会地区部会は、誰もが安心して住み慣れた地域で、生きがいをもっていきいきと暮らしていくための一助となるような活動を推進しています。令和2年3月～令和3年3月までの期間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動が休止・中止され、令和2年度の活動回数が大きく減少しています。

上段:実施回数/下段:会場数

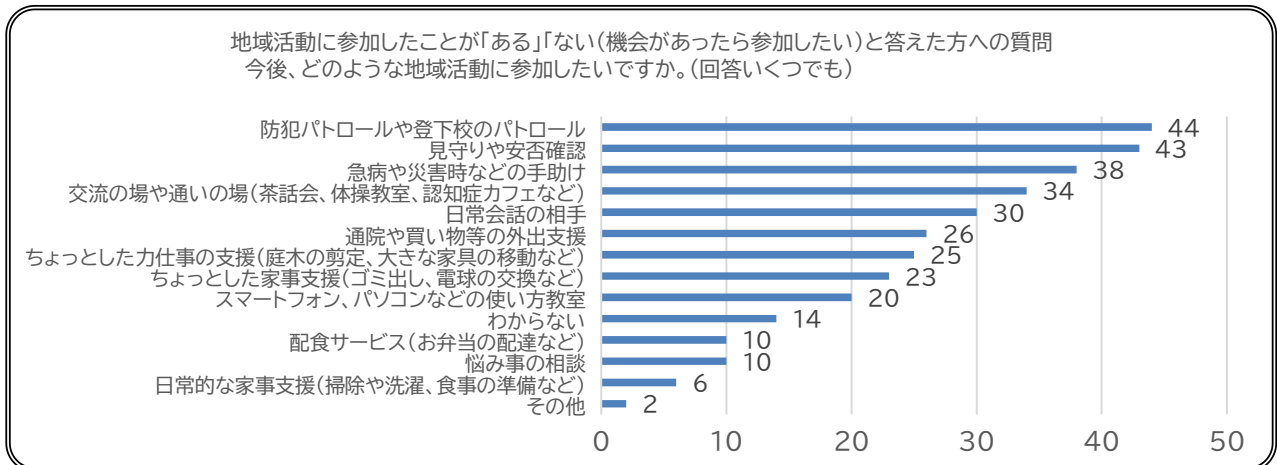
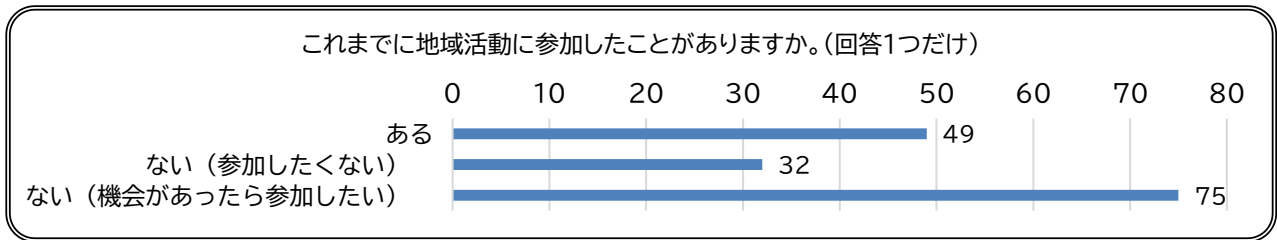
主な活動	花見川区		
	H30	R1	R2
1 ふれあい いきいきサロン	2,257 (126)	2,558 (126)	1,036 (128)
2 ふれあい 子育てサロン	220 (13)	188 (13)	36 (13)
3 ふれあい 散歩クラブ	348 (15)	310 (16)	107 (16)
4 ふれあい 食事サービス	60 (14)	45 (13)	0 (11)



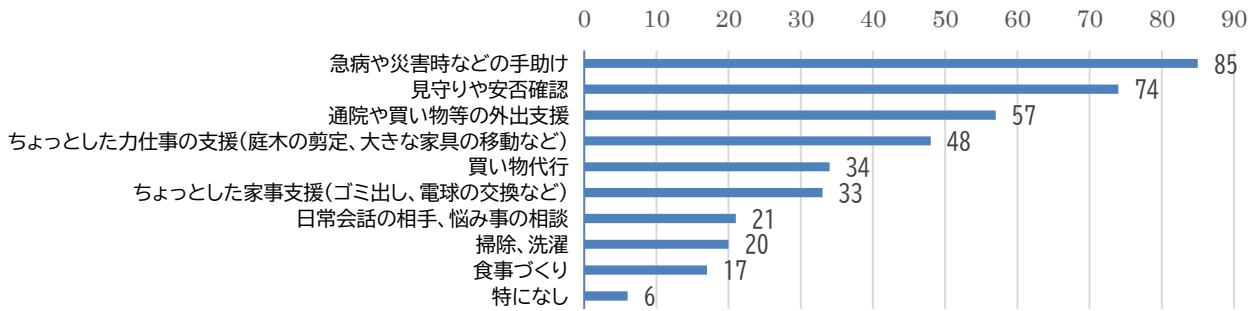
- 1 公共の施設や町内自治会館等を会場に、高齢者の心身の健康づくりを目的に、外出機会を提供し、居場所づくりや仲間づくりを行う活動
- 2 公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が自由に遊んだり、おしゃべりや情報交換をするための居場所づくりや仲間づくりを行う活動
- 3 地域の高齢者と地域住民が散歩を通してふれあうことで、心身の健康を保持しながら仲間づくりを行う活動
- 4 ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、会食や食事の配達を通して心のふれあいを行う活動

(4)区民意識に関するデータ

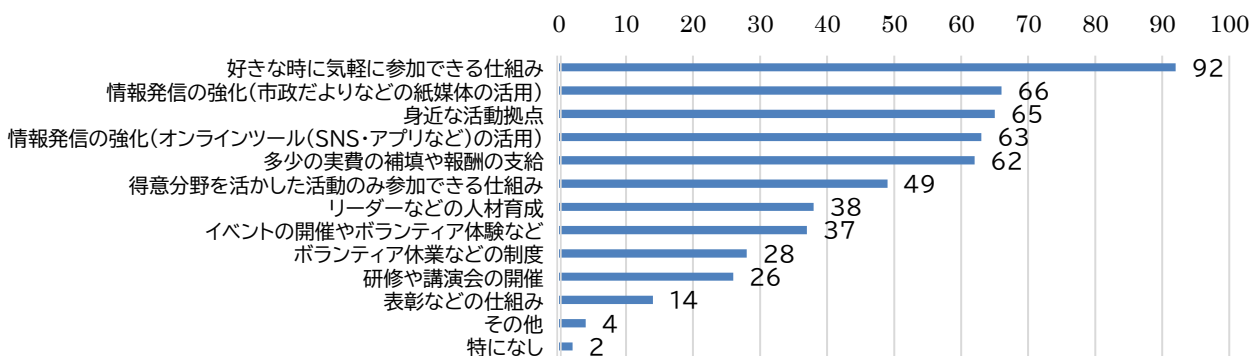
令和3年5月1日～10日に千葉市ホームページ上で実施した千葉市WEBアンケートにおける「地域福祉」に関する区民意識に関するデータを掲載します。花見川区からは156名の回答がありました。



あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由になったときに、ご近所や地域活動をしている方々に手助けしてほしいことは何ですか。（回答3つまで）



より多くの市民が地域活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（回答いくつでも）



2 区の課題

(1)担い手に関すること

地区部会や町内自治会の活動が安定して継続的に行われるためには、担い手が必要となってきます。しかし、地域福祉活動の担い手が不足していたり、高齢化が進んでいるのが実情です。地域住民の地域福祉活動への理解や関心の希薄化もその一因となっているものと考えられます。

(2)地域での支え合い・助け合いに関すること

地域の人口構造の変化(高齢化の進展)により、地域での支え合い・助け合いの必要性がますます高まっています。

(3)地域内諸団体、企業・社会福祉法人・医療法人、NPOとの連携・協働

地域福祉活動を推進していく上では担い手に関する課題があるため、様々な団体や機関と連携・協働して事業や活動を実施していくことが必要となってきています。

(4)新型コロナウイルス感染症への対応に関すること

様々な地域福祉活動が休止や中止をせざるを得ない状況となり、高齢者のフレイル(虚弱)、認知症の進行、子育て中の親子のストレス増加等新たな課題も発生しています。コロナ禍にあっても、「地域や人とのつながり」を維持していくためにも、身近な場所で相談を受けることのできる体制整備や「新しい生活様式」を踏まえた上でオンラインを活用する等の工夫した活動の検討も必要となってきています。

3 基本目標

「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！ 地域福祉の創造をめざして」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
誰もが住み慣れた地域で
安全に安心して暮らせる心豊かなまちづくり～

この基本目標は、花見川区の地域福祉を推進するため、区民一人ひとりが主人公として、地域の一員として、地域の様々な取り組みにみずから進んで参画することにより、地域の支え合い・助け合いへと発展し、より豊かな地域社会をつくることを目指しています。

第1期計画から掲げられたもので、第5期計画においても引き継がれています。

4 4つの基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の4つを基本方針としました。この基本方針は、花見川区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

〈基本方針1〉 心身の健康と交流の場づくり

誰もが住み慣れた地域において、孤立することなく継続して安心した生活を送るために、心身の健康保持を目的とした外出機会を創出し、居場所や仲間をつくる取り組みを推進します。また、世代の違いや障害の有無といった個々の属性を超えた交流の場をつくる取り組みを推進します。

〈基本方針2〉 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

地域の様々な主体との連携を検討・強化し、地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるような地域社会づくりを推進します。

〈基本方針3〉 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり

地域福祉活動への理解や関心を図り、情報が入手しやすい仕組みづくりを推進します。また、担い手確保のため、ボランティアの発掘や募集を行い、地域福祉活動や福祉に関する学習の場、体験の場づくりを推進します。

〈基本方針4〉 安全・安心なまちづくり

日頃から地域での防犯・防災意識を高め、安全・安心なまちづくりを推進します。

5 取組内容一覧表

《基本方針1》 心身の健康と交流の場づくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(1)	居場所・仲間づくり	①	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロン、散歩クラブ、健康体操、ふれあい食事サービスなどを実施します。 子育てサロン、こども食堂、こどもカフェなどを実施します。 要支援者（認知症高齢者・要介護者・障害者）やその家族が集える場づくりを行います。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	犢橋地区部会、花見川地区部会、こてはし台地区部会、幕張・武石地区部会、幕張本郷中学校区地区部会
(2)	交流の場づくり	②	<ul style="list-style-type: none"> 健康や介護予防をテーマとした講習会や研修会などを開催します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	幕張本郷中学校区地区部会、天戸中学校区地区部会
(2)	交流の場づくり	③	<ul style="list-style-type: none"> 世代の違いや障害の有無を超えた交流やイベントなどを実施します。 高齢者施設や障害者施設などでのボランティア体験や施設主催のイベントへ参画します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	朝日ヶ丘地区部会、こてはし台地区部会、さつきが丘・宮野木台地区部会

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(3)	地域での支援体制構築	④	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所や地域において、あいさつ・声かけによる気配り・心配りを行い、顔の見える関係づくりに努めます。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	花園地区部会
		⑤	<ul style="list-style-type: none"> 既存のサロンなど身近な場所や専門機関による相談の場を設けたり、民生委員やあんしんケアセンターなどの相談先の紹介を行います。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	天戸中学校区地区部会
		⑥	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等への見守り活動・安否確認活動を実施したり、緊急通報装置や安心電話の設置の普及を図ります。また、その充実・強化を図ります。 要支援者等への生活支援のための活動（買い物、ゴミだし、外出支援等）に取り組みます。また、その充実・強化を図ります。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	検見川地区部会、こてはし台中学校区地区部会、花見川地区部会、花見川第2地区部会、天戸中学校区地区部会、さつきが丘・宮野木台地区部会、畑地区部会
		⑦	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要支援者支援体制を構築します。そして、体制構築後は、体制の充実・強化を図り、研修会や訓練などを実施します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	花園地区部会、幕張・武石地区部会、天戸中学校区地区部会
(3)	地域での支援体制構築	⑧	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座の開催や声かけ訓練などを実施します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	幕張・武石地区部会
		⑨	<ul style="list-style-type: none"> 障害への理解を深めるための講座を開催したり、啓発活動を行います。
(4)	地域の機関・団体等との連携	⑩	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動にあたり、民生委員、町内自治会、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、学校、社会福祉事業者、企業、ボランティア団体、NPO、企業など地域の多様な主体との連携強化を図ります。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	朝日ヶ丘地区部会、こてはし台地区部会、天戸中学校区地区部会

《基本方針3》 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(5)	地域の幅広い人材の発掘・育成	⑪	・地域での声かけをしたり、地域でのイベント、広報紙（地区部会だより）、区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの発掘や育成に努めます。
			重点取組地区 (地区部会エリア)
(6)	地域福祉情報の発信	⑫	・広報紙の発行やホームページ、SNS、集いの場、イベントなどでの地区部会活動や地域福祉情報を発信します。
			重点取組地区 (地区部会エリア)
(7)	学習の場や体験の場の創出	⑬	・地域住民やこどもに地域の魅力や福祉をテーマとした研修・講座を開催します。 ・地域住民やこどもに地域福祉活動の体験の場を提供します。
			重点取組地区 (地区部会エリア)

《基本方針4》 安全・安心なまちづくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(8)	継続的な防犯活動への取組み	⑭	・防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用を行います。 ・セーフティウォッチャー等で子どもの通学路の安全対策に努めます。 ・交通安全協議会を立ち上げます。
(9)	身近な災害への備え	⑮	・防災訓練を実施します。 ・避難所開設・運営訓練を実施します。 ・新型コロナウイルス等感染症に対応した避難所運営委員会マニュアルの見直しを行います。
			重点取組地区 (地区部会エリア)

稲毛区支え合いのまち推進計画

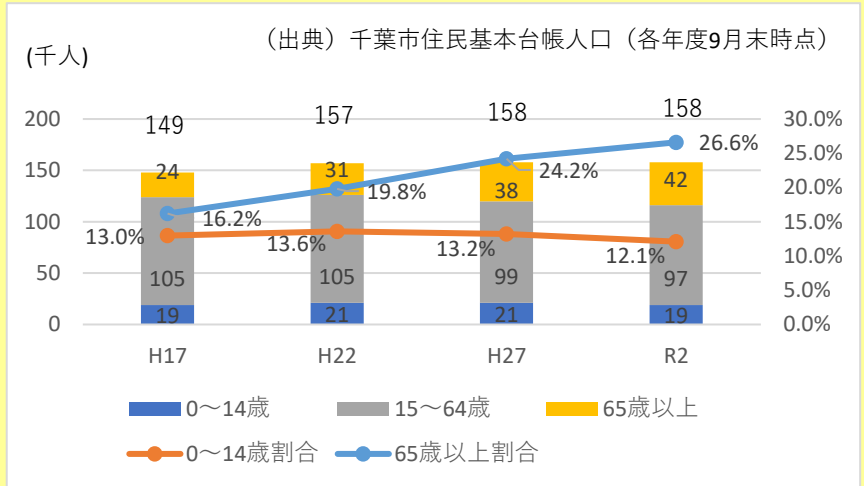
第5期稲毛区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

1 区の現状

(1) 少子・高齢化等の状況

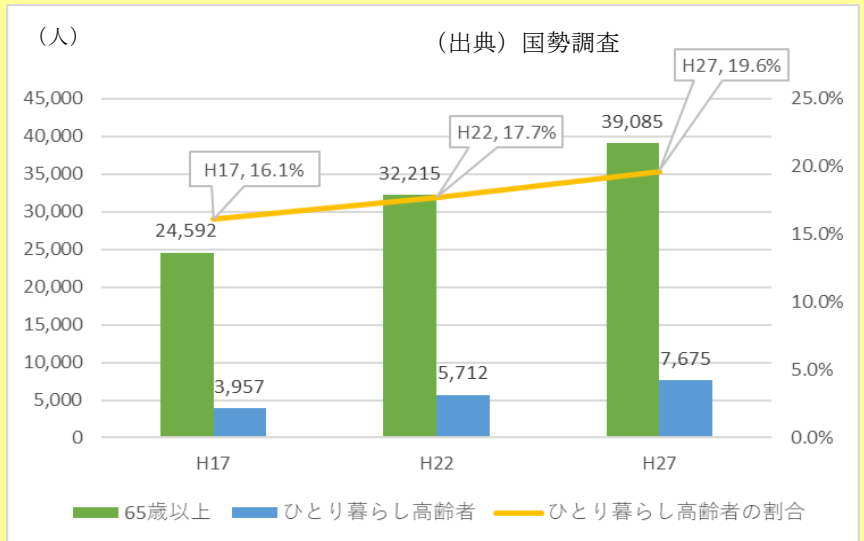
① 区内人口の推移

15歳未満人口及び15～64歳人口が減少する一方、65歳以上人口の増加は続いており、少子・高齢化が進んでいます。



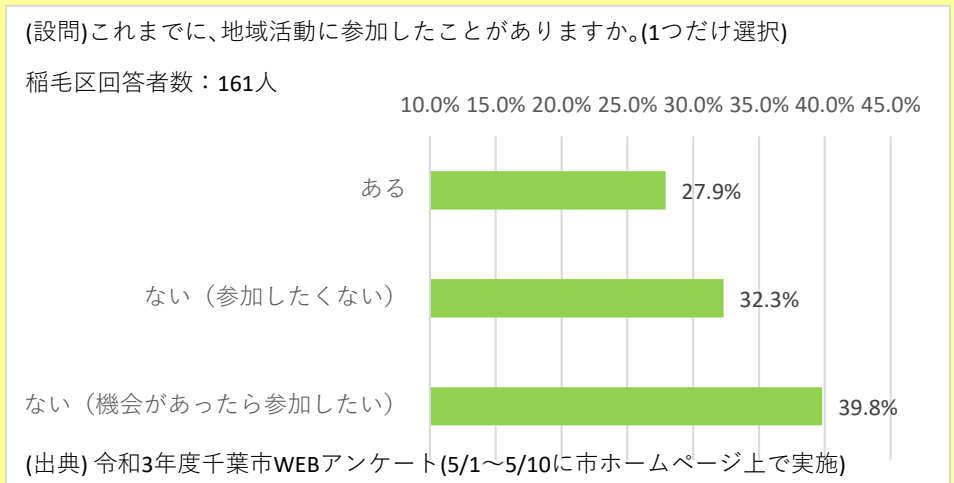
② ひとり暮らし高齢者数の推移

ひとり暮らし高齢者が増加しており、それに伴って、全高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合も増加しています。



(2) 地域活動の参加状況

まず、地域活動に参加をいただける人を広げるため、機会があったら参加したい人(WEBアンケートでは、39.8%)に実際に参加してもらい、さらに参画までつなげる必要があります。



（3）区内の主な地域団体

① 社会福祉協議会地区部会

地区部会名
小中台東地区部会
山王地区部会
轟・穴川地区部会
稲毛地区部会
稲丘地区部会
千草台中学校地区部会
草野地区部会
緑が丘地区部会
301（作草部・天台）地区部会
緑・黒砂地区部会
小中台西地区部会

② 町内自治会連絡協議会

（令和3年7月31日現在）

地区	団体数	世帯数
小中台中学校区（第6地区）	47団体	10,432世帯
轟町中学校区（第15地区）	27団体	5,333世帯
稲毛中学校区（第19地区）	22団体	7,508世帯
千草台中学校区（第20地区）	8団体	4,150世帯
草野中学校区（第25地区）	21団体	5,804世帯
山王中学校区（第37地区）	11団体	3,876世帯
都賀中学校区（第39地区）	16団体	2,593世帯
緑が丘中学校区（第41地区）	28団体	6,029世帯
緑町中学校区緑・黒砂（第49地区）	7団体	3,925世帯

③ 民生委員児童委員協議会

地区名	学校区名	定数
301	都賀中学校地区	18人
302	緑町中学校地区	19人
303	小中台・稲毛中学校地区	16人
304	小中台・千草台・緑が丘中学校地区	22人
305	山王・犢橋中学校地区	22人
306	轟町中学校地区	27人

地区名	学校区名	定数
307	稲毛中学校地区	19人
308	稲毛中学校地区	16人
309	千草台中学校地区	19人
310	草野・犢橋中学校地区	29人
311	緑が丘中学校地区	25人
312	小中台・朝日ヶ丘中学校地区	10人
313	小中台・稲毛中学校地区	17人

2 区の課題

（1）新型コロナウイルス感染症への対応に関すること

新型コロナウイルス感染拡大への対応のため、イベントをはじめとする地域活動が大幅に縮小してしまいました。また、ひとり暮らしの高齢者など、地域の中で孤立する方々の健康面の不安

も増加しています。感染予防に配慮しつつも、新しい生活様式に合わせた活動を進めていくことが必要となっています。

（2）担い手に関する事、日常支援等に関する事

ひとり暮らしの高齢者は引き続き増加しており、地域の中で声かけや見守りなどの活動を継続していくための担い手の拡大や、ゴミ出しや買い物などの日常的な支援が必要とされています。また、家庭の中でも、経済的困難や介護の負担などさまざまな問題が生じており、地域の中から適切な支援につながる取組みが必要となっています。

（3）風水害などの災害対応に関する事

近年、令和元年の台風をはじめ、地震・大雨などの災害が多発していることから、その備えを進めることが、必要不可欠となっています。

3 基本目標

「みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして」

～心のバリアフリーから始まる“地域発”の取組み～

この基本目標は、2006（平成18）年の第1期計画策定当初から変わらずに掲げる、稲毛区の目指すべき将来像であり、第5期計画においても継続をいたします。

4 基本方針

稲毛区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、3つの基本方針を定めます。

この基本方針は、これまでの計画のものを引き継ぎつつ、区の課題を踏まえた見直しを行いました。

《基本方針1》 みんなの様々な居場所と健康づくり

高齢者をはじめ、誰もが地域の中で健康でいきいきと過ごせる場づくりを進めます。

<施策の方向性>

誰もが立ち寄ることができる場づくりを進める

誰もが地域で元気に過ごせる健康づくりを進める

《基本方針2》 互いを知り、活かし、支え合い、助け合う、地域づくり

地域の中であいさつができる顔の見える関係から、担い手を拡大し、支え合い、助け合う取り組みを進めます。

<施策の方向性>

お互いを知り、コミュニケーションを増やす

地域での連携・協力による支援と見守りを進める

地域の中の担い手、ボランティアを拡大していく

身近なところで情報を得て、相談ができる地域をつくる

《基本方針3》 災害などに備えた安全・安心なまちづくり

安全・安心なまちづくりとして、日ごろから緊急時等に備えた取り組みを進めます。

<施策の方向性>

災害時などの支援体制を整える

地域でできる防犯の仕組みを進める

以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和5年度中に実施する中間見直しの段階で策定します！
その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！

具体的な取組みの検討

●中間見直し

R4年度

R5年度

R6～8年度



若葉区支え合いのまち推進計画



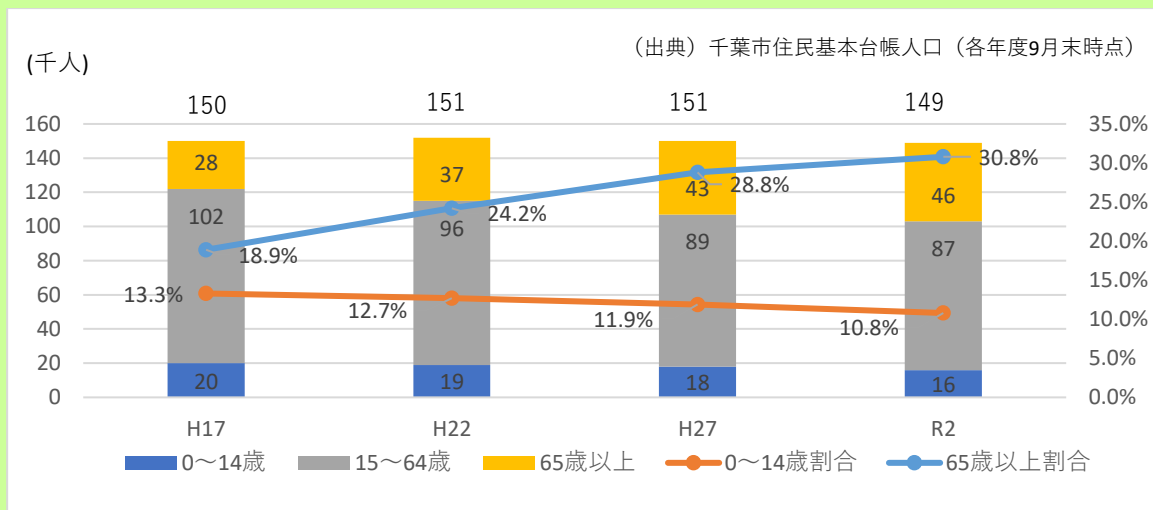
第5期若葉区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ

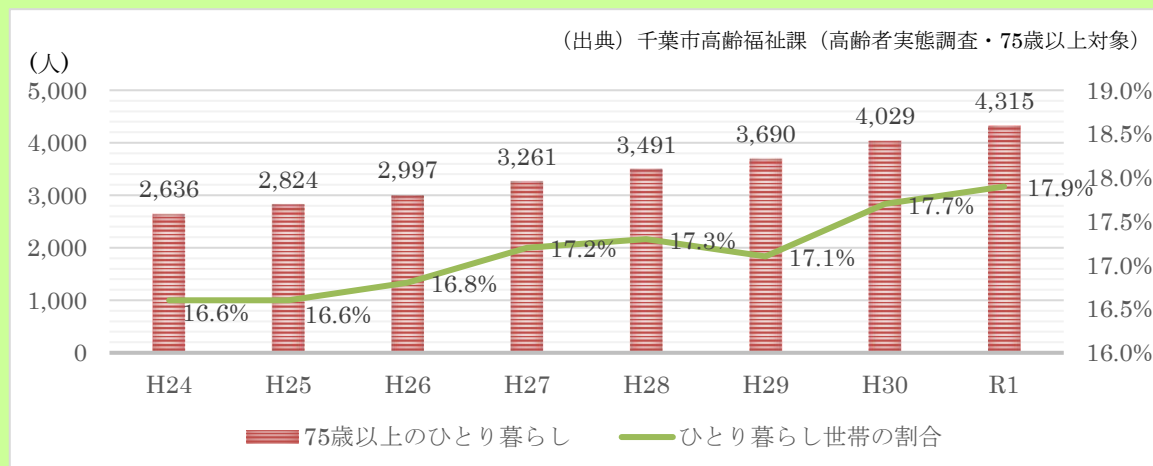
① 区内人口の推移

総人口及び15歳未満人口、15～64歳人口が減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。若葉区は65歳以上の人口比率が30%を上回り、6区の中で一番高い割合になっています。



② ひとり暮らし高齢者数の推移

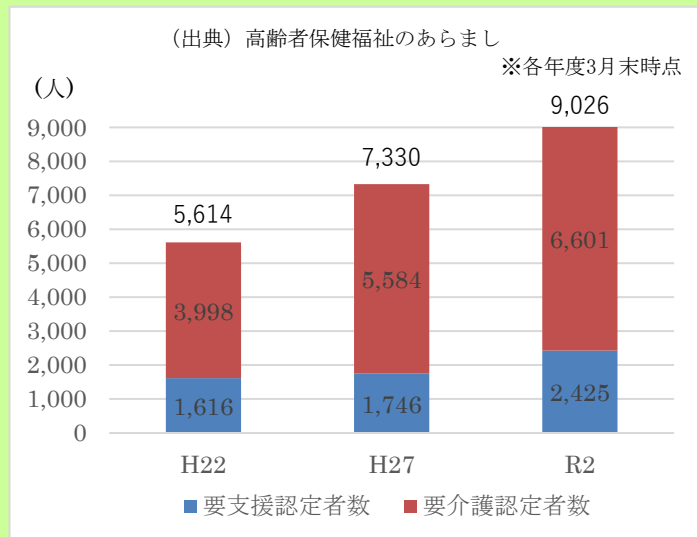
ひとり暮らし高齢者数が増加しているとともに、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合も増加しています。



③ 要介護認定者・認知症高齢者・高齢者健康状態リスクの状況

要介護認定者数は10年間で約1.6倍に増加しています。令和2年9月末現在で、高齢者人口に占める要介護認定者は18.6%、認知症高齢者は5.4%となります。介護予防・日常生活ニーズ調査の結果から、運動機能リスク高齢者は33.5%・栄養改善リスク高齢者は10.7%・閉じこもりリスク高齢者は20.4%となっています。

【要介護認定者の推移】



【令和2年度の状況】

(出典) 千葉市高齢者保健福祉推進計画 ※令和2年度9月末時点

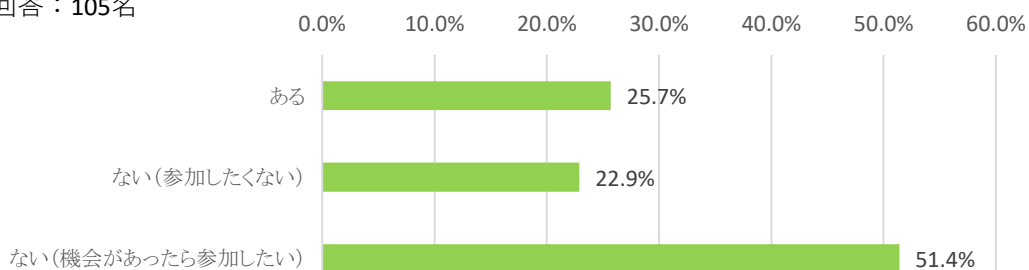
65歳以上の人口	45,888人
要介護認定者数	8,545人
(内高齢者人口に占める割合)	18.6%
認知症高齢者数	4,648人
(内高齢者人口に占める割合)	5.4%
運動器機能リスク高齢者の割合	33.5%
栄養改善リスク高齢者の割合	10.7%
閉じこもりリスク高齢者の割合	20.4%

(2) 区民意識に関するデータ

千葉市WEBアンケート(令和3年5月1日～10日、市ホームページ上で実施)では、「地域福祉」に関する区民意識として、地域活動に参加したことが「ある」と回答した人は全体の25.7%で、「ない(機会があったら参加したい)」と回答した人は51.4%と半数を占めています。

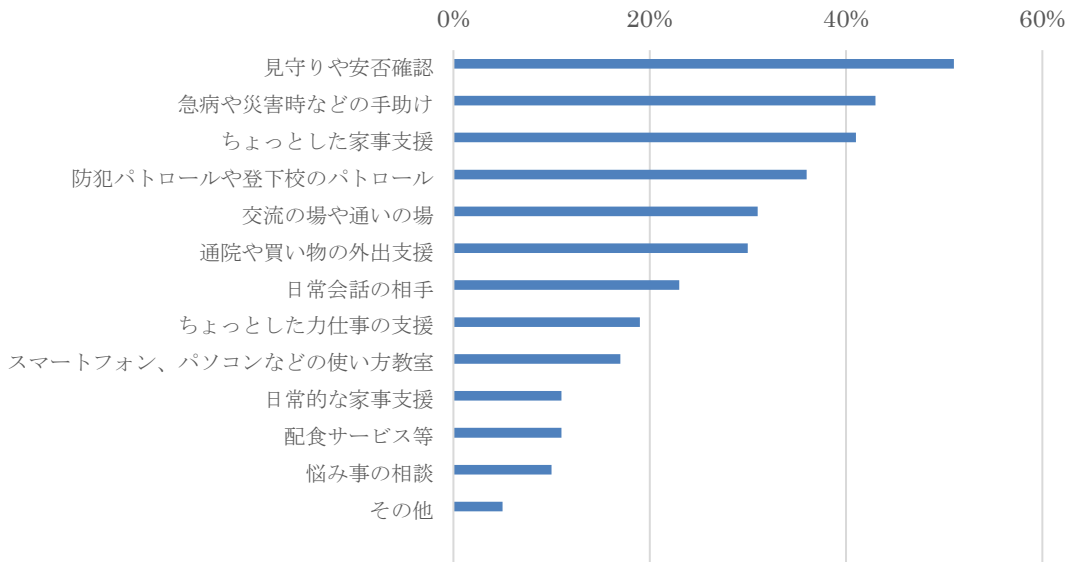
【問①】 これまでに、地域活動に参加したことがありますか？(1つだけ選択)

若葉区回答：105名



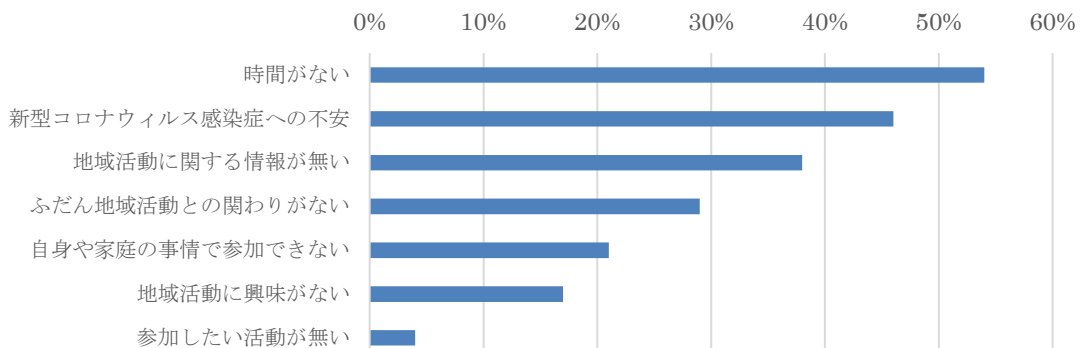
【問②】 今後、どのような地域活動に参加したいですか？（複数回答可）

※問①で「ある」または「ない(機会があったら参加したい)」を選択した人



【問③】 地域活動に参加したくない理由は何ですか？（複数回答可）

※問①で「ない(参加したくない)」を選択した人

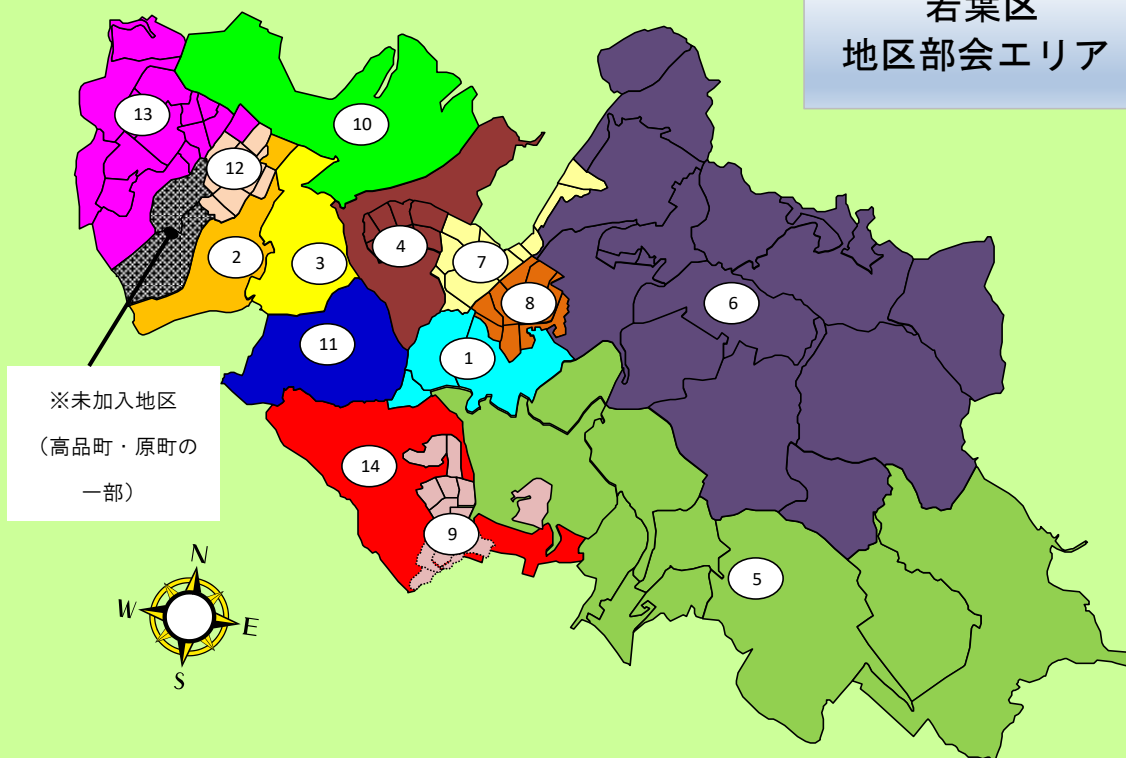


(3) 各地区部会エリアの状況

社会福祉協議会地区部会は、住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、おおむね中学校区を単位として、地域の福祉活動を推進しています。

若葉区では14地区のエリアに分かれており、中西部エリア（桜木、小倉、都賀、若松、みつわ台、千城台）は人口が多い地域で、東南部エリア（白井、更科、千城台、26(大宮台、北大宮台等)、加曽利、千城小）は高齢化率が高く、一部の地区では50%近くにも上ります。

若葉区
地区部会エリア



※未加入地区
(高品町・原町の
一部)

令和3年6月末現在

色	名称	世帯数	人口	町内自治会数	高齢化率	0.0%	20.0%	40.0%
①	坂月地区部会	2,115	4,710	5	21.4%	[Progress bar]		
②	貝塚地区部会	3,467	6,345	9	21.2%	[Progress bar]		
③	桜木地区部会	7,537	15,206	20	27.0%	[Progress bar]		
④	小倉地区部会	6,637	13,896	13	27.4%	[Progress bar]		
⑤	白井地区部会	3,558	6,597	18	46.8%	[Progress bar]		
⑥	更科地区部会	1,340	2,592	12	43.3%	[Progress bar]		
⑦	御成台、千城台西・北地区部会	4,720	9,550	16	38.9%	[Progress bar]		
⑧	千城台東南・金親地区部会	5,164	10,077	16	38.9%	[Progress bar]		
⑨	26地区部会 (大宮台、北大宮台等)	3,574	7,215	8	45.5%	[Progress bar]		
⑩	若松地区部会	9,628	19,918	13	28.6%	[Progress bar]		
⑪	加曽利地区部会	3,228	6,486	7	31.5%	[Progress bar]		
⑫	都賀地区部会	7,474	13,697	10	29.2%	[Progress bar]		
⑬	結・みつわ台地区部会	11,254	23,749	40	27.7%	[Progress bar]		
⑭	千城小地区部会	1,306	2,499	10	46.1%	[Progress bar]		

2 区の課題

- (1) 高齢化に伴う地域活動の担い手の不足や介護等の問題
 - ・市内で高齢化率が最も高い若葉区では、地域活動の中核となっている役員等の高齢化が進み後継者不足が深刻化しています。併せて、ボランティア等の福祉活動の実働部隊となる人材の確保が必要です。
 - ・高齢化に伴う老老介護、8050問題、認知症高齢者等の難しい問題を抱える世帯への支援が課題となっています。

- (2) 若葉区全体としての活動の一体化
 - ・地域活動が各地区部会エリア内での範囲に限られる傾向にあります。
 - ・地域の横断的なつながりによる活動の一体化を図るため、地域活動の他の主体である町内自治会、民生委員、あんしんケアセンター等の団体・組織との情報共有や連携が必要です。

- (3) 地域活動に対する住民の理解と活動の見える化
 - ・地域住民の方々の地域活動に対する理解や関心が十分とは言えない状況です。
 - ・多くの地域住民に共感してもらえる活動の推進と活動の見える化が必要です。

- (4) 長期化する新型コロナウイルス感染症への対応
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止ため、地域活動が大幅に縮小しています。また、ひとり暮らしの高齢者など、地域の中で孤立する方々のフレイル（加齢による心身の衰え）が不安視されています。
 - ・感染予防に配慮しつつ、新しい生活様式に合わせた活動を進めることが必要です。

- (5) 防災・防犯対策の早期の実施
 - ・若葉区は高齢化率が高く、ひとり暮らしの高齢者も多いため、災害弱者への対応が重要です。
 - ・近年の台風や大雨などによる深刻な被害が多発しているなかで、自治会や防災担当部局と協調した早期の対応が必要です。

3 基本理念

「 **だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区** 」
～あなたとわたしでつくる 支え合う地域福祉の実現をめざして～

この基本理念は、若葉区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。第5期計画では、第4期計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域の様々な団体が連携を深め、地域の多様な主体が、分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていきます。また、「新たな生活様式」を取り入れ、コロナ禍にあっても地域のつながりを絶やさず、つながり続けるための様々な工夫やオンラインの活用等を検討し、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

4 基本方針（5つの仕組み）

本計画では若葉区の目指すべき将来像である基本目標に対して、具体的に取り組んでいく施策（解決策）を提案していくため、その方向性を示す5つの基本方針を設定しています。

この基本方針は、地区フォーラムで明らかになった地区の生活課題や検討された解決策等を踏まえて決定したものであり、若葉区の地域福祉を推進していく上での方向性を示しています。

※若葉区では第1期計画から、この基本方針を、それぞれがイメージできるよう、わかりやすく親しみやすいフレーズとし、「仕組み」と表現しています。

1 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みづくり

まずはあいさつから。

誰もが気軽にふれあい・交流できるよう、希薄な近隣関係を改善します。

2 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みづくり

支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう、地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助け合い、支え合います。

3 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みづくり

誰もが心穏やかに地域で暮らしていけるよう、安全・安心のまちを目指し、区民の力を結集します。

4 必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みづくり

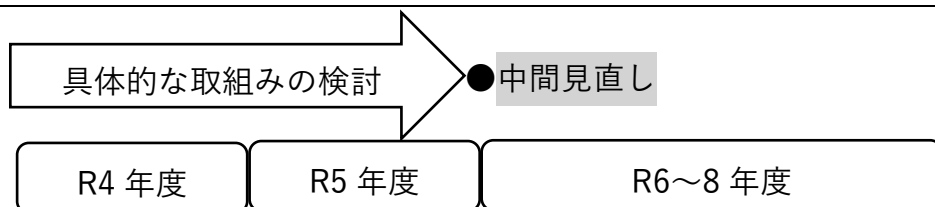
住民の悩みが解消できるよう、必要とする情報が入手でき、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくりまます。

5 世代を超えて、ともに福祉に参加できる仕組みづくり

だれもが福祉の心を育み、福祉活動を実践する人材を育てるまちをつくり、地域の福祉力を高めます。

以上を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和6年度の間見直しの段階で策定します！

その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！





緑区支え合いのまち推進計画



第5期緑区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

～田園と調和する広やかで快適なまち・緑区～

1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ（5年毎の区内人口の推移）

※各表のH22は3月末、
H27・R2は9月末時点

緑区全体			
年齢	H22	H27	R2
0～14	20,493 (17%)	19,634 (15%)	18,311 (14%)
15～64	81,202 (67%)	81,772 (64%)	82,046 (63%)
65～74	11,803 (10%)	14,643 (12%)	15,156 (12%)
75～	7,578 (6%)	10,788 (9%)	14,432 (11%)
計	121,076	126,837	129,945

誉田エリア			
年齢	H22	H27	R2
0～14	3,297 (12%)	3,663 (13%)	4,505 (14%)
15～64	17,121 (64%)	16,945 (60%)	18,449 (59%)
65～74	3,797 (14%)	4,124 (15%)	3,763 (12%)
75～	2,540 (9%)	3,514 (12%)	4,547 (15%)
計	26,755	28,246	31,264

おゆみ野エリア			
年齢	H22	H27	R2
0～14	10,219 (23%)	9,395 (19%)	7,848 (16%)
15～64	31,193 (69%)	33,447 (69%)	34,031 (70%)
65～74	2,323 (5%)	3,335 (7%)	3,945 (8%)
75～	1,395 (3%)	2,149 (4%)	3,050 (6%)
計	45,130	48,326	48,874

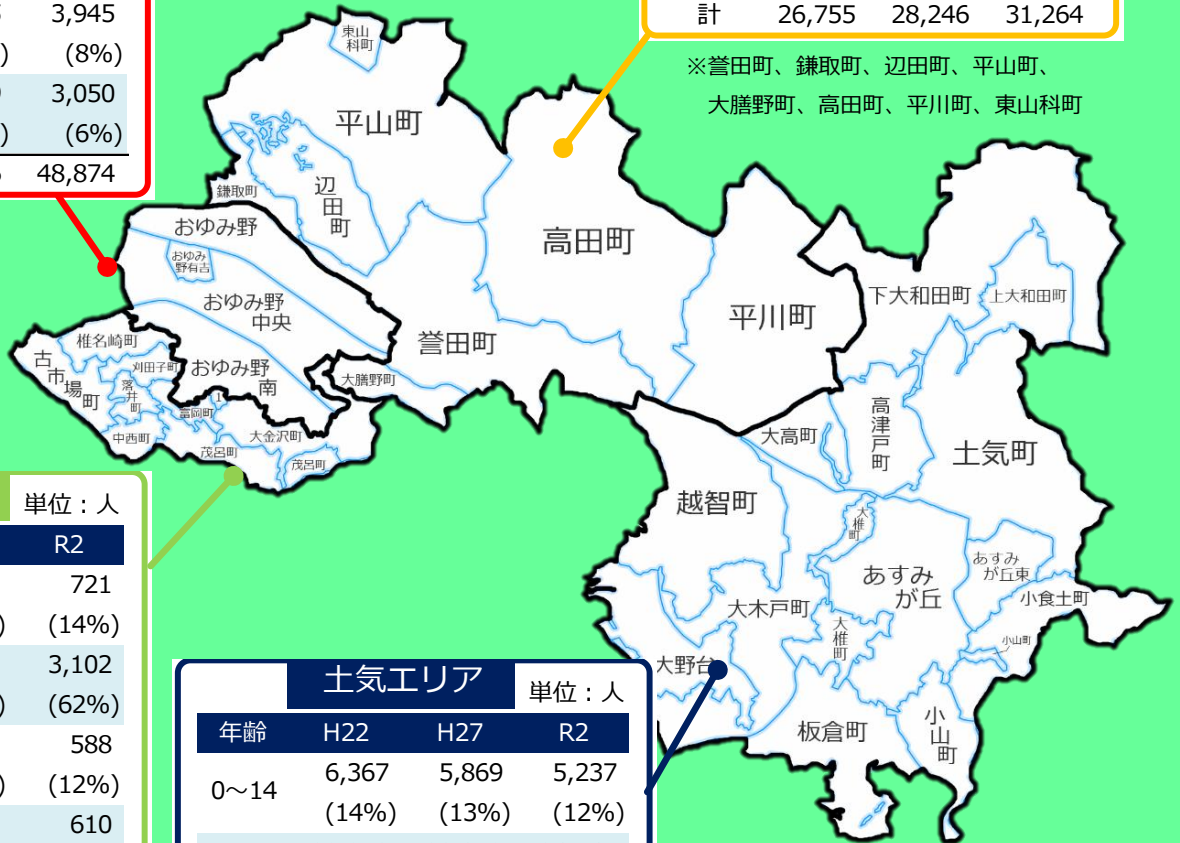
※おゆみ野有吉、おゆみ野、
おゆみ野中央、おゆみ野南

椎名エリア			
年齢	H22	H27	R2
0～14	610 (14%)	707 (15%)	721 (14%)
15～64	2,970 (66%)	3,001 (62%)	3,102 (62%)
65～74	535 (12%)	622 (13%)	588 (12%)
75～	369 (8%)	494 (10%)	610 (12%)
計	4,484	4,824	5,021

※大金沢町、椎名崎町、小金沢町、
茂呂町、中西町、古市場町、落井町、
富岡町、刈田子町

土気エリア			
年齢	H22	H27	R2
0～14	6,367 (14%)	5,869 (13%)	5,237 (12%)
15～64	29,918 (67%)	28,379 (62%)	26,464 (59%)
65～74	5,148 (12%)	6,562 (14%)	6,860 (15%)
75～	3,274 (7%)	4,631 (10%)	6,225 (14%)
計	44,707	45,441	44,786

※土気町、小食土町、小山町、大椎町、
板倉町、大木戸町、大高町、大野台、
上大和田町、下大和田町、高津戸町、
越智町、あすみが丘、あすみが丘東



※誉田町、鎌取町、辺田町、平山町、
大膳野町、高田町、平川町、東山科町

緑区全体

※R2を基準にH22からの推移を記載しています。(以下同じ)

- 【特 色】大規模開発が行われた新しい地域と歴史と緑の潤いに育まれた地域が共存する若々しい区。
- 【総人口】約130,000人で、総人口は約9,000人増加。
- 【少子化】15歳未満は約18,000人（約14%）で、約2,000人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約30,000人（約23%）で、約10,000人増加。75歳以上の増加が顕著。

誉田エリア

- 【特 色】産業用地の開発に伴い住宅地の開発が進行。農村地域が広く田畑に囲まれた集落が点在。
 - 【総人口】約30,000人で、区内で3番目の人口。総人口は約4,500人増加。
 - 【少子化】15歳未満は約4,500人（約14%）で、約1,200人増加。
 - 【高齢化】65歳以上は約8,000人（約27%）で、約1,600人増加しており、主に75歳以上が増加。
- ※誉田エリアは、平山地区が分割し、R4から平山地区部会が設立予定。

椎名エリア

- 【特 色】自然豊かな農村地域で、地域には区画された田園が広がり、集合住宅地はあまりない。
- 【総人口】約5,000人で、区内で最も人口が少ない。総人口は約500人増加。
- 【少子化】15歳未満は約700人（約14%）で、約100人増加。
- 【高齢化】65歳以上は約1,200人（約24%）で、約300人増加しており、主に75歳以上が増加。

土気エリア

- 【特 色】緑豊かな地域、あすみが丘・地域開発の住宅地、工業団地や農村地域が広がる。都市公園が整備。
- 【総人口】約45,000人で、区内で2番目の人口。総人口はほとんど変動なし。
- 【少子化】15歳未満は約5,200人（約12%）で、約1,100人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約13,000人（約29%）で、約4,500人増加。75歳以上の増加が顕著。

おゆみ野エリア

- 【特 色】鎌取駅を中心に商業地区と戸建て中心とした閑静な住宅地域。緑区行政の中心地。
- 【総人口】約49,000人で、区内で最も人口が多い。総人口は約3,700人増加。
- 【少子化】15歳未満は約7,800人（約16%）で、約2,400人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約7,000人（約14%）で、約3,200人増加。他と比べると高齢化割合は低い。

(2) 地域団体等の状況

地域には、地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、避難所運営委員会、地域運営委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、学校PTA等の様々な団体があります。地域福祉活動を推進するには、これらの団体が、各地域の状況に応じ、連携、協力することが重要です。また、あんしんケアセンターでは地域の高齢者に関する様々な相談に応じており、地域課題を解決するには、あんしんケアセンターを中心に各団体の連携が求められます。※R2年度末時点

主な地域団体等	緑区全体	誉田エリア	椎名エリア	土気エリア	おゆみ野エリア
地区部会数 (名称)	4	1 (誉田地区部会) ※1	1 (椎名地区部会)	1 (土気地区部会)	1 (おゆみ野地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)	161	34 (第12・50地区)	17 (第14地区)	46 (第23地区)	64 (第44地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)	160	46 (501/506/507地区)	12 (503地区)	55 (504/505/509/510地区)	47 (502/508/511地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)	34	6 (6)	3 (3)	15 (15)	10 (10)
地域運営委員会数	2	1	0	0	1
あんしんケアセンター (担当センター)	3	1 (誉田/鎌取※2)	1 (鎌取※2)	1 (土気)	1 (鎌取※2)

※1誉田エリアは、平山地区が分割し、R4から平山地区部会が設立予定

※2あんしんケアセンター鎌取は、誉田エリアの一部・椎名エリア・おゆみ野エリアを担当

（3）地区部会活動状況

地区部会では、高齢者、障害者、子育て世帯等、住民の方が健康で、日々充実した生活を送り、生きがいと、楽しさと、喜びを持てるような活動を推進しています。各地区の人口、地域性、住民の意識等によって活動回数に差が生じています。なお、R2は、新型コロナウイルスの影響で地域活動が制限され、活動回数が大きく減少しています。また、R1は、台風15号・19号、大雨の影響で土砂崩れ等の甚大な被害が出た地域もあり、活動回数が一部減少しています。

※単位：回（括弧は団体数）

主な活動 活動内容	緑区全体			誉田			椎名			土気			おゆみ野		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
ふれあい・※1	465	391	150	138	123	35	11	9	0	220	203	94	96	56	21
いきいきサロン	(41)	(41)	(41)	(11)	(11)	(11)	(3)	(3)	(3)	(19)	(19)	(19)	(8)	(8)	(8)
ふれあい・※2	46	40	1	12	10	0	-	-	-	24	21	1	10	9	0
子育てサロン	(6)	(6)	(6)	(1)	(1)	(1)	-	-	-	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)
ふれあい・※3	61	60	45	-	-	-	-	-	-	57	57	44	4	3	1
散歩クラブ	(6)	(6)	(6)	-	-	-	-	-	-	(5)	(5)	(5)	(1)	(1)	(1)
ふれあい・※4	39	26	0	10	7	0	9	4	0	20	15	0	-	-	-
食事サービス	(4)	(4)	(4)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	-	-	-

※1 公共の施設や町内自治会館等を会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防・閉じこもりの防止・地域交流や仲間づくりを進める活動。

※2 公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりや、情報交換をして、子育てを楽しみながら仲間づくりを進める活動。

※3 地域の高齢者・障害者等の地域住民が散歩を中心とし、ふれあうことで自宅に閉じこもりの状況を防ぎ、心身の健康保持や介護予防・高齢者の仲間づくりを進める活動。

※4 ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に会食会や食事の配達を通じて、温かな食事、食生活改善と心のふれあいを目的に実施。

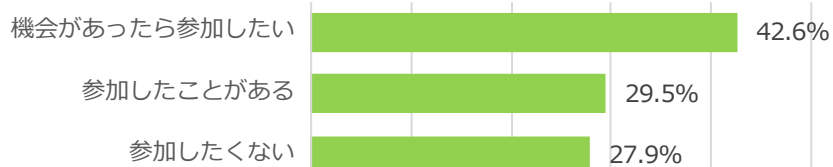
（4）区民意識に関するデータ

令和3年度千葉市WEBアンケート(5/1～5/10に市ホームページ上で実施)

(設問)これまでに、地域活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)

緑区回答者数：129人

0% 10% 20% 30% 40% 50%



福祉活動は住民の共助によって向上するものです。参加したいという住民の意識は高いものの、参加したくないが約30%あることは大きな課題です。今後進展する高齢化社会においては、共助の意識が大切になります。ボランティアによる地域活動の場をいかに高めるかが課題です。

※千葉市WEBアンケートは、毎月1日午前10時から10日午後5時まで、市ホームページをとおして、市内在住・在勤・在学の方を対象にアンケート調査を実施することにより、短期間で市民意見等を把握し、施策等の検討に役立てる制度です。

2 区の課題

①コミュニケーションの機会の増加について

各地域の状況に応じ、感染症予防に配慮した活動内容及び方法の検討。

②災害等の緊急時の対応について

災害等の緊急時に備え、平時から各地域の状況に応じた各団体の連携体制の整備。

③地域活動や担い手について

高齢者を含む地域住民の地域活動への参加促進及び各団体の連携。

3 基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、
住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

この基本理念は、緑区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。
地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりを目指します。

4 3つの基本方針

基本理念を達成するため、第1期計画より継続してきた基本方針を踏襲しつつ、各地域の状況や社会情勢等を踏まえて定めたものです。

《基本方針1》 コミュニケーション（学び・継承・交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・地域に暮らす全ての人が、つながりを大切にします。

《基本方針2》 緊急時の支援と対応（災害、防犯と防災、感染症）

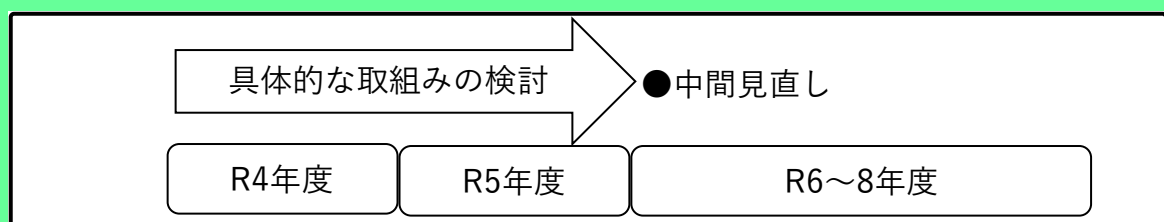
「安心・安全・安住」安らぎの生活を・みんなで支援し、みんなで守ります。

《基本方針3》 身近な生活支援と連携（健康、見守り、介護・ボランティア）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、みんなで解決します。

以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和6年度の間見直しの段階で策定します！

その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！



美浜区支え合いのまち推進計画

第5期美浜区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ（5年毎の区内人口の推移）

15歳未満人口が減少する一方で65歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

幕張西エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	2,489 (20%)	2,343 (19%)	1,845 (16%)	
15～64	7,895 (64%)	7,522 (62%)	7,596 (64%)	
65～74	1,290 (11%)	1,324 (11%)	1,085 (9%)	
75～	592 (5%)	986 (8%)	1,338 (11%)	
計	12,266	12,175	11,864	

※幕張西1～6丁目、浜田1～2丁目、若葉1～2丁目

真砂エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	2,927 (12%)	2,695 (11%)	2,684 (11%)	
15～64	16,778 (66%)	14,726 (59%)	14,515 (57%)	
65～74	3,821 (15%)	4,404 (18%)	3,900 (15%)	
75～	1,867 (7%)	2,966 (12%)	4,156 (16%)	
計	25,393	24,791	25,255	

※真砂1～5丁目

稲毛海岸エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	956 (15%)	1,777 (21%)	1,779 (19%)	
15～64	4,007 (65%)	5,342 (62%)	6,074 (63%)	
65～74	734 (12%)	832 (10%)	866 (9%)	
75～	474 (8%)	685 (8%)	872 (9%)	
計	6,171	8,636	9,591	

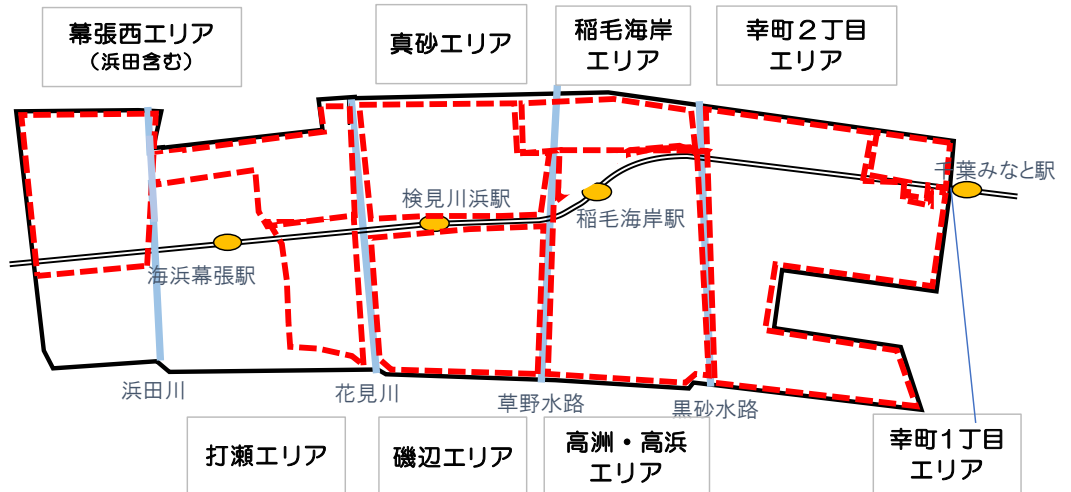
※稲毛海岸1～5丁目

幸町2丁目エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	1,518 (12%)	1,053 (9%)	741 (7%)	
15～64	8,626 (66%)	7,201 (62%)	6,462 (60%)	
65～74	1,975 (15%)	1,862 (16%)	1,594 (15%)	
75～	989 (8%)	1,588 (14%)	1,968 (18%)	
計	13,108	11,704	10,765	

※幸町2丁目

美浜区全体				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	22,781 (15%)	20,278 (14%)	18,394 (12%)	
15～64	100,201 (67%)	92,107 (62%)	92,962 (62%)	
65～74	18,670 (12%)	21,935 (15%)	19,670 (13%)	
75～	8,786 (6%)	14,115 (10%)	20,025 (13%)	
計	150,438	148,435	151,051	

※各表のH22はH23.3月末、H27はH28.3月末R2はR3.3月末時点



打瀬エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	6,089 (26%)	5,293 (21%)	4,799 (17%)	
15～64	16,358 (69%)	18,288 (72%)	20,328 (73%)	
65～74	818 (3%)	1,305 (5%)	1,581 (6%)	
75～	372 (2%)	640 (3%)	1,070 (4%)	
計	23,637	25,526	27,778	

※打瀬1～3丁目、若葉3丁目

磯辺エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	2,084 (12%)	1,699 (10%)	2,132 (11%)	
15～64	11,308 (62%)	9,076 (53%)	9,805 (53%)	
65～74	3,352 (18%)	4,032 (24%)	3,152 (17%)	
75～	1,376 (8%)	2,336 (14%)	3,543 (19%)	
計	18,120	17,143	18,632	

※磯辺1～8丁目

高洲・高浜エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	5,327 (13%)	4,323 (11%)	3,620 (9%)	
15～64	28,893 (68%)	24,289 (61%)	22,923 (59%)	
65～74	5,570 (13%)	6,977 (18%)	6,370 (16%)	
75～	2,552 (6%)	4,022 (10%)	5,844 (15%)	
計	42,342	39,611	38,757	

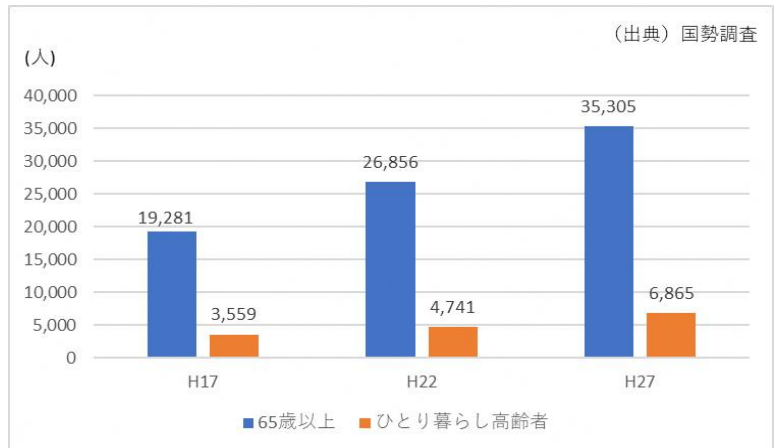
※高洲1～4丁目、高浜1～7丁目

幸町1丁目エリア				
単位：人				
年齢	H22	H27	R2	
0～14	1,386 (15%)	1,093 (12%)	794 (9%)	
15～64	6,316 (67%)	5,650 (64%)	5,259 (63%)	
65～74	1,108 (12%)	1,197 (14%)	1,122 (13%)	
75～	564 (6%)	891 (10%)	1,234 (15%)	
計	9,374	8,831	8,409	

※幸町1丁目、新港

(2) 一人暮らしの高齢者数の推移

65歳以上の高齢者が増加しており、ひとり暮らし高齢者も増加傾向にあります。



(3) 地域団体等の状況

地域には、地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、避難所運営委員会、地域運営委員会等、様々な団体が地域福祉活動の推進に向けて取り組んでいます。

※R2 年度末時点

主な地域団体等	美浜区全体	幕張西エリア	真砂エリア	稲毛海岸エリア	幸町2丁目エリア
地区部会数 (名称)	8	1 (幕張西地区部会)	1 (真砂地区部会)	1 (稲毛海岸地区部会)	1 (幸町2丁目地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)	166 (8)	15 (第30地区)	31 (第31地区)	13 (第38地区)	11 (第28地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)	194 (10)	12 (606地区)	30 (607地区)	9 (601地区※1)	19 (602地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)※2	45 (48)	3 (3)	6 (7)	4 (4)	5 (5)
地域運営委員会数	7	1	1	1	-
あんしんケアセンター (担当センター)	4	磯辺※2	真砂	高洲	幸町
主な地域団体等		打瀬エリア	磯辺エリア	高洲・高浜エリア	幸町1丁目エリア
地区部会数 (名称)		1 (打瀬地区部会)	1 (磯辺地区部会)	1 (高洲・高浜地区部会)	1 (幸町1丁目地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)		26 (第47地区)	27 (第33地区)	25 (第29地区)	18 (第36地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)		22 (610地区)	31 (608地区)	57 (604/605/609地区※1)	14 (603地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)※2		6 (8)※3	7 (7)	12 (12)	2 (2)
地域運営委員会数		1	1	1	1
あんしんケアセンター (担当センター)		磯辺※4	磯辺※4	高洲、磯辺※4	幸町

※1 601地区は一部高洲エリアも含む、609地区は一部稲毛海岸エリアも含む

※2 避難所運営委員会数と指定避難所数は、避難所の場所ごとにをカウントしているため、実際の数と異なる場合がある。

※3 打瀬エリアの中に、打瀬の避難所5か所のほか、若葉3丁目の避難所3か所を含む

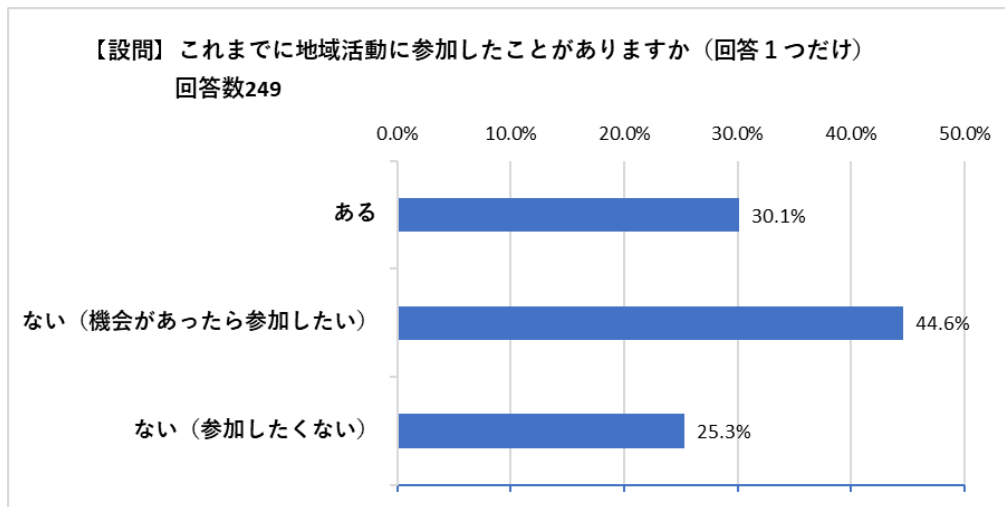
※4 あんしんケアセンター磯辺は、高洲・高浜エリアの一部、磯辺エリア、打瀬エリア、幕張西エリアを担当

（４）区民意識に関するデータ（地域活動の参加状況）

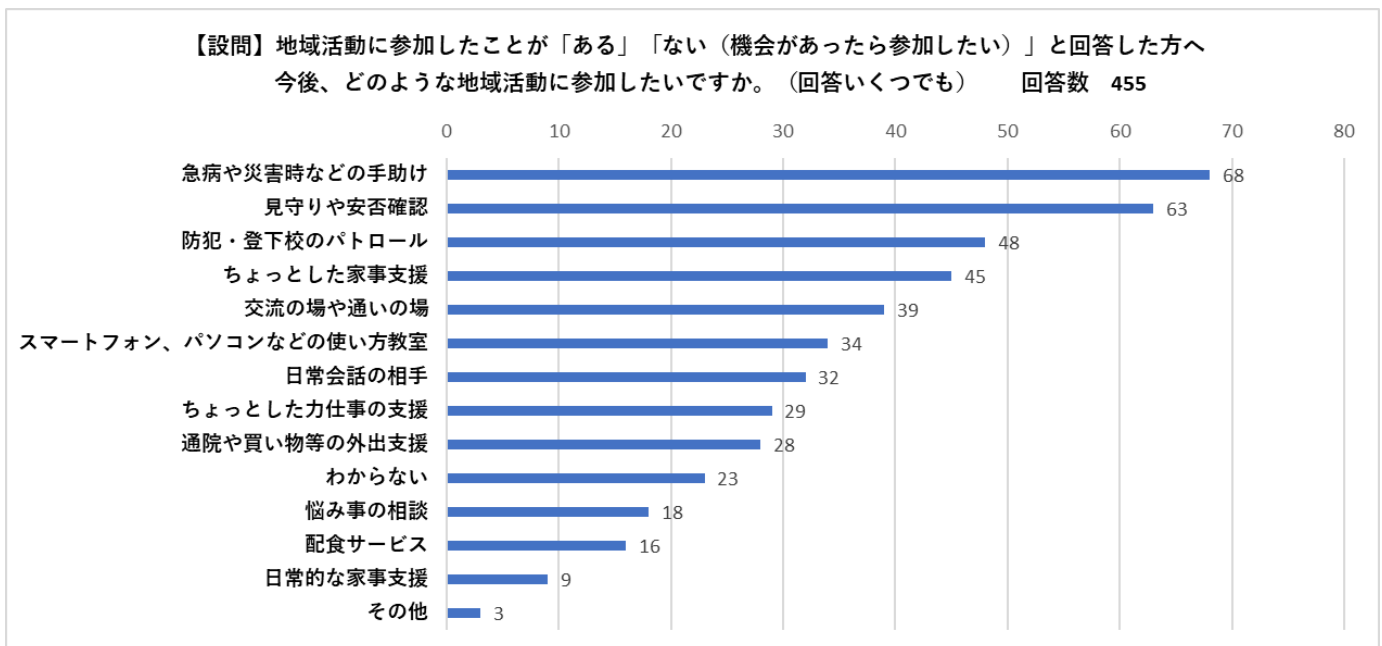
令和3年5月1日～5月10日に千葉市ホームページ上で実施した千葉市WEBアンケートにおける「地域福祉」に関する区民意識に関するデータを掲載。美浜区からは249名の回答がありました。

地域活動に参加したことが「ある」人は全体の30.1%となっています。

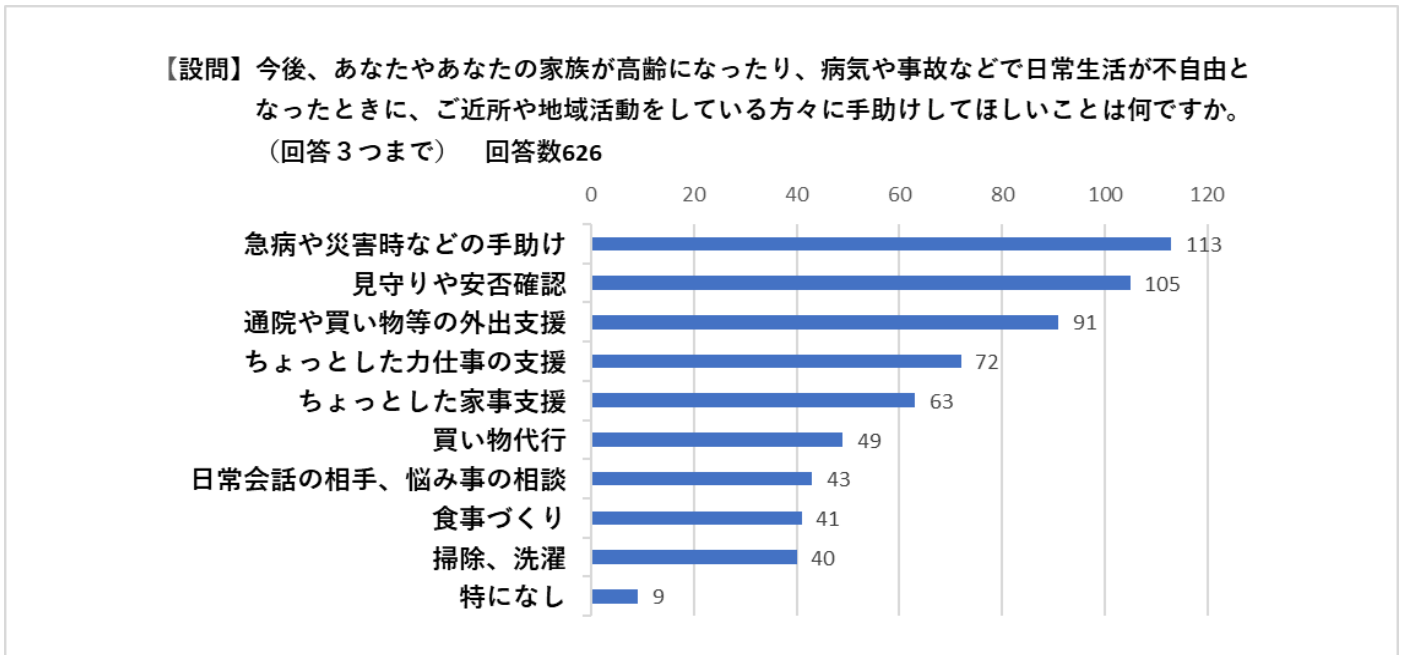
「ない（機会があったら参加したい）」も含めると全体の74.7%となり、地域活動への参加意識は高いことが伺えます。



参加したい地域活動では、「急病や災害時の手助け」、「見守りや安否確認」、「防犯・登下校のパトロール」、「ちょっとした家事支援」の順となっています。



自身や家族が日常生活で不自由となったときに手助けが必要と考えている活動では、上位2つが参加したい活動と同様に、「急病や災害時の手助け」、「見守りや安否確認」となっております。そのほか外出支援やちょっとした力仕事・家事支援のニーズも見られます。



（5）社会福祉協議会 地区部会の活動

社会福祉協議会地区部会は、誰もが安心して住み慣れた地域で理解しあい、共に支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりの一助となるような活動を推進しています。令和2年3月～令和3年3月までの期間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域活動の中止を余儀なくされ、活動回数が大きく減少しています。

主な活動	活動内容	美浜区			
		H30年度	R元(H31)年度	R2年度	
1 ふれあい いきいきサロン	公共の施設や町内自治会館等を会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防、閉じこもりの防止や地域交流・仲間づくりを行う活動	実施回数 (会場数)	521 (57)	460 (55)	77 (49)
2 ふれあい 子育てサロン	公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりや、情報交換をして、子育てを楽しみながら仲間づくりを行う活動	実施回数 (会場数)	72 (11)	78 (14)	22 (14)
3 ふれあい 散歩クラブ	地域の高齢者と地域住民が散歩を中心としてふれあうことで自宅に閉じこもりの状況を防ぎ、心身の健康保持や介護予防・高齢者の仲間づくりを行う活動	実施回数 (会場数)	82 (8)	76 (8)	37 (8)
4 ふれあい 食事サービス	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に会食会や食事の配達を通じて、温かな食事と心のふれあいを行う活動	食数 (会場数)	4,043 (15)	3,200 (15)	191 (14)

2 区の課題

（1）新しい生活様式や災害時への対応に関すること

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、地域での活動が大幅に停滞しています。

また、近年の災害発生状況を踏まえ、災害時や緊急時での支援についても一層の取り組みが求められています。感染予防に配慮しつつ、新しい生活様式や災害時に対応した活動方法、仕組みを模索し進めていく必要があります。

（2）担い手に関すること

地域での見守り活動・支え合い活動へのニーズは高まっています。しかし、担い手不足の問題は解消されておられません。高齢化も進んでおり、若い世代の担い手の取り込み（発掘・養成）が必要です。また、すでに地域活動へ参加している方への持続的な支援も求められています。

（3）地域活動に関すること

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加により、エレベーターの無い中層の集合住宅等による外出困難、買い物困難、引きこもりなどの問題から、身近な地域での支え合い活動や見守り活動を推進していく必要があります。

3 基本目標

まち みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり

この基本目標は、美浜区の目指すべき将来像です。

（第1期計画を策定するときに掲げられたもので、今回策定した第5期計画においても引き継いでいます。）

高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められています。

こころ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、地域住民や地域の多様な主体が地域生活課題の解決のため、様々な活動に「我が事」として参画し、美浜区民一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創っていくことが必要です。活動を通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進します。

4 3つの基本方針

美浜区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の3つを基本方針としました。

この基本方針は、美浜区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

〈基本方針1〉 住民主体による協働のまちづくり

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の支援や普段の見守り活動などをそれぞれの立場の人が、自身の強みを生かして身近な地域を支え、協力していく体制づくりを進めます。

< 施策の方向性 >

- (1) 顔の見える関係づくり
- (2) 安心、見守り体制の構築

《基本方針2》 誰もが暮らしやすい環境づくり

地域住民が、気軽に集い交流できる場づくりや健康づくり、ちょっとした「困った」を助け合える支え合い活動、情報が伝えやすい・伝わりやすい仕組みづくりなど、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めます。

<施策の方向性>
(1) 地域での居場所、交流の場づくり
(2) 地域での身近な支え合い活動
(3) 地域での健康づくり
(4) 地域の情報を伝える、伝わる仕組みづくり

《基本方針3》 福祉を支える人づくり

住み慣れた地域で暮らしていくために、既存の地域活動の継続、地域で支え合う福祉意識の醸成、地域を支えるボランティアの育成や活動を促進します。

<施策の方向性>
(1) 地域福祉、支え合いの意識を育む
(2) ボランティアの育成・活用

以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和5年度中に実施する中間見直しの段階で策定します！
その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！

